

# 目 次

## 第 1 号(12月13日)

議 事 日 程 .....	1
出 席 議 員 .....	1
欠 席 議 員 .....	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
議会事務局出席職員 .....	1
開会宣告・開議宣告 .....	2
諸 般 の 報 告 .....	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2
日程第 2 会期決定の件 .....	2
日程第 3 行 政 報 告 .....	2
日程第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件 .....	4
日程第 5 報告第 2号 町内行政調査報告の件 .....	4
日程第 6 報告第 3号 議会報告会開催結果報告の件 .....	5
日程第 7 報告第 4号 議員派遣結果報告の件 .....	6
日程第 8 報告第 5号 専決処分報告の件(北19号道路改良舗装工事(H22国債) その1請負契約変更の件) .....	6
日程第 9 報告第 6号 専決処分報告の件(北19号道路改良舗装工事(H22国債) その2請負契約変更の件) .....	6
日程第10 町の一般行政について質問 .....	
9番 岩 崎 治 男 君 .....	7
1 農作物等被害農家の救済対策について	
2 河川敷の立ち木伐採と、流亡土の撤去について	
3番 村 上 和 子 君 .....	12
1 中学生以下の医療費の無料化を	
2 町として雇用(働く場所)の創出をしなければ、町の活性化と人口減少の歯止めが かからないのでは	
3 食育の取り組みと特色ある学校給食及び食器の整備を	
4 医療費を引き上げる動脈硬化の発症と進行を防ぐためにも、若い層の健康診断受診 率を高めることが必要では	
1番 佐 川 典 子 君 .....	19
1 増加が予測される乳がんについて	
2 協働のまちづくり課を新設しては	
3 成年後見制度について	
5番 金 子 益 三 君 .....	27
1 住宅リフォームについて	
2 単位老人会の助成について	
3 白銀荘の洗い場改修について	
4番 米 沢 義 英 君 .....	35
1 介護保険制度について	
2 障がい者対策について	
3 予約型乗り合いタクシーについて	
4 光ケーブルの設置について	
5 見晴台公園について	
散 会 宣 告 .....	44

# 目 次

## 第 2 号 ( 1 2 月 1 4 日 )

議 事 日 程 .....	4 7
出 席 議 員 .....	4 7
欠 席 議 員 .....	4 7
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	4 7
議会事務局出席職員 .....	4 7
開 議 宣 告 .....	4 9
諸 般 の 報 告 .....	4 9
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	4 9
日程第 2 町の一般行政について質問 .....	4 9
9 番 中 村 有 秀 君 .....	4 9
1 敬老祝い金の支給継続をすべきではないか	
2 組織機構見直しの推進状況は	
3 一般質問等のその後の措置状況について	
6 番 徳 武 良 弘 君 .....	5 8
1 防災対策について	
2 観光に対するビジョンについて	
1 番 一 色 美 秀 君 .....	6 0
1 教育費の増額について	
2 幼・保・小・中・高連携促進事業について	
日程第 3 議案第 1 号 平成 2 3 年度上富良野町一般会計補正予算 ( 第 8 号 ) .....	6 4
日程第 4 議案第 2 号 平成 2 3 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	6 8
日程第 5 議案第 3 号 平成 2 3 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	6 9
日程第 6 議案第 4 号 平成 2 3 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	6 9
日程第 7 議案第 5 号 平成 2 3 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	7 0
日程第 8 議案第 6 号 平成 2 3 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	7 2
日程第 9 議案第 7 号 平成 2 3 年度上富良野町水道事業会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	7 3
日程第 1 0 議案第 8 号 平成 2 3 年度上富良野町病院事業会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	7 4
日程第 1 1 議案第 9 号 上富良野町農業情報センター条例を廃止する条例 .....	7 5
日程第 1 2 議案第 1 0 号 日の出公園施設の指定管理者の指定について .....	7 5
日程第 1 3 議案第 1 1 号 吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について .....	7 9
日程第 1 4 議案第 1 2 号 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について .....	8 1
日程第 1 5 認定第 1 号 平成 2 3 年第 3 回定例会付託 .....	8 5
議案第 6 号 平成 2 2 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	
日程第 1 6 認定第 2 号 平成 2 3 年第 3 回定例会付託 .....	8 5
議案第 7 号 平成 2 2 年度上富良野町企業会計決算認定の件	
日程第 1 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦の件 .....	8 6
日程第 1 8 発議案第 1 号 軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見の件 .....	8 6
日程第 1 9 発議案第 2 号 ワクチン接種緊急促進事業の継続を求める意見の件 .....	8 7
日程第 2 0 発議案第 3 号 環太平洋経済連携協定に反対する意見の件 .....	8 8

日程第 2 1 閉会中の継続調査申出の件 .....	8 8
町長あいさつ .....	8 8
議長あいさつ .....	8 9
閉 会 宣 告 .....	8 9

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
第 2 会期決定の件 12月13日～14日 2日間  
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君  
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件  
代表監査委員 米田 末範 君  
第 5 報告第 2号 町内行政調査報告の件  
第 6 報告第 3号 議会報告会開催結果報告の件  
第 7 報告第 4号 議員派遣結果報告の件  
第 8 報告第 5号 専決処分報告の件（北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1請負契約変更の件）  
第 9 報告第 6号 専決処分報告の件（北19号道路改良舗装工事（H22国債）その2請負契約変更の件）  
第10 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

1番	佐川 典子 君	2番	小野 忠 君
3番	村上 和子 君	4番	米沢 義英 君
5番	金子 益三 君	6番	徳武 良弘 君
7番	中村 有秀 君	8番	谷 忠 君
9番	岩崎 治男 君	10番	一色 美秀 君
11番	今村 辰義 君	12番	岡本 康裕 君
13番	長谷川 徳行 君	14番	西村 昭教 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	増田 修一 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会 計 管 理 者	中田 繁利 君	総務課長	田中 利幸 君
防災担当課長	伊藤 芳昭 君	産業振興課長	前田 満 君
保健福祉課長	坂 弥 雅彦 君	健康づくり担当課長	岡崎 智子 君
町民生活課長	北川 和宏 君	建設水道課長	北向 一博 君
技術審査担当課長	松本 隆二 君	農業委員会事務局長	菊池 哲雄 君
教育振興課長	服部 久和 君	ラベンダーハイツ所長	大場 富蔵 君
町立病院事務長	松田 宏二 君		

議会事務局出席職員

局 長	野崎 孝信 君	主 査
深山 悟 君		
主 事	新井 沙季 君	

## 第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成23年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)	12月14日	原 案 可 決
2	平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	12月14日	原 案 可 決
3	平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	12月14日	原 案 可 決
4	平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	12月14日	原 案 可 決
5	平成23年度上富良野町ラベンターハイツ事業特別会計補正予算(第2号)	12月14日	原 案 可 決
6	平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	12月14日	原 案 可 決
7	平成23年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	12月14日	原 案 可 決
8	平成23年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)	12月14日	原 案 可 決
9	上富良野町農業情報センター条例を廃止する条例	12月14日	原 案 可 決
10	日の出公園施設の指定管理者の指定について	12月14日	原 案 可 決
11	吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について	12月14日	原 案 可 決
12	上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について	12月14日	原 案 可 決
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	12月14日	適 任
	認 定		
1	平成23年第3回定例会付託 議案第6号 平成22年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	12月14日	認 定 可 決
2	平成23年第3回定例会付託 議案第7号 平成22年度上富良野町企業会計決算認定の件	12月14日	認 定 可 決
	行政報告	12月13日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	町の一般行政について質問	12月13日 12月14日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	12月13日	報 告
2	町内行政調査報告の件	12月13日	報 告
3	議会報告会開催結果報告の件	12月13日	報 告
4	議員派遣結果報告の件	12月13日	報 告
5	専決処分報告の件（北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1 請負契約変更の件）	12月13日	報 告
6	専決処分報告の件（北19号道路改良舗装工事（H22国債）その2 請負契約変更の件	12月13日	報 告
	発 議		
1	軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見の件	12月14日	原 案 可 決
2	ワクチン接種緊急促進事業の継続を求める意見の件	12月14日	原 案 可 決
3	環太平洋経済連携協定に反対する意見の件	12月14日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	12月14日	原 案 可 決

平成23年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成23年12月13日（火曜日）

午前 9時00分 開会  
(出席議員 14名)

#### 開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成23年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、12月9日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営については、11月28日及び12月7日、議会運営委員会を開き、会期及び日程等を審議しました。

今期定例会まで受理しました陳情、要望の件数は3件であり、その内容はさきに配付したところであります。

監査委員から、例月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出議案13件及び報告案件2件、並びに議長からの報告案件4件及び認定案件2件、議員からの発議案3件であります。

なお、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきましては、あす配付の予定であります。

町長から、今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成23年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、岩崎治男議員外7名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したとおりであり、質問の順序は通告を受理した順となっております。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 中村有秀君

8番 谷忠君

を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は12月14日までの2日間と決しました。

#### 日程第3 行政報告

議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例町議会以降におきます町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、平成23年度の町表彰式についてありますが、多くの御来賓の皆様方の御臨席を賜り、11月3日に挙行いたしました。

町の関係では、長年行政委員会委員として地方自治の振興発展に大きな役割を果たされた方、また、社会福祉、消防業務の各分野において顕著な功績を残された方7名に、社会貢献賞を授与いたしました。

教育委員会関係では、2名に文化功労賞、2名1



団体に文化奨励賞、1名にスポーツ賞、9名5団体にスポーツ奨励賞の表彰をさせていただいたところであります。

また、国の栄典関係では、11月3日発令の危険業務従事者叙勲において、防衛功労として瑞宝双光章に1名、瑞宝単光章に5名、合わせて町内在住6名の方が受賞されました。

改めて、受賞されました皆様の御功績に対し、心より敬意をあらわしますとともに、ますますの御活躍、御健勝をお祈り申し上げますところであります。

次に、全国町村長大会及びふるさと会等についてであります。11月30日の全国町村長大会に出席するとともに、旭川十勝道路の整備促進に向けて、期成会関係首長の皆様と、民主党、国交省、関係国会議員へ要望を行ってまいりました。

また、上京中に東京ふらの会総会が開催されたことから、沿線市町村長とともに出席をまいりました。

なお、札幌上富良野会総会につきましては、11月4日に、当町にゆかりのある84名の方々の参加により開催され、有意義な時間を過ごさせていただいたところであります。

次に、上富良野消防団100周年についてであります。明治44年の「上富良野消防組」創設以来、100年の記念すべき年を迎えられたことから、11月27日記念式典が挙行され、出席をまいりました。

この100年を振り返り、火災時のみならず十勝岳噴火や集中豪雨災害時における消防団の皆様への献身的な行動と日ごろの訓練に対し、改めて敬意と感謝を表する次第であります。

次に、十勝岳火山防災関係についてであります。10月13日と14日、美瑛町を会場として火山防災フォーラムが開催され、「魅力あふれるまちづくりのための火山噴火対策」をテーマに、パネリストとしてパネルディスカッションに参加しました。

また、12月1日には、町民防災講座として北海道大学名誉教授、岡田弘先生をお招きし、「十勝岳大正泥流85周年に考える・・・繰り返される自然災害から何を学んできたか」と題して御講演いただきました。

次に、自衛隊関係であります。10月2日に第3地对艦ミサイル連隊、10月8日に多田弾薬支処、10月16日に北部方面隊、10月30日に島松駐屯地及び北海道補給処の各創立記念行事に出席するとともに、10月22日には北海道殉職隊員追悼式に出席をまいりました。

また、11月20日に北海道大演習場で開催され

た第7師団戦車射撃競技会に出席しましたが、上富良野駐屯地から第2戦車連隊が参加され、見事優勝されましたことを御報告いたします。

基地対策関係では、11月9日、10日に自衛隊協力会上富良野支部の役員によります上富良野駐屯地現状規模堅持・さらなる拡充及び上富良野演習場拡張要望を、道内及び中央要望として北海道防衛局と防衛省及び関係国会議員へ行ってみりました。

さらに、11月21日、22日には、北海道駐屯地等連絡協議会によります北海道の自衛隊体制維持・拡充を求める中央要請を実施し、あわせて北海道基地協議会によります平成24年度防衛施設周辺整備事業要望を防衛省、総務省、財務省、関係国会議員へ行ってみりました。

また、上富良野駐屯地における緊急登庁時の隊員子弟預かり事業の実施に当たり、隊員の子育て支援策として、実習生受け入れに関する協定を11月1日に町と駐屯地業務隊において締結いたしました。

次に、子宮頸部がんワクチンの接種状況についてであります。受診勧奨をさらに進め、11月末現在、初回接種率は90.7%となっております。

今後は、2回目、3回目の接種が確実に進むよう、さらなる勧奨に努めてまいります。

次に、第49回北海道障害者スポーツ大会についてであります。10月2日、本町においては、島津球場を会場としてソフトボール競技を開催しました。あいにくの天候の中ではありましたが、参加7チーム80人の選手団と、競技・支援団体と関係職員約60人の計140人体制で、事故もなく無事競技を終えることができました。

御支援、御協力いただいた上富良野町ソフトボール協会、上富良野町体育協会、野球少年団の皆様へ感謝申し上げます次第であります。

次に、住宅リフォーム等助成及び省エネ型生活灯補助についてであります。11月末現在で、住宅リフォーム等助成につきましては39件468万円、省エネ型生活灯補助については325灯1,360万円の交付を行ったところであります。

なお、本年度分の住宅リフォームの受け付け締め切りは、当初11月30日としておりましたが、予算の範囲内でさらに対応できるよう平成24年2月28日まで延長しており、広報や町内施工業者を通じて町民の皆様にお知らせしているところであります。

また、本年7月31日で国が運営する住宅エコポイント制度は一時中断されましたが、11月21日から平成24年10月31日までの期限つきで再開されたことから、この間においてはエコポイントの対象となる施工を併用することにより助成効果の向

上が期待されるところであり、今後とも助成制度の周知に努め、さらなる二酸化炭素排出量の削減に努めてまいります。

次に、農業関係であります。9月定例会においても報告させていただきましたが、春からの天候不順とたび重なる豪雨により、大きな農業被害を招く結果となりました。農作物の減収は、現在の調査状況で8億7,000万円余りに上り、また、農地、農業施設等への被害も甚大となりました。

これを受け、今定例会におきまして、資金対応にかかわる予算について上程をさせていただいているところです。

また、農地被害や農道などの農業施設被害に対する復旧につきましても、都度補正予算で対応させていただいているところですが、今年度中の着工・完了に至らない被害箇所が相当数あり、新年度予算で対応を図るべく編成作業を進めているところであり、被害を受けられた農業者の皆様が来年以降も安定的に農業経営が継続できるよう対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、サッポロビール株式会社が計画しておりました直営のポップ生産圃場についてであります。去る10月、草分地区において、既存農地を借り受ける形で完成し、生産活動が開始されました。作付面積は50アールほどで、企業PRを初め社員の研修の場としても活用されることとなっております。

今後、さまざまな地域活動と連携し、地元経済への波及など、地域振興に発展するよう大いに期待をしているところであります。

次に、ラベンダーハイツ関係についてであります。特養の上半期における利用状況は95%、ショートステイは90%と好調に推移しましたが、スプリングラー設備の新設工事が始まった10月以降は、特養の新規入所を見合わせたりショートステイの利用調整を行ったことなどにより利用率が下がっている状況にあります。

なお、デイサービスにおきましては、ほぼ前年並みの利用で推移しております。

また、計画的に進めておりました介護ベッドの更新については、12月2日に納品が完了し、本年度で特養50台のベッドすべての整備が完了し、入所者の住環境が改善されたところであります。

次に、町総合文化祭についてであります。10月29日から11月3日及び11月5日の7日間、社会教育総合センターと保健福祉総合センターを会場に開催をいたしました。

今回の文化祭は、町民コンサート、芸能発表等に36団体の参加と1,176点の展示をいただき、延べ4,378名の方々に御来場いただき、盛会の

うちに終了することができました。

今後も、町内の文化愛好者及び団体の自主的な発表の場として開催してまいりたいと考えております。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。9月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、12月9日現在、件数で7件、事業費総額で2,525万2,500円で、本年度累計では48件、事業費総額2億6,282万5,500円となっております。

詳細につきましては、お手元に「平成23年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### 日程第4 報告第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

代表監査委員（米田末範君） 例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成23年度8月分から10月分について、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果の概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

一般会計、各特別会計、各企業会計並びに各会計基金の出納の収支状況は、1ページから12ページまでの結果報告書に示すとおりであり、現金・預金は適正に保管されていることを認めました。

なお、結果報告書につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、町税並びに国民健康保険税の収納状況につきましては、13ページにございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### 日程第5 報告第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各常任委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読させます。

事務局長。

事務局長（野崎孝信君） 町内行政調査について、報告書を朗読させていただきます。

平成23年第3回定例会において議決された町内行政調査について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成23年12月8日、議長あて。総務産建常任委員長、今村辰義、厚生文教常任委員長、佐川典子。

記。

#### 1、調査の経過。

平成23年10月6日、全議員による合同調査として町内行政調査を実施し、町内公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め、調査を行った。

#### 2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、22カ所の現地調査を行ったところ、その実態により今後の議会審議の資とすることとしたため、特に調査の意見は付さないこととした。

なお、調査した施設等は次のとおりである。

以下、22カ所については御高覧願います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### 日程第6 報告第3号

議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号議会報告会開催結果報告の件について報告を求めます。

議会運営委員長、金子益三君。

議会運営委員長（金子益三君） 議会報告会開催結果について御報告申し上げます。

平成23年度第3回定例会において議決された議会報告について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成23年12月8日、上富良野町議会議長、西村昭教様。議会運営委員長、金子益三。

記。

開催の目的。

上富良野町自治基本条例による「議会の役割と責務」の趣旨に基づき、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民に直接報告するため、昨年に引き続き、全議員による議会報告会を町内公共施設6カ所で開催した。

開催日、平成23年11月29日。

会場及び参加人数は、6会場79人。内訳につきましては御高覧ください。

出席議員、1班6人、2班7人。

議会報告及び懇談会の内容について御報告申し上げます。

#### 1番、議会報告。

平成23年第1回定例会から第3回定例会までの主な議決事件について、担当議員により説明を行うとともに、地域課題に対する要望と質疑応答を行った。

2、議員定数と報酬をテーマとした懇談について。

これまでの議会改革の経過説明とともに、議員定数と議員報酬について、道内の類似団体及び上川管内町村との比較の説明を行った。

議員定数と報酬について、参加者から多くの意見などが寄せられるとともに、議員みずからの考えなども述べられた。

3、参加者からのアンケート調査を実施いたしました。

結果報告については、上富良野議会だより及び町ホームページにて周知報告することといたしました。

まとめといたしまして、今回の議会報告会では、2部構成として行ったことにより、第1部の説明では、近年、住民がなかなか議会を傍聴することが難しい状況の中、議員から参加者にわかりやすく審議された議事について説明することができ、審議内容についても議場の臨場感を出しながら伝えることができた。

また、審議事項に対しての住民からの質問や結果に対する意見なども出されていた。住民の代表である議会議員と理事者側との考え方の差異なども、参加した住民に十分伝わっていた。

第2部では、参加者と議会との直接的な懇談の場でテーマを設けて、それに対して出された意見及び住民が求める上富良野町のあり方などに対するさまざまな意見にこたえた。

今後も引き続き幅広い住民の意見を聞きながら、議会活性化とともに、住民に身近で開かれた議会を目指していくこととした。

2番、議会報告会で議員定数と報酬について出された住民からのさまざまな意見については、今後も議会報告会などを通じて広聴を行い、現在の任期期間内の議会において十分に議論を深めた上で、議会としての方向性を出すものとする。

今回の議会報告会において住民から出された要望等で重要なものについては、町長に年内に書面で提

出し、年明けにその対応を求め、住民に公表をするものとしたしました。

以上です。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### 日程第7 報告第4号

議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号議員派遣結果報告の件について報告を求めます。

議会運営委員長、金子益三君。

議会運営委員長（金子益三君） 議員派遣結果について御報告を申し上げます。

平成23年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を御報告いたします。

平成23年12月8日、上富良野町議会議長、西村昭教様。議会運営委員長、金子益三。

記。

1、富良野沿線市町村議会議員研修会について。

研修の経過。

平成23年10月3日に中富良野町で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に13名が参加をいたしました。

研修の結果といたしまして、上富良野駐屯地司令、叶謙二氏より「東日本大震災における自衛隊の支援活動等について」の講演と、富良野広域連合消防本部消防長、原一志氏及び警防課警防係長兼救急指令係長、井山真次氏より「東日本大震災における消防の支援活動について」の講演を聴講いたしました。

2、上川管内町村議会議員研修会について。

1、研修の経過。

平成23年11月9日に旭川市で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に9名が参加をいたしました。

研修の結果。

北海道大学名誉教授、北海学園大学法学部政治学科教授、神原勝氏より「議会が変われば自治体が変わる」の講演と、帝京大学教授、元自衛隊北部方面総監、志方俊之氏より「大丈夫か、日本の危機管理体制」の講演を聴講いたしました。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これを

もって議員派遣結果の報告を終わります。

#### 日程第8 報告第5号

#### 日程第9 報告第6号

議長（西村昭教君） 日程第8 報告第5号専決処分報告の件（北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1請負契約変更の件）、日程第9 報告第6号専決処分報告の件（北19号道路改良舗装工事（H22国債）その2請負契約変更の件）について、一括して報告を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま一括上程いただきました専決処分に関する報告第5号及び報告第6号について、経過の報告を行います。

本専決処分は、平成23年3月27日に議決を賜りました北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1及びその2の2工区の請負契約の変更に関するものであります。

その1については高橋建設株式会社、その2については株式会社アラタ工業により施工中であります。両工区とも地権者の要望による取り付け道路の延長が短縮になったこと、のり面緑化面積の縮小などによる工事量の減少と残土等産業廃棄物の増加による設計変更に基づくもので、増減相殺の結果、その1について11万5,500円、その2については31万5,000円を、平成23年12月6日の専決処分により、それぞれ減額する契約変更を行ったものであります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第5号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1請負契約変更の件。

裏面をごらんください。

専決処分書。

北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1請負契約の締結（平成23年3月27日議決を経た議案第25号に係るもの）を次により変更する為、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年12月6日、上富良野町長、向山富夫。

記。

変更事項。

契約金額、変更前6,846万円、変更後6,814万5,000円。

引き続き、報告第6号へ参ります。

報告第6号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、北19号道路改良舗装工事（H22国債）その2請負契約変更の件。

裏面をごらんください。

専決処分書。

北19号道路改良舗装工事（H22国債）その2請負契約の締結（平成23年3月27日議決を経た議案第26号に係るもの）を次により変更する為、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年12月6日、上富良野町長、向山富夫。

記。

変更事項。

契約金額、変更前6,699万円、変更後6,687万4,500円。

以上、報告といたします。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第10 町の一般行政について質問

議長（西村昭教君） 日程第10 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 一般質問を行います。

本年は、3月11日、突然起きた東日本大震災により大津波が発生、福島原子力発電所が大変な被害を受け、地区住民も犠牲に巻き込まれまして、こういったことに心より哀悼の誠を捧げたいと存じます。

私たちの町におきまして、これらの被害の風評被害につきまして、懸念をされるところでございます。

私は、次の2項目について質問をいたします。

まず1点目、農作物等被害農家の救済について質問をいたします。

我が町の本年度は、春先より異常気象に見舞われ、上富良野町の基幹産業であります農業の農作物に甚大な被害をもたらし、減収となったところであります。

7月ごろより降り始めたゲリラ豪雨は、上富良野観測史上まれに見る、総雨量が200ミリメートル以上を超えるものでした。

この集中豪雨が発生し、用排水や農道、農作物が多くの被害を受けてしまいました。

作物の減収により、平成24年度の再生産に必要な営農費が確保できない状況にあります。

J A からの農協上富良野支所は、これらの救済措置として、農業経営緊急支援資金の申し込みを受け付けしているところでございます。

町長は、農作物等の被害農家にどのような救済対策を考えているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、2項目め、河川敷の立ち木伐採と流亡土の撤去についてお伺いをしたいと思います。

今年は、三度にわたる集中豪雨により、あちらこちらの大小河川で洪水が発生いたしました。

北海道河川のベベルイ川についてであります。

河川敷に自然に生え茂った立ち木が大きくなり、木が倒れて危険な状況となっておりますのであります。

川周辺の住民からは、北海道の管理ではあるが、町を通じて早期伐採、整備を行ってほしいとの声があり、その旨、町には伝えましたが、何の回答もなく、関係者は、また雨が降ったらと不安を募らせている状況にあります。これについて、まず回答を願いたいと思います。

次、二つ目、デボツナイ川の流亡土についてであります。

8月の集中豪雨により、東6線北20号の交差点付近の水稲などの農作物が水没し、大きな被害を受けました。この原因は、まだ改修の行われていないデボツナイ川の蓄積された流亡土が原因であります。

この件についても、町を通じて土木現業所のほうに伝えて早期の返答をいただくこととなっていたところではありますが、なかなか私たちのほうにそれらの状況が伝わってこなかったということとございまして、この2点につきまして現況を聞き、これからの対応についてもお伺いをしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの農作物と被害農家の救済対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

行政報告でも、本年における農業被害の概要については述べさせていただいているところであります。

が、議員も御懸念されておりますように、天候不順による農作物の減収はここ3年続いており、また、豪雨による農地や農業施設の被害も2年連続して発生しております。

これらによって生じた被害農家の皆さんの疲弊感、地域農業全体に波及しているものと認識しております。

町といたしましても、本年の収穫や来年の営農に支障を来さないよう、被害農地や農道など生産基盤の復旧に対する助成策を講じてきたところであり、また、資金面におきましても、来年の営農に向けて円滑な準備ができるよう、議員からも御発言のありました農業経営緊急支援資金に対する利子及び保証金の助成について予算措置を予定させていただいているところであります。

今後におきましては、予算に基づく事業の円滑な執行はもとより、農業被害が当初の予想を上回っていたため、来春施工される復旧事業に対しましても新年度予算において対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の河川敷の立ち木伐採と土砂上げに関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

昨年は3回、本年は4回の集中豪雨による災害が発生し、復旧に当たってまいりましたが、この7回の中には、一部地区に集中したものもある一方で、本年9月2日、3日の豪雨は、全町にわたって200カ所を超える被害を受けたところであります。

町が維持管理する施設以外に、農地や農道、北海道管理河川にも被害が及んだところであり、かねてより北海道へは河川改良の促進や適正な維持管理を要望しておりますが、今般の災害状況をかんがみて、再度の町単独での要望行動のほか、過日、富良野地区広域市町村圏振興協議会としても河川管理に関する要望を行ったところであります。

1点目のベベルイ川と2点目のデボツナイ川への対応の状況についてであります。北海道旭川建設管理部富良野出張所からは、デボツナイ川の土砂上げについては、本年度既に一部についての発注済みとの連絡を受けております。また、ベベルイ川の立木処理につきましては、富良野川やヌッカクシ富良野川、江幌完別川など他の河川を含めた中で、年次計画に基づき伐採整備を進めるとの情報をお願いしております。

今後とも、でき得る限り早期実施へ向けた要望を継続してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 農産物被害農家の救済対策につきまして、町長からただいま答弁がありましたところでございますけれども、これに対しましては、町長も答弁しておりましたけれども、農業経営緊急支援資金というものを創設しまして、ことしの営農に対する資金として活用できる資金かなというふうに感じているところでございますけれども、これも町長も承知しているということですので、この利子と保証金の助成を行うということでございますので、それらの、個人名はいいですけども、数字的にどれぐらいの金額、それからどれぐらいの農家、利子補給の金額など、もう少し詳細な部分を報告願いたいと思います。

それから、もう一つ町長に伺いますけれども、この支援資金のほかにまた、何か救済対策ということ考えているかどうかということについても質問します。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 9番岩崎議員の御質問の、資金の人数、それから金額等についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、資金については、現在、調査段階では、40件ということで来ております。金額については、約1億5,000万円程度の資金が必要ではということでの予定をしているところであります。

ただ、この内容等につきましては、これから正式な申請、それからJAさんでの審査等々を行った中での数値となる予定でございますので、最終的な金額等々についてはまだ、これからだと思っております。

ただ、もう1点、利子等の補給金額については、5年以上ということで、10年までの中で、全体で944万3,000円の今予定をしているところであります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきますが、農業者の本年度の被害、あるいは被害に伴いまして、減収要素に対する救済対策等についての御質問でございますが、先ほどお答えさせていただきましたように、資金面でのバックアップ、さらには被害を受けました農地の流亡、あるいは施設等、農道等の復旧に対しまして万全を期してまいりたいというふうを考えております。

特に、救済にかかわります救済対策事業としての実施は、現在予定をしていないところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 今、前田課長のほうから、約40件で1億5,000万円という、計画といいますが、現段階だということは承知しました。

去年については51戸くらいあったという、結果ですから、これはちゃんとした数字なのですが、そういったことで、2年続きでこういう大きな金額を、対策を練ったということは、これは被害農家さんにしたらお金を借りることをごさいます、これらの利息については、町長が利息助成をするということで、これもありがたいことだとは思いますが、この上富良野町の異常気象による被害は3年連続しているわけをごさいます、1年目は手持ちの金とかいろいろ、お金の融通ができたと思えますけれども、昨年が51件、ことしが40件強というようなことで、連続してこういう資金につなげるわけですが、これらについては年々、その農家さんが増大していくわけですが、借入金が。そういうことを考えると、別の何か支援策を打たないと、農家の弱体は免れないというふうに思います。

私は、ちょっと隣の組合員からいろいろと情報をキャッチしたところでありますけれども、その隣の町、この上富良野町に匹敵したような営農体形の、畑作と水田の町でございまして、そういった中にいまして、農業共済組合の掛け金をかけたら減収分が補てんされるという制度がありますけれども、この制度に乗っかっている農家は毎年保険金があり、何割かの補てんはされるわけですが、この掛け金を掛けられない農家があるわけですが。逼迫して、農協で出される支援資金をつくって年を越すと。年が明けたら、まず作物の共済に加入する。

保険制度ですから、加入していない人にはそういった被害のお金も戻ってこないというわけですが、共済金を掛けられない農家に対して、この町では農協が20%、町が20%の掛け金に対する加入率促進事業という事業を起こしてやっているわけです。

これは23年、ことしから始めた事業でございまして、こういった事業は継続してやるのだという担当者のお話でした。そういう事業をして、経営農家の共済金は6割を自己負担。今言ったように町と農協で4割負担というようなことで、これは加入率を促進するためのお金で、もらうお金に対する保証ではないのだということをごさいます、うちの町もこういう加入率促進事業をぜひ取り入れて、24年度早々からやっていただきたいと思えますけれども、町長の考えをお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の再度の御質

問にお答えさせていただきます。

ただいま御質問いただきましたのは、農業共済に対します掛け金の助成策についてのお尋ねかと思えます。

農業共済制度というのは、農業者の経営安定に大変寄与しているという認識は、私も一とするところでございます。とりわけ上富良野町の近年の農業被害の状況をそれぞれ農業者もとらえていただきまして、私が伺っているところによりますと、上富良野町の農業者の共済に対します、特に畑作共済で申し上げますと、加入率におきましては昨年度50%であったというような中で、23年度産については70%に及ぶ加入率になったというふうに聞いておりますが、私は、農業共済制度につきましては、これは農業者みずから自分の経営を守る、そういう制度というふうに理解してございまして、これは、先ほど資金援助のところでもお話し申し上げましたが、緊急支援資金につきましては、当然、次年度の営農資金というような性格もございまして、経営費の一部として、これは経営者が自分の経営を守るという観点から考えますと、自己責任において、やはり共済に加入していくのが私は本来の姿であろうというふうに考えておりますので、町といたしましては、共済掛け金の支援の考えはないことと、あわせて、先ほど申し上げましたように、農地の被害、あるいは農道等の被害、そういったものに対しましては万全を期してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 町長は、この被害に対する年越し資金といいますが、来年の営農に使う資金としての、農協が実施している支援資金に対して、町は利息補てんで十分というような考えに受けとめられるわけですが、これは自己責任という今発言もございましたけれども、これは自己責任ではなくて自然災害なのです。これは人的なことではとめ切れるものではない。干ばつが来る、太陽さんを遮る、大雨が降るといふ。この雨を遮断することはできません。

降るだけ降ってやむというのが自然災害でありまして、この自然災害についてはやっぱり、大きなものについては国が、北海道のものについては道が、上富良野町は特に今回、よその地区より雨の降った量が多かったわけですが、これに対しても、町が責任を持って、そこで働く農業者の生活を守るのが町でありまして、町長は、自己責任という言葉には、私はちょっと納得できないというふうに思えますし、今、共済制度について質問しましたけれども、この共済制度は、町長がおっしゃるように、

平成23年度の加入率が70から77%ということで、美瑛町の、先ほど発言している内容については、この町は、共済加入率促進事業ということで20%ずつを補てんしなかったときには約67%か68%の加入率だったと。これを導入したら88%まで、20%も加入率が促進されて、そういう作物補償がなされる体系が確立されてきたということでございます。

そういったことで、何とか加入率を促進して、皆さんが安心して作物をつくれる体系をしていただきたいと思えますし、また、今の共済組合の制度においては、米や麦については強制加入に近い加入率ということでございますけれども、芋、ビート、豆類でしたか、ちょっと項目は100%承知しておりますけれども、三つの作物がセットでないと、この組合に入れないと。芋だけ入りたいたいとか、ビートだけ入りたいたいという単品ではちょっと、いけない部分があるのだというふうに伺いました。

そういうことで、自分のつくる部分だけ守りたいけれども、そういうようなセット加入という面もあって大変なのだという話、これは町に持ってきてもどうにもならない話ですけれども、前段の加入率促進について、もう一度伺いたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

共済制度、共済に対します考え方についてのお尋ねかと思いますが、前段、経営に対する自己責任という意味の御理解につきましては、経営に対する責任は自己責任であると、基本的に、そういうふうな考えでお答えさせていただいたものでございます。

再度、同じ答弁の繰り返しになりますが、農業経営の行う上において、リスク管理は当然、経営者が常に意識をして経営に当たっていくというのが私は本来の姿であると思えます。そういう意味におきまして、農業の体質強化、経営基盤強化につきましては、町として支援をさせていただくことは当然だというふうな理解をしておりますが、それぞれの経営の分野に対します、言ってみれば、私の理解といたしましては、経営の直接経費に類するような部分だと思います。共済の掛け金につきましては、そういう観点から考えますと、それはみずからの経営費の中での管理費ということで、各自それぞれ農業者が対応することが本来の姿だというふうに理解をしているところでございます。

議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） この支援策についてですけれども、もう1点、私は提案したいと思えますけれども、11月30日にJA、農協が主催する部落懇

談会というものが持たれまして、私も組合員の1人として参画してございまして、その資料の中に、JAふらの、農協ですけれども、農業経営リスク低減支援ということで、また共済掛け金の5%を上限として支援するような、そういう対策を今、やるのだというふうなことで、ちゃんとペーパーももらいまして、説明を受けたところでございます。

農協は組合員を守るのがあれてございましてけれども、町もやはり、農業者があって、第1次産業である農業があってこそ町も潤い、また繁栄するものだというふうに思っております、この点について、町はどの程度周知しているのか、ちょっと聞かせていただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

ふらの農協さんが計画をしております実験事業等につきましては、詳細については承知しておりませんが、理事者におきまして、そういう実験事業を行いたいということで、理事会に対して提案をさせていただいているという状況だということでご伺います。

議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） このリスク支援事業ですけれども、そういう考えを示している段階で、やるという確実なあれは持っておりませんが、よその農協も、そして、この富良野圏域の富良野合併農協も、そういう支援策を考えているということでございまして、上富良野町としても、やはり、そういう話が来たときは、ぜひ支援事業に乗かって、少しでも被害をこうむっております農家が来年営農ができるような体制にさせていただきたいというふうに思いますので、もう一度お考えをお聞かせ願います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきますが、答弁の繰り返しになって恐縮だとは思いますが、私といたしましては、ただいま御質問の農業共済に対します掛け金に対します支援の仕組みについての考えは、現在持ち合わせておりません。何度も申し上げておりますが、町といたしましては、農業の基盤の安定と強化についてはこれからも精力的に取り組みをさせていただく考えでございますが、現在、岩崎議員からお話がございます農業共済の支援につきましては、共済組合という組織がございまして、そちらのほうで大いに組合員に対しまして理解を進めていただくことを期待しているところでございます。

以上でございます。



議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 次に、2項目めの河川敷の立ち木伐採ですけれども、ベベルイ川のことについて質問したところでございますけれども、これについては、私も地元住民の御要望にこたえて、現地へ行って、この大雨の後の被害状況を見せていただいたところでございます。

ベベルイ川は、倍本の自衛隊演習場から源として流れてきている川でございます。途中、神谷川とかいろいろな川が合流して富良野川へ流れているということでございますけれども、この東中地区は元来、このベベルイ川に、水害ということで悩まされてきたところでありますけれども、土木現業所のお力添えで堤防を管理しまして、かなりよくなりましたけれども、先ほどから申し上げているように雑木林が生い茂って、大雨が降ると根っこごと流されて、それが真ん中に島となって今あるわけですし、それが次の大雨が来たら、木とともに流れてきたら、そこが詰まってしまって、テレビなんかでやっている土砂ダムというような、そういうことにもなりかねない状況がありますので、こういったことでも町側に何回か要請をしているところでございます。

何か伐採を進めるといった情報をお願いしているところでございますけれども、情報をいただいているではダメなのです。緊急を要することでありまして、もっと強力に早期実現をして、この冬の水の少ない時期に、何月ごろにやれるのだという、そこまで検討してもらわないとちょっと困るので、もう一度お願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の河川の管理についての御質問にお答えさせていただきます。

議員からお尋ねのありましたように、ベベルイ川、さらにはヌッカクシ富良野川、江幌完別川等、流木が大変多くて、その伐採、あるいは除去等を必要とする箇所はもう、方々に散見するわけでございます。

北海道のほうは情報を得ているというふうにお答えしておりますが、北海道といたしましては、計画的に流木処理をするということで、既に作業実施がなされている姿も私は確認しております。すべての河川を一度にということは、これは大変至難でございますが、緊急を要するところから処理をするということも確認できておりますので、計画的に進められるものと思っておりますし、町といたしまして、特に私どもはそういう状況を目にする頻度は高いわけでございます。これからも引き続き要望を行ってまいりますとともに現況を訴えてまいりたい

というふうを考えているところでございます。

また、デボツナイ川につきましては、なかなか、先ほどの答弁で申し上げましたように、工事が進捗しておりませんが、その過程において、堆積しております土砂の撤去等についても発注がされておりますので、災害の再発につながらないような措置を講じていただくように引き続き要望を続けてまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） ベベルイ川の立ち木の伐採についてはなかなか、進んだような返答が来ないわけですけれども、私は一つ提案します。

過去には、こういう河川の木々の伐採は、予算を道からもらって、地元住民の手で、こういう被害のこうむったような土地には災害復旧費みたいな形で、地元住民が手のこやまさかりを持って出て、それを除去して、それに対する報酬として道から予算措置をしてもらったという、そういう恩典のある作業をやったことがございます。今はどういう法律の上でやられるのかはわかりませんが、町長は努力して、冬場の、今は仕事がなく、若者も住民も家に閉じこもっているという状況ですので、幾らかの小遣いになるように、そういう手のこやまさかりを持って、そこで働いて、それに見合う賃金の得られるような、そういう体系も必要ではないかと思っておりますけれども、こういう案はいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も、議員お説のような、当時、救農土木事業としてあったような記憶をしておりますし、参加させていただいた記憶もございます。今現在、そういうような手法が北海道の中で持ち合わせているのか、あるいは可能なのか、これらについては、また建設管理部のほうとお話をさせていただく中で、その方向づけ等についての考えは聞かせていただきたいというふうに思います。

現在、町のほうへ、それぞれ各地域の方々から、岩崎議員からお話のありましたような要望はお受けしていないという実態もあることをお話しさせていただきます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 次に、デボツナイ川の関係ですけれども、これは集中豪雨が来て、20号道路が交通をストップして閉鎖された、そういう状況の中で、私は電話を通じて町の河川担当者や、それから土木現業所のほうへも電話をしまして、いろいろ

な担当者が来て見ておりました。

私の田んぼも6線20号の一番低いところにございまして、稲がこのぐらいでしたら、水がこれから30センチか40センチ上まで来て、もう完全に水没した状況が1日以上続いたわけでございまして、これを何とか、早急に水を抜く方法はないのかなということでお話をしまして、担当者の方にも見てもらいましたけれども、これは、ここにある蓄積された土を除去しなければ、この地帯の水を抜くことはできないというような判断に至ったところであります。

この流亡土は、本当にその辺の田や転作田に、水を抜くのに邪魔をしているというか、早急に片づけてもらわなければならない土でございまして、デボツナイ川の改修工事というのが15号ぐらいまで来ております。この間、25の中間で予算がストップしたのか、余り改修が進んでいないのですけれども、この改修を待っていたら、この土はいつ除去できるかは検討がつかないと。これはやはり、緊急的に予算をとって、土をはいでもらわないと、来年の営農に支障を来すような状況でありますので、これを早急に、臨時的に除去するということをそちらのほうで明言していただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の、デボツナイ川の土砂堆積の処理に関しましての御質問にお答えさせていただきます。

デボツナイ川の改修工事がなかなか進展していないという状況は、私も承知しております。その未整備区間について、土砂が堆積している実態がございまして、これにつきましては、北海道建設管理部のほうで、その区間の土砂を処理しなければならないということは認識してくれておまして、その処理を行うということで既に発注がされているというふうに聞いておりますので、来年の降雨期に対する備えは十分していただけるものと考えておりますので、再度その確認については町のほうとしてさせていただきますというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

次に、3番村上和子君の発言を許します。

3番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります4項目について質問いたします。

まず、1項目めは、中学生以下の医療費の無料化を。

10月から中学生以下のお子さんのいる家庭では、子ども手当の支給額が下がり、ことしは所得税

の扶養控除も廃止され、来年は住民税の扶養控除も廃止になり、復興増税も所得税の何%か支払うとなれば、家計はかなり圧迫される。

来年度、24年度より、中学生以下の医療費を全額補助し、無料化にしてはどうか、町長に伺います。

2項目めは、町として雇用（働く場所）の創出をしなければ、町の活性化と人口減少の歯どめがかからないのではないか。

1点目、働く場所がなければ、若い人は町外に流出し、50代から60代の人の定着も難しくなってくる。企業誘致が難しいとなれば、働く場、雇用の創出を考えなくてはならないのでは。

道の林業支援事業等を利用して、林業就業支援講習など担い手育成をし、林業労働者を創出するのの一つの方法ではないか。

2点目、起業を志す個人やグループを対象に事業計画を公募し、町としても後押しをするという考えはできないか、町長にお伺いいたします。

3項目めは、食育の取り組みと特色ある学校給食、食器の整備を教育長にお伺いいたします。

きょう食べているものがいろいろな人の手を介してきて、それをありがたいただくということがわからなくなってきているのではないか。

上富良野町の学校給食も期間を決めて、上富良野町をあらわした特色ある学校給食の取り組みと、給食に見合った食器の更新と整備をしてはどうか。

4項目めは、医療費を引き上げる動脈硬化の発症と進行を防ぐためにも、若い層の健康診断受診率を高めることが必要ではないか。

上富良野町でも健診の受診率は全道で3位ぐらいであるが、若い層の受診率は思うように進んでいないと考えられる。どのような状況にあるのかお尋ねいたします。

内臓脂肪型肥満が増加の傾向にあり、動脈硬化の若年化が進んでいると言われるが、定期的に健康診断を受診することから早期に動脈硬化の発症と進行を防ぐことができると思われる。たとえ再診となった場合でも、頸動脈はエコーで動脈硬化を把握できる。そういったことが医療費の抑制にもつながるのではないか、町長にお伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの中学生以下の医療費無料化に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言の子ども手当の支給につきましては、昨年4月から実施されたところでありますが、これ

に伴い、平成22年税制改正において、所得税及び個人住民税の年少扶養控除が廃止され、所得税は平成23年分から、個人住民税は平成24年度から実施される所であり、控除から手当てへ転換された所であります。

乳幼児等の医療費助成につきましては、北海道医療給付事業と連携いたしまして、その給付対象者を拡大しながら助成措置を講じているほか、町の独自助成として、受診頻度の高い乳幼児を抱える子育て世帯の負担軽減を図るため、就学前の幼児に対する医療費の全額補助を実施している所であります。

さて、議員御質問の中学生以下の医療費の無料化についてであります。中学校までの児童生徒の医療費を完全無料化した場合には相当程度の新たな財源が必要とされ、厳しい財政状況の中で、現在のところ、これらの制度化を図ることは困難と考えております。

しかし、少子高齢化の進展の問題は、今後のまちづくりにとりまして非常に重要な課題であると私も認識しており、我が町の少子化の状況が今後どのように推移していくか見定めながら、町が実施しております子育て支援事業等の検証をするなど、今後も必要な子育て支援策を充実してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の雇用の創出等に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目についてですが、議員も御存じのとおり、北海道の雇用情勢は、有効求人倍率の増加など緩やかな持ち直しの動きが見られますが、依然として厳しい状況であります。

また、企業誘致におきましても、バブル崩壊後の景気低迷やグローバル化に伴い、製造拠点が海外へ移転するなど極めて厳しい環境にあります。

このような中、平成21年度より国の緊急雇用創出推進事業を活用し、直轄事業13本で37名、委託事業8本で20名の雇用を図ってきた所でありまして、来年度におきましても、国の3次補正による同事業の追加配分が示されましたことから、この事業を活用した雇用創出を図ってまいりたいと考えております。

また、議員御発言の林業就業支援講習などの担い手育成制度を含め、富良野地域人材開発センターなどの御協力をいただきながら、雇用創出につながる努力をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の起業を志す個人やグループへの支援に関してであります。町がそのような方々から事業計画を募集するような取り組みの考えは持ち合わせておりませんが、みずから起業を志す意欲があ

る方に対しましては、北海道が実施しております地域若年者雇用奨励事業の紹介や町の企業振興措置条例の制度活用による支援が可能でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の動脈硬化の予防に向けた若年層の健康受診率向上対策に関する御質問にお答えいたします。

国保の特定健診受診率は、平成20年度70.4%から平成22年度には73.2%と年々向上しており、特に受診率が低かった40歳代が4.5%増加して64.1%に、50歳代は4.7%増加して67%となっております。全国国保の40歳代、50歳代の受診率が20%前後であることから、町の受診率は非常に高い状況であります。

町におきましては、40歳、50歳代の未受診の方を中心に、国保の保険証更新時に個別面接を行い、会えない方は、保健師が訪問して健診未受診の理由を伺い、受診の必要性についての学習を行うなど、地道な活動が受診率向上につながってきたと考えております。

これからも、健診の必要性の周知とともに、職場健診などを受けている方のデータ受領と保健指導の充実、治療中で未受診の方の保健指導の充実及び医療機関からのデータ提供依頼等により、若い層の受診率向上に努めてまいります。

また、町の独自事業として行っている20から39歳以下の生活習慣病予防健診では、30歳代国保加入者の健診受診率が50%以上と上昇してきており、今後も早期からの保健指導に努め、自覚症状のないまま動脈硬化を引き起こす生活習慣病の発症予防に力を注いでまいります。

健診結果から自分の血管の状態を自分で把握し、血管に負担をかける生活習慣病の改善に町民みずから取り組むことが町の医療費の抑制につながるものと認識しており、今後もさらに受診率向上に努めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 3番村上議員の3項目目、食育と学校給食等に関する御質問にお答えいたします。

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く環境は深刻化しております。

食を通じて地域を理解することや失われつつある食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要となってきております。

こうした状況の中、成長期にある子供たちが健や

かに成長するための基礎を培うことを主な目的として、食育を推進しているところであります。

食育の取り組みにつきましては、食についての意識を高めるため、町の食育担当者との連携による栄養指導や展示による食育活動、また、学校給食センター独自による学校栄養職員の小中学校訪問による給食指導、さらには給食だよりの配布を通じて、食事の重要性、望ましい栄養や食事のとり方、食物を大事にし、食物の生産などへかかわる人々への感謝をする心の育成など、普及に努めております。

特色ある学校給食の取り組みにつきましては、食育の一環として、家庭で子供たちとともに食を考える一つの機会とするため、平成19年度からお弁当持参の日の実施や、上富良野産地養豚を活用したカレー、代替食としてお茶、加熱処理デザートほかの提供などを実施しております。

今後、安心安全な食材確保に努め、新たな特色ある学校給食の実施に向けて、さらに研究、検討してまいります。

また、給食メニューに見合った食器の更新と整備につきましては、現在の食器が更新時期を迎えたときに、食器洗浄機、消毒保管庫などの機器全般の保管能力、処理能力等を総合的に判断した上で、可能であれば対応を図っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 暫時休憩とし、40分より再開したいと思います。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再開に先立ちまして、先ほど専決処分の報告の説明の際に、一部説明に誤りがありましたので、発言訂正の申し出がありますので、これを許します。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） 申しわけありません。先ほどの専決処分に関する報告第5号及び報告第6号についての経過説明の中で、工事のその1について11万5,500円、その2については31万5,000円をそれぞれ減額する契約変更を行ったと御報告申し上げましたけれども、その1の金額については31万5,000円、その2については11万5,500円と訂正させていただきます。

大変申しわけありませんでした。

議長（西村昭教君） 以上で説明を終わります。

続きまして、村上和子議員の一般質問に対する町

長、教育長の答弁に対し、再質問があれば承ります。

3番村上和子君。

3番（村上和子君） 1項目めの中学生までの医療費無料化の項目ですが、この件につきましては、2年半前に同僚議員も質問しているのですけれども、その答弁の中で、子育て支援の検証をして、子育て支援の充実を図りたいと、このような御答弁でございました。その間、2年半たっているわけなのですけれども、今、子育て現場の経済状況の負担というのは非常に、大まかなものをちょっと質問項目に書かせてもらったのですけれども、本当にさま変わりをしておりまして、大変な経済負担なわけなのです。

私、子育ての方のところでは何人かから意見をちょうだいして、こういった問診のときの10項目もございますが、お母さん、お父さん自身のことについて何かありましたらということで、家事や仕事が忙しくて大変というのもありましたけれども、経済的な心配が非常に大きいと、これが一番の項目として、2年半ぐらいたっておりますけれども、町長はこの検証について、子育て支援等はまちづくりにとっても大変重要な項目だと、大変重要な課題であるとおっしゃっているのですけれども、どのような検証をされて、もう子育て支援は十分だとお考えになっているのでしょうか。その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきますが、中学生までの医療費の無料化に関しましてお答えさせていただきますが、町民の皆さん方の生活実態が大変厳しいという状況は私も全く同感でございます。

この間、子育て支援策に対しましては、例えば町といたしまして、限られた財源の中ではありますが、就学前の子供さんに対しまして医療費を全額補助をさせていただくなど、でき得る範囲での支援策は講じさせていただいているというふうを考えております。もちろん子育て支援のみならず、高齢者に対する諸対策も含めてでございますが、また、新年度に向けましても、財政事情が許す中で、子育てに対しますきめ細かな助成なり支援策をとっていきたいというふうを考えているわけでございまして、町の果たせる可能な状況の中で、少しずつではありますが充実させていただいているというふうにご認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

3番（村上和子君） いろいろと考えて、6歳ま

ではしていただいたのですけれども、他町村では中学生どころか高校生まで医療費無料化、それから保育料を無料にしているところもございます。それから、この町で子育てをしようという方には100万円支給するとか、いろいろと子育て策を打っているのですね。

私どもの町では、いきいき応援妊婦事業というのは、これは450万円ですか、平成22年7月から平成23年3月で終わります、これも。それと、子育てサポーター、この制度ができて、9名が登録されているということであれですけれども、保育料の見直しもまだできておりません。これも何回かやっておりますけれども、それから、子育て応援手当、これも小学生、就学前の子供については、各市町村で幅出しをしているいろいろやっているのですけれども、それらもまだ町としてはやっておりません。

今回、2回目の議会報告会をさせてもらったのですけれども、その中で言われましたことは、財政がないから何もできないのだと、こういうことは禁句であると。金がないから何も、仕事はこれはやりにくいとか、事業ができないということは、絶対そういうことは言ってもらったら困るというような厳しい住民からの声があったのですけれども、町長も、これだけまちづくりに、将来を担っていく子供の、子育て支援は大変重要な課題だととらえていらっしゃるのですでしたら、そのお金、大体2,000万円少し、3,000万円まではいかないかと思うのですけれども、相当財源が必要とされるということで、なかなか難しいのだと、このようにおっしゃるわけですけれども、そこでやっぱり、我が町の子供たちの子育て支援というのを重点項目に、何とか町長も考えられないものかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきますが、私、常々お答えさせていただいていると思いますが、確かに他町村の例、あるいはいろいろな実例等を見聞きする中で、さまざまな個別の支援事業を展開している町村があるということは私も承知しております。しかし、私は常々一貫して申し上げておりますのは、産み育てる段階から就学まで、中学生までも含めて、トータルで上富良野町の子育て支援の諸対策を構築したいということで常に意識しておりまして、原課にも常にそのように申し上げております。

私が現在承知している限りでは、そういったものをトータルで判断させていただきますと、何ら他自治体と遜色がないと。むしろ各年齢層によって、私は、平均と申しましょ、バランスのとれた支援

策が現在構築されているというふうに考えておりました、その中でさらに、私は財政抜きで政策はできないと思っておりますので、財政も当然意識しながら、さらに手厚くしなければならぬ、あるいは少し改善を必要とするようなところがないか、それは常に検証しておりますので、そういったことでぜひ、村上議員にもトータルで御評価をいただけるようなことをお願い申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

3番（村上和子君） それでは、2項目めに移らせていただきます。

雇用創出の件でございますけれども、この件につきましても何回も質問させていただいております。国の緊急雇用創出事業で、確かに何名か雇用を見ているのですけれども、どれも臨時的で継続性がなくて、働く人にとっては短期間で生活が大変不安定なものです。それで、国のこういったメニューの事業も少し町独自の考えというものを加えて、やっぱり独自解釈して、そして長期間にするとか考えられてはどうかと思うのですけれども。

それとまた、林業労働者の創出の担い手育成、雇用創出につながって、努力するという答弁ですけれども、努力すると言われていたのですけれども、町でも2名の方が、美しい森を育てるということで上川振興局から表彰を受けられたり、もう1名の方は北海道の青年林業士に認定された方がいらっしゃいます。

こういったすばらしい人材の方がいらっしゃいますので、富良野の人材の開発センターの協力を得て、今後考えていきたいという町長の御答弁ですけれども、今、道のほうでも調査がありまして、秋季就労者、新しく就労されている方、30代の方が76人おられます。それから、20代が55人、60歳以上が34%で、まだまだ森林のこういった分野は伸びていくと考えられますし、地味かもしれませんが、こういった担い手をつくって林業に従事させるということも、これはどうでしょうか、考えられることではないかと思うのですが、すばらしい人材も2名いらっしゃいますので、そういった方を活用するというのもどうでしょうかと思います。

それと、起業家の方ですが、公募されたらどうでしょうか。公募するというようなあれは町長はお持ちではないということですが、やっぱり、なかなか、今、道の雇用等の奨励事業の紹介とか、企業振興措置条例の制度の活用なんかを町のほうで紹介されているというのですけれども、そういうのではなくて、もうちょっと詳しく、わかりやすく、まだ

ちょっとこのPRというのでしょうか、そういったことが足りないと思うのです。やっぱり町民の中にも我こそはという、こういう事業をしたいという、雇用創出したいという方がおられるのではないかと思うのですけれども、公募をしてはどうかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番村上議員の雇用に関します御質問にお答えさせていただきます。

まず、私の願うところは、やはり上富良野町内の企業が元気になって、そして安定的な雇用につながるものが、これが一番望ましい姿だというふうに理解しております。しかし残念ながら、今はそういう状況になかなかないという実態がございまして、緊急雇用創出事業等の活用をさせていただいている実態にございます。

そういう中で、林業に今、特化してお話をお聞きしたわけでございますが、町でも施業事業者等につきまして、例えば非常に雇用が窮屈なのか、人材を求めておられるのかというような情報も実はお聞きしているところではございますが、事業者におきましては、現在、人手を必要とするというような状況ではないというふうに伺っているところでございまして、非常に林業の分野につきましては、なかなか、他の分野もそうですが、活性化の姿が見られないということで、森林の活用につきましては、北海道を挙げて、むしろ国を挙げてと申しましょうか、そういうような今環境が整いつつあるというふうに理解しておりますので、これから町単独で、あるいは町内の施業業者単独では、なかなか、雇用につながるような展開は難しいのかなと。その根っこにはやっぱり、経営として、やはり魅力が、あるいは期待が持てるような環境が整備されることが前提ではないかというふうに思いますので、そういうことからといって放置するのではなくて、少しでも雇用につながるような方法があれば、それは検討、研究を続けてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目にお尋ねでございます起業に関してでございますが、町が多くの方々に窓口となって公募をするというようなことは、それにこたえるようなバックグラウンドを町として持ち合わせておりませんことから、これは非常にハードルの高いことだなというふうに考えております。

例えば、これは私の理解が正しいかわかりませんが、きょうも新聞に出ておりましたけれども、富良野市におきましては学校の廃校跡地を利活用いただくような、多分あれは市で公募をしたというような経過があるのかなと思いますが、残念ながら、上富良野町におきましては、そういうようなこ

とにつながる素材もまだ持ち合わせていない現状から、それぞれ個人の方々が上富良野のこの地で何か新しい業を起こしたいという希望がいろいろな形で伝わってくることに對します間接的なお手伝いや御支援は、今の制度を活用する中で対応可能かと思っておりますので、今はそのような対応を考えているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

3番（村上和子君） 林業関係の従事者の件ですが、私の持っている情報と、ちょっと町長と違うなと思うのですけれども、今、上富良野町においても、林業業者は1社しか残っておりませんで、どちらかという元気がないほうになっているかもしれませんが、年間30町ぐらいしか植林できないと、こういうような状況があって、なかなか、1年前ぐらいだったですが、林道の整備をとということで質問させてもらいましたけれども、やっぱり、林道の整備もちょっとまだおくと。

そういうことで、1社しかないのが大変難しいという、まだまだこれは、収益もとれるし、林業関係のほうを伸ばしていけるのだということ、今は1社しかないということで、60町の要望があるのだけれども、植林なんかも30町しか1年にできないと、こういう状況もあるというので、やっぱり育てなければいけないのではないのでしょうか、町長。

やっぱり、林業をやってみようかなという、なかなか魅力がないということをおっしゃいましたけれども、私はこれから美しい森林、そういったところを整備していくというの、それに携わる人というの、やっぱり必要ではないかな。そこら辺に目をつけると、少し林業関係の労働雇用もできるのではないかなと、そういうふうに思っているのですけれども、もう一度いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の雇用創出についてお答えさせていただきますが、とりわけ林業に關しまして、私が知り得る範囲でお答えさせていただきますが、やはり、新たに植林を希望される方に対して、現実に植林できる面積と考えると、まだまだ用地があるという理解も、一方では、それはできるかとは思いますが、しかし、そういう中でも、やはりそういう施業業者なり、あるいは森林をお持ちの方々が、さまざまに植林をしたい、あるいは間伐、伐採をして新たに植えかえをしたいと、そういうようなまず機運が前提になれば、ただ希望があるからどんどん植林しませんかということだけではなかなか進まないのではないかなということ、まず根っこを強くしなければいけないというこ

とで、先ほども申し上げましたけれども、北海道においても森林の利活用は非常に今は大きな、これからの、ましてや自然エネルギー等の絡みもございまして、力を入れる分野だというふうに北海道からの言葉も聞いておりますので、そういう流れの中で、もしそういう植林等の、あるいは伐採も含めまして活性化が図られる兆しがあれば、林道の整備も町は積極的に取り組んでまいりますので、そういった点で御理解いただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

3番（村上和子君） それでは、3項目めの食育の取り組みと学校給食の食器の整備の件ですが、食育のところですが、食育推進計画、20年の2月に計画を立てておまして、今、栄養指導や小学校でも展示して、いろいろと取り組んでいるところだと、こういうような御答弁でございますけれども、私、小学校をよく学芸会等で行かせていただくのですけれども、そういった場面で担当者の方が展示をされて、一生懸命やられている姿も見せてもらっているのですけれども、なかなかそこに立ち寄って、見るとか相談を受けるという方が少ないので、やっぱりこれはもう少し食育に対する取り組みを、やっぱり学校も家庭も地域も、やっぱりもう少し連携をしなければいけないのではないかなと。こういった協働して推進をするというような考えが必要だと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 3番村上議員の御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、私も答えさせていただきました食育に関するいろいろな部分のかかわり方というのは、学校教育ばかりではなくて、社会全般の中でやはり展開をしていかなければならないというふうに私は思っているところでございます。

とにかく今、学校栄養職員を1名、給食センターに実は配置をしておりますけれども、その範囲の中で、給食センターの管理、それぞれの好きな時間に合わせながら、今のところ年、平成22年度ですけれども延べ40日ほど各学校、それから社会教育の事業などにかかわって、それぞれ少しずつその事業に対しての展開を実は図っているところでございます。

議員御指摘のとおり、注目をなかなか浴びない部分でございますけれども、やはり食育に対しての基本的な考え方というのは我々も一番重要に考えてございますので、今後も我々の立場のほうの学校教育を含めながら、社会教育を含めながら、広く周知していくように、また努力していきたいというふうに

考えてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

3番（村上和子君） それと、特色ある給食ですけれども、それぞれ工夫されて、特にうちはアレルギー対策をしっかりとやっていらっしゃるの、いろいろとやられているのですけれども、富良野市で、4日間とはいえ、ふるさと給食というのを、やっぱり地産地消で、地元の食材を使って、短期間ですけれどもそういったものを、地域もみんな、学校もですけれども連携してやっているのです。

だから、私どもも自賄いで今、学校給食センターを持ってやっているところですが、200日ですか、地元の地産地消も、食材も80%ぐらい使われていますし、本当においしい学校給食ではあるのですけれども、こういったちょっと、何といたのでしょうか、私は大地の恵みに感謝デーとかという、富良野のふるさと給食をまねするのめどうかと、思っているのですけれども、もうちょっとそういった特色を少し出して、地域を挙げてというか、そういったものを考えてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 3番村上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

地産地消の関係でございますけれども、毎月ですけれども、学校給食だより、保護者にしかちょっと回ってございませんけれども、いろいろそういう配布物をして、先ほど申し上げましたアレルギーの対策の部分ですとか、それから地産地消については、その中で、実は黒く枠をして、毎日のように地産地消の部分で利用させていただいている状況でございます。

特定の期間を設けて、地産地消の部分というのは今後の一つの課題にはなるかと思っておりますけれども、そういう一般的な地元産を使いながら対応していく。

なお、富良野地域広域にもあわせて、それぞれの部分も取り入れながら、実は連携しながら実施をしております。

特別な週間を設けてというのは今のところ、本町の給食センターの中では実施していませんけれども、そういう面では、いろいろな部分の地産地消のかかわり方というのは対応しているというふうに我々も認識してございますので、給食センター等いろいろなまた状況もあるかと思っておりますので、ちょっと御相談をしながら、そういうことができるかどうか研究していきたいというふうに、今、御提言がございましたので、お話をさせていただきたいとい

うふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

3番（村上和子君） 今度は食器でございますけれども、更新が、これは5年から10年に変えたのですよね。それで、今8年目、平成15年、8年前に880食更新しているのですけれども、あと2年で10年だから、きちんと10年更新をということでしょうけれども、今、カレーを、小さいごはんに盛りまして、あと、漬物とかいろいろなおかずを盛る、これぐらいのお皿にカレーを盛って食べているところなのです。

それで、保管庫が狭いので、食器も更新したいけれども、ちょっと更新時期を見て、その可能な範囲でおっしゃるのですけれども、そんなにお皿の大きさが倍になるわけではありませんので、やっぱり1年生から6年生まで同じ、8年たっていますし、それと、やっぱりカレーぐらいはお皿にごはんを乗せてカレーをかけるぐらいな、そういった食に見合う食器を、更新時期がまだ来ていないからということかもしれませんけれども、1,200食近くあって、それで880食。

うちはどういうのが知りませんが、ぱっと一遍に変えるということはないのです。中途半端な、8年前も880食のお皿をということで、そういったことで、保管庫が狭いということをおっしゃるけれども、もうちょっと前倒して考えて、やっぱりカレーを盛るお皿というのは欲しいなど。お茶わんに御飯を入れて、またカレーは別という、多目的みたいな、何かいろいろなものを乗せるお皿にカレーを乗せているわけですが、そういった食に見合う食器を何とか考えてもらえないか。

保管庫が狭いと言われるとあれですが、保管庫を建て直してというわけにはいかないかもしれませんが、ちょっと置く方法を考えるとすれば、決して、そんなに大きく、2倍にふえるわけではございませんので、考えていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 3番村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

カレーの食器、我々も本当に、家庭ではカレーを食べているのに、重々わかってございますけれども、でも、一定のやはり、何でも利用できるというところであって、全般に活用できる部分という形で実はそろえさせていただいているところがございます。今、議員おっしゃられたとおり、保管庫、それから消毒の関係でやはり、手間は別にしてもやっぱり、安全面を考えると、月に一、二回

のカレーで今使っている食器を入れかえるのですとか、いろいろな部分の、やっぱり安全管理上も実は含めて考えなければなりません。一番ベストなのは、それはそれなりの保管庫なり消毒器なりがあれば本当は一番よろしいのでしょうかけれども、なかなか効率的にはいかないという状況でございます。

今、食器自体も、やはり、壊れにくいものですか、それから色のつかないものですか、いろいろな部分のやっぱり制約がございますので、そういう形になってくれば、やはり割高になってくるところは事実でございます。

そういう状況も踏まえながら、一定のやはり、食器を使った部分で、ちょっと子供たちには我慢していただく部分もあるかもしれませんが、これが毎日のようにそれを使うというのであればまた考え方も違うのでしょうか、そういう状況の中で今、ある程度の部分で考え方を進めさせていただいているということをお理解を賜りたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

3番（村上和子君） 次、4項目めの医療費の抑制についてですけれども、特定健診の受診率が非常に上がってきて、何よりも心配しておりました40代、50代の受診率も上がってきているということで、努力された跡がうかがえるのですけれども、未受診の一番多かった理由というのはどういうことであつたのかお伺いしたいです。

それと、また、内臓脂肪の該当者は、平成22年度、23年度はどのようになっているのか。減少傾向にあるのかどうかです。

また、改善数は何名にされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

未受診理由につきましては、通院中のためという方が一番多い状況にありました。それ以外には、出稼ぎに出ているとか、町内で受けることができない方がいるとかさまざまな、例えば引きこもっておられるのですとか、健診以外の場面でも外出されていない方ですとか、さまざまな方がいらした状況にあります。

2点目の内臓脂肪の該当者の減少の割合と数についてですけれども、平成20年度に健診を受けて内臓脂肪に該当した方が189人です。そして、翌年に内臓脂肪の該当から外れている方が22名です。そして、21年に該当した方で翌年に該当予備軍か



ら外れた方が30人というふうになっています。

あと、平成20年に内臓脂肪の予備軍として該当になっていた方が238名いらして、21年、翌年に、その予備軍から外れた方が71名です。そして、21年の年に該当になった予備軍の方が176名いらして、その翌年、22年に外れた方が35名ということになっております。

議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

3番（村上和子君） 担当の方から御答弁いただいているのですけれども、今、未受診になったことということで聞かされましたけれども、生活習慣病が一番ややこしいので、結局、生活習慣病、隠れ糖尿病、これが一番、自覚症状ありませんし、そういったことで、症状があらわれたときにはもう既に、ちょっと、どうしようもないというか、なかなかあれなので、今、留萌では、喫煙、飲酒、それから食習慣とか7項目のアンケートを40歳以上に3,000枚配布してアンケートをとって、隠れ糖尿病の予防、血糖値が異常となる前にインスリンパワーを戻すということ、そういうアンケートをやっているのですけれども、うちの町ではそういったことはどのように、そのようなことは考えられませんかでしょうか、ちょっと御答弁いただきたい。隠れ糖尿病対策はどのようになっていますか。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

隠れ糖尿病の予防に関しましては、町におきましては、国の健診項目と定めています血糖値、空腹時血糖と追加しまして、グリコヘモグロビンA1cという検査を全員の受診者に行っています。ですので、その時点での糖尿病の状況とあわせて、月単位での糖尿病の状況についても全員の受診者が受けている状況にあります。

ですので、両方の検査を行う中で、隠れ糖尿病という方も把握が可能な状況になっておりますので、その検査数値どちらかに異常のあった方につきましては保健指導を、特定保健指導になっていない方につきましても保健指導をしっかりと行うということで、早いうちから糖尿病の予防に取り組んでいる状況にありますので、アンケートにつきましては現段階では考えておりません。

議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

3番（村上和子君） それでは減少傾向に努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、3番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、1番佐川典子君の発言を許します。

1番（佐川典子君） さきに通告のとおり、3項目について伺いたいと思います。

まず、1項目めですが、増加が予測される乳がんについてです。

ピンクリボン運動は、乳がんの早期発見、早期検診の大切さを訴える世界規模の啓発活動です。毎年10月が乳がん月間です。

日本女性の乳がん死亡率は、1996年に胃がんを抜いて1位となって以来どんどんふえ続け、20年前の年死亡者が5,848人だったのに比べ、昨年の死亡者数は1万2,455人で急増してきております。

若い人の発症も見られるように変化してきておまして、30代後半から急激にふえてきております。

平成23年現在では16人に1人がかかる病気になっております。（国立がん研究センターがん対策情報センターのホームページより）です。

乳がんは、早期発見で治る確率が高く、また、手術を受けたときにも乳房の形を残せる乳房温存療法を選択できる確率も高くなるのです。

現在、40歳から2年に一度としている有料検診を、ぜひ30代後半からの町独自の幅出しをし、少しでも若い世代から乳がん検診の大切さの啓発、早期発見を促すべきであると考えております。

子供を産み育てる30代女性の体と心の痛みを救うための行政の施策としてどういうふうを考えているのか伺いたいと思います。

次に、協働のまちづくり課を新設してはという質問です。

地域主権に向け、本町も平成21年4月1日自治基本条例が制定されて、今後はより住民の声を聞き、自分たちの町のことは自分たちで考え、自己決定と自己責任が求められる時代が来ております。自治基本条例がもっと身近に生かされることや、町民への対応と対処など今以上充実を図っていくべきだと思っております。

4年前の12月定例会で、今後の環境問題対策を図るため環境推進班的なものを設けてはどうかと質問いたしましたが、その後、町民生活課は省エネルギービジョン、新エネルギービジョン策定、LED化、ヒートポンプ、住宅リフォーム助成など活発に対応して業務処遇も多忙であります。今後のまちづくりを考えると、やはり大変であります。窓口業務も時代の潮流に沿った柔軟な行政サービスが必要であり、高齢化に伴うさまざまなちょっとしたサービスの充実を推進すべきであると考えております。

自治基本条例の（条例の見直し等）第40条、

「わたしたちは、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が所期の目的を達成しているかを総合的に検討するものとします」とあります。今後2年のうちに検討することも含めて、協働のまちづくり課新設への町長の考えを伺いたいと思います。

最後に、成年後見制度について伺いたいと思います。

世界に類を見ない長寿社会国日本。今や人生90年の時代を迎えようとしております。

上富良野町の高齢化率も平成23年5月に25.66%となり、そのうち約600人が虚弱や寝たきり、認知症の要支援、要介護の高齢者で推移し、増加しております。

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方の本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度が平成12年に制度化されました。将来の安心のため、自分で判断がつかないときが来たときの本人と家族のため、この成年後見制度は重要であり、認識しておかなければなりません。悪徳商法や不合理な契約をさせられ被害に遭わないために、町民の財産や権利を守るため、今後、町として町民への周知や情報共有の観点から、どのようなスタンスを考えているのか伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番佐川議員への御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの乳がん対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

町の乳がんによる死亡状況を見ますと、平成8年から平成17年の標準化死亡では、全国を100とすると、本町は65.3と低い状況になっております。一方、町の検診において、平成11年から平成23年までの間に20人の方に乳がんが発見されましたが、全員が治療を受けて、現在も活躍され、検診の効果は非常に高い状況にあります。

町では現在、厚生労働省のがん検診検討会が示したとおり、40歳以上の女性を対象にマンモグラフィと視触診検診を併用した検診を行っております。

検討会において、乳腺の発達した30歳代では、マンモグラフィでの判定不能例や見落とし例がふえるなど検診の精度管理上課題があると判断が下されており、町といたしましては、現在のところ検診対象年齢の幅出しは考えておりません。

議員御発言にあります30歳代後半から乳がんの罹患率が増加していることへの対応についてであります。まず自己触診の周知徹底を図りたいと考え

ております。町の検診で乳がんを発見した方の状況を見ますと、半数以上の方がしこりまたは痛みなどの自覚症状があり、自己触診は早期発見に非常に有効であります。

自己触診で気になる症状がある方や遺伝歴のある方は、乳腺外来のある医療機関受診や超音波検査を受けるような普及啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの協働のまちづくり課設置に関する御質問にお答えいたします。

自治基本条例は、平成21年4月に施行され、こととして3年目を迎えているところであります。

この条例は、町の最高規範に位置づけ、社会情勢や町民ニーズの変化に対応した守り育てる条例として、条例が有効に機能するよう、5年を超えない期間ごとに必要な措置を講じることとしており、協働のまちづくり推進委員会において今後検討に入る予定となっております。

協働のまちづくりに関しましては、組織全体で対応を図っていくことが重要と受けとめ、その調整機能を町民生活課が担っており、平成22年度に作成しました協働のまちづくり基本指針の概要版の全戸配布、協働のまちづくり講演会の開催や職員研修の実施とともに、町広報で協働のまちづくりの特集を組み、情報の提供に努めているところであります。

協働のまちづくりは時代のニーズでもあり、重要なテーマとしてとらえておまして、引き続き町民生活課において調整機能を担いながら、行政全体で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員御提言のありました協働のまちづくり課の新設は考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの成年後見人制度に関する御質問にお答えいたします。

成年後見制度は、高齢者福祉や障がい者福祉の権利擁護事業の一つとして位置づけられ、御本人の判断が十分できない方など権利擁護が必要な方を保護し、支援する制度となっております。

具体的には、認知症高齢者や知的障害者など、本人になりかわって裁判所が認めた成年後見人が預貯金などの財産の管理や、公共料金、税、社会保険料などの支払いや介護保険などの福祉サービスの提供に関して行うこととなります。

さらに、近年、社会問題となっている悪徳商法や振り込め詐欺などの被害を防止するとともに、早急な対応が求められているものと認識しております。

現在、町に相談があった場合におきましては、ご家族へ制度を説明し、成年後見人を選定して裁判所へ申し出るよう対応を図っているところでありま

す。

しかしながら、昨今の家族関係の希薄化などにより、今後、成年後見人の担い手として身内、親族が担うことが難しいケースも想定されますことから、北海道でも現在五つの社会福祉協議会が法人後見人事業を実施しており、これらも参考としながら、法人後見人となり得る町社会福祉協議会と連携協議する中で、来年度に研修、検討を図り、早期に体制を構築したいと考えております。

御質問の制度の周知や情報提供には不十分な点もあり、今後、町民皆様に制度がしっかり御理解いただけるよう、町広報、ポスター、ホームページ等の活用や社会福祉協議会、民生児童委員協議会など、関係各団体を通じた制度の説明、町民を対象とした相談や研修も開催してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

1 番佐川典子君。

1 番（佐川典子君） 答弁の中で、平成 11 年度から 23 年の間に 20 人の方が検診で乳がんが発見されて、全員が治療を受けて現在も活躍されている。検診の効果は非常に高いというふうにお答えをいただきました。これは本当によかったのだというふうに思っております。

ところが、私の周りの方で、何年も前のことなのですが、それぞれ 20 代と 30 代で乳がんになられたという方がいらっしゃいました。何年もたってから教えていただいたのです。やっぱり個人情報ということもありますし、知られたくないということもありますので、なかなかそういうのは言ってくさなかったのですが、少し前まで北海道では、がん登録をこれまで義務化しておりませんで、正確な数字というのがなかなか、年齢別、それから発生件数、それから何ががんになったのかという、そういうものが義務化されておりませんでしたので、正確な数字というのはなかなかつかめていないのではないかなというふうに思っております。

平成 23 年の 11 月にがん撲滅状況の条例化ということがございまして、これからは地域別ごとだとかがんの種類などに関してもわかってくるのではないかなというふうに思っておりますが、我が町の 20 代とか 30 代の発症の状況はどんなふうになっているか把握できているのか、ちょっとまず伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 保険の種類によりましては、一部わかっている方もいますが、全体像としては把握できていない状況にあります。

議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

1 番（佐川典子君） 日本の女性のがんは、これは国立がんセンターの対策情報センターのホームページからなのですけれども、乳がんは 20 歳を過ぎてから認められ、30 歳でさらにふえ、40 歳から 50 歳代が日本の女性の乳がんのピークだというふうに書いております。20 歳は乳がん年齢だというふうに書いております。

乳がんの死亡者数というのは年々ふえておりまして、先ほども申し上げましたが、2010 年の全国の交通事故者数 4,863 人、これの 2 倍以上になっているという、これを私たちは共有して、知識として持っていなければいけないなというふうに思っております。

上富良野町の死亡率が全国と比べて低いとか、マンモグラフィーの 30 代の検診制度の課題を上げてお答えいただきましたけれども、子宮頸がんのときは、上富良野では何人がお亡くなりになっていたのかということを考えて、これから乳がんがふえ続けてきているという状況を見ますと、超音波を使うという手もありますし、これを未然に防ぐ対策をとるべきではないかなというふうに思っておりますが、そこら辺について伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1 番佐川議員の、乳がんの罹患率を、あるいは検診を通じての対応についての御質問にお答えさせていただきますが、町といたしましては当然、早期に発見されて治療されること、これを願うことは町民共通の願いだというふうに思います。

しかしながら、議員御質問にありますような 30 歳代、若い世代の方に対する受診のあり方につきましては、町として独自の判断を下すということは非常に、それだけの環境も整っておりませんし、十分な対応、あるいは知識も備わっていないことからやはり、厚生労働省の検討会等で示されております形を方針として対応していくことが、やはり町としては正しいあり方かなというふうに思っております。

しかし、そういう中におきまして、どのような形でそういう早期発見につながるのかということは、これはこれからも常に研究、検討を重ねていかなければならない大きな課題でございますので、それはそれぞれ専門知識を持ち合わせた方の御指導等をいただきながら、早期発見等に努めることは大事なことだというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

1 番（佐川典子君） 先ほど前議員の質問にも、

町長からのお答えもありましたけれども、他町村のまねとかではなくというお答えをいただきましたけれども、私は他町村の動きが気になりまして、調べさせていただきました。

美瑛町は、マンモグラフィーと視触診、30歳から49歳まで2,000円、50歳から74歳まで1,700円。これはもちろん、国の施策でありますので無料クーポン券はついております。バスで集団で検診しに行くやり方と、それと個人でがん検診センターに行く、そういう選択肢があります。

また、鷹栖町におきましても同じように、2年に一度の検診ですが、鷹栖町の場合は20代から3,790円、30歳から48歳は2,520円、50歳から68歳は2,140円、70歳以上が640円、これは町が助成しております。

東神楽町におきましても同じような結果です。30歳から40歳までが1,900円、50歳からは1,600円、これも無料クーポン券が、我が町にもついておりますけれども、それは国の施策です。

次は東川町なのですが、東川町もまた、30歳から49歳で1,900円、50歳からそれ以上の方につきましては1,600円、国の無料クーポン券はもちろんついております。

女性の体を守るための検診につきまして、これは上富良野町が40歳ということにこだわっている理由がまだわからないので、この辺について町長に伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番佐川議員の年齢によります検診の区切りについて、町が対応しておりますことにつきましてお答えさせていただきますが、先ほども申し上げておりますが、厚生労働省が、検診に対する安全性も当然含めてでしょうが、そういう検討会、専門家の方々の御意見等をまとめた中で、やはり30歳以上の方につきましての現在の検診の義務化という表現が正しいかどうか分かりませんが、検診対象年齢に加えていないという実態を踏まえますと、やはり、町として独自の判断を下すということは、私は適当ではないというふうに考えておりますので、議員が冒頭御質問にありました年齢の幅出しということは想定をしていないところでございますので、御理解いただきたいと存じます。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） 理解がしがたいものですか、また質問させていただきたいと思います。

あと、先ほどの続きにもなりますが、中富良野町も調べたのです。これも30歳から64歳まで2,000円。剣淵町も、これは同じです。20歳代から1,000円というふうになっております。

ほかの自治体で、若いときから啓蒙と検診に関する意識を向上させるために料金の補助をしております。20代、30代で発病して、それは個人で発病したからいいのか、放っておいていいというものではないと思うのです。足並みをそろえてやることも、これは必要ではないかというふうに私は思っているのです。

ほかの自治体でやっているのとうちのは違うのだとおっしゃいますけれども、それは啓蒙という点からおいては、うちの町はどうなのかなというふうに思っております。

がんは、進行していない初期の段階で発見すると、適切な治療を行うということで、非常に高い確率で治癒していきます。これで死亡率ももちろん下げていくこともできます。若いときこそ人に知られたくないという思いもありますし、それで悩むということも出てきます。こういう人たちをぜひ早期発見、早期治療をして救うということが町にも求められてきているのではないかとこのように思っています。

若い男性の医師だとちょっと恥ずかしいとかということもありまして、それで、先ほど調べた町に関しましては、個人で検診に行くというような、そういう優しい行政も、思いやりのある行政もしているのがわかりました。

アメリカでは60歳以上に多いのですけれども、日本では40歳以上に多いというのがわかってきています。今後、確実に30代に増加してくるとこのようにがんセンターでも発表しております。

ちょっと話がずれますけれども、厚生労働省のホームページで健康がん対策情報というのがあります。これは市町村のがん検診に関するホームページなのですが、リンクさせていただいたのですが、上富良野はノートファウンドと出るので、これはちょっと、ほかの町村でちゃんと出ているので、これを直してほしいなというふうに思っています。

それと、国立がん研究センターの調べなのですが、全市町村、1,818ありますが、この中で、乳がん検診で48.1%の市町村で1,000円以下で実施をしているという、そういうものが載っております。個別検診において、自己負担を1,000円以下で実施している町村というのは350カ所というのわかりました。

30代というのは、今まで行政との結びつきということに関しまして、何か置き去りにされてきているような経過があると思います。

30代というのは、世帯を形成する、そういう時期でありまして、この年代に目を向けるということ

が大変重要になってくると思うのです。今、少子化問題とかも関係しておりますけれども、全国の幸福感を調べたランキングがありました。その内容を見ましても、女性の幸福感が得られている県庁において幸福感が高いというふうに出ております。

私が思うのは、ぜひ働く女性、そして女性の気持ちをわかってあげるといことが、行政にこれから絶対に必要になってくるというふうに思っています。世帯形成時代の30代の女性と家族の安心を考えていくと、ぜひ女性の健康を守るための、町としての助成を考えるべきだということに思っています。

そのことについて、町長にも伺いたいと思いますけれども、ほかの町でやっている。何で上富良野はやっていないのだと、そういうふうにもた言われたときに、町長はどんなふうにお考えになっているのか、その辺を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、女性特有の疾病等に対して、しっかりと支えていくということは何ら私も、異を持っているところでもございませんし、特に若い女性の方は、やはり家庭を支える、あるいは地域、町を支える大きな力でございますので、そういう方々が健康で暮らしていただく、そういう環境を整えることは町としての当然の責務でもございます。

ただ、さまざまなそういう健康を保つための手法として、それぞれの市町村がそれぞれ市町村の思いを持って取り組んでおられる実態もございまして、いい部分につきましては当然、町も対応をするというようなことは過去にもありましたし、現在もそういう調査研究は継続して行っているところでございます。

とりわけ、先ほどから御質問にあります30歳代の乳がん検診につきましては、私は医学的な知識を持ち合わせておりませんが、全国的な傾向として、あるいは専門家の検討結果として、30歳代を対象としないというようなことが公表されておりますので、やはりそこは、私ども町が単独で判断を下すべきではないというように理解しているところでございます。

私、専門的な見解についての論評できるような知識を持ち合わせておりませんので、担当課長のほうから30歳代の国が示しております見解について御説明をさせていただきます、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 1番佐川議員の御質問にお答えいたします。

町におきましても、過去において30代を乳がん検診の対象にしていた時期があります。しかし、厚生労働省のほうで検診のあり方の姿が見えた段階で、町におきましては、やはり50代については死亡率を下げる確たる証拠があると、40代についても準ずる。30代に関してはないというふうな見解が出ましたので、その段階におきまして、町としては責任を持てる、見落としのない検診体制をつくりたいということで、年齢の引き上げを行っております。

ほかの、美瑛町のお話もありましたけれども、美瑛町の方のお話では、その報告が出た段階で年齢の見直しは行わなかったということでお話は聞いております。

やはり30代に関しましては、乳腺が発達しておりますので、その発達した乳腺を写真を撮りましても、その奥にある小さな乳がんに関しましては見落としをする可能性が非常に高くなるということが学会のほうでも報告されておりますので、やはり自分でさわって、自分のしこりの状況を確認する習慣をつける。そして、さわったしこりが確認されたときには、乳腺の専門外来、旭川でもたくさんありますし、医療機関に行きつちりと、その乳腺の状態に合わせた検査を、超音波検査なりマンモグラフィなりを受けるというふうな形で検診の精度をきっちり担保していきたいというふうにご考えております。

先ほどの、美瑛町は個人でも旭川に行けるというお話もありましたけれども、町におきましても同じように、がん検診センターに個人で行くというふうな制度はつくっております。

以上です。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） 精度の問題というのは、それぞれ個々の状況もありますし、まだわかってきていないと思うのです。上富良野町が乳がん撲滅のためにもう少し、啓蒙だとか、行政が参加してやっているという姿を見せる、そして足並みをそろえていくということが大事ではないかなというふうには私考えております。

わかりづらいといいましても、実際に検診をすれば、それが見つかって、がんだというふうなことになる方もいらっしゃるわけですから、やはり超音波だとかそういったものをいろいろ考えて、30代の体を守るということをもう少し考えていくべきではないかなというふうに思っております。それについて、また伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

重複する御答弁になるかと思いますが、町民の健康を維持し、さらにその健康を確保するために、健診等により健康率を高めることは、これは町として基本的な施策だというふうに考えております。男性、女性、あるいは年齢によることなく、それぞれの年齢階層、それぞれの状況に応じた適切なバックアップ体制というものは、これからもエンドレスで続けていくことになろうかと思っております。とりわけ女性の方々の健康維持につきましても、必要な普及啓発活動はこれからも続けてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） 次に、協働のまちづくり課についての質問をさせていただきたいと思っております。

平成23年度の町政執行方針におきまして、「第5次総合計画自治基本条例の精神である協働を町民の皆様との共有のキーワードとしたまちづくりに向け、町内のさまざまな主体の活力が協働によりますます発揮されるよう、改めて町が果たすべき役割をしっかりと認識し、全力を傾け、実効があらわれるよう取り組んでまいります」というふうに町長はおっしゃいました。3月の定例会です。この全力の形が町民に一目でわかるようになってきているのか。このスピーディーさに私はちょっと、どうなのかなというふうに思っておりますので、その辺をどういうふうにお考えになっているのか伺いたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番佐川議員の、協働のまちづくりに対します基本認識でございますが、私は、協働のまちづくりのキーワードということ是不変でございます。その歩みにつきましては、私は確実に町民の皆さん方に協働のまちづくり、協働に対します認識というのはしっかりと根づいてきていると。どのような形になってあらわれてきているかということは、これは言葉だけで表現でき得ないものもございまして、しかし、住民の意識の中に、あるいはそれぞれの自治会活動等の姿を見ますと、少なくともこの数カ月の中ではしっかりとその変化があらわれてきているというふうに理解をしているところでございます。引き続き、これは努力を続けてまいるところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） いろいろな場面におきまして、町長のお答えの中にワンストップ行政でいくと、そういうふうにおっしゃってございましたけれど

も、例えば防災関係のお話で、住民会で防災活動の話をするとき、それはどこに行くのでしょうか、ちょっと伺いたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 防災に関しましては、直接防災の組織だとか、あるいは仕組み等については、担当課を設けておりますので、そちらが対応させていただきます。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） それでは、もう一つ伺いたいと思っております。

ボランティアのまちづくり事業というのがありませんけれども、これは社会福祉協議会のほうにボランティアのまちづくりとして予算がおりております。これは、一般の町民の方が福祉関係以外でボランティアの相談をするときは、どこに行ったらよろしいのでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 福祉関係の御相談がある場合は、保健福祉課にその窓口を担っていただいております。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） だから、福祉関係ではないボランティアの相談をしたいときはどこに行ったらよろしいのでしょうかと今伺ったのです。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） それぞれ、その目的を所管しているところに御相談に行ってくださいのがベストだというふうに、どのような状況を想定しているのかちょっと私は想定できませんが、それぞれの課で対応できるものと考えております。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） 私は、協働のまちづくりということに関して、ボランティア活動というのは全部同じ位置にするべきではないかなというふうに考えているのです。それですので、社会福祉協議会のほうに行かないと福祉に関するボランティアができない。そして、別なボランティアの人がどこに行ってもいいかわからない。NPOに関しては町民生活課ということで今度はなるようになりましてけれども、先ほどの防災のことに関して、地域の住民が活動することに関しては、私は協働のまちづくりの中に入ってくるのではないかなというふうに思うのです。それでこういう質問をさせていただいているのです。

協働のまちづくりで、これから高齢化に対する行政サービスというのが大変重要になっていくと思うのです。例えば目が見えなかったり、なかなか行政の文章が把握できなかったり、そういったときに、

そういう高齢者の方たちが行政サービスを受けやすい状態をつくっておくということがこれから協働のまちづくりを進めていく上には大変重要になってくるのではないかなというふうに思っているのです。

町民ポストにおきまして、窓口対応をわかりやすくしてほしいというのがたしかあったはずなのです。いつだったのかはちょっと、今は覚えていないのですけれども。また、各住民会におきまして、地区担当の職員をふやしてほしいとか、そういう意見も出されております。住民サービスを推進させるために、町民側から見た、行政の中ではなくて、町民の人が利用しやすいような、そういうまちづくり課というのが当然必要になってくると思うのです。

3年がたちますけれども、協働という名のもとに、新しい町民の方が動き出した、そういう動きがあったのか。そして、町が主催でやるのではなくて、この3年で町民の中からそういう動きがあったのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番佐川議員の、協働のまちづくりについての御質問にお答えさせていただきます。

先ほども一部お答えさせていただいておりますが、私は、協働のまちづくりという、その定義そのものは、やはり、町民、あるいは町の組織も含めまして、すべてがそういう一つのキーワードに向かって進むということに意義があると思っております。

議員の御質問の中にありましたようなボランティア活動、あるいは、それらも含めましてワンストップサービスができるような仕組みが必要ではないかというような具体的な御提言もございましたけれども、私は、町民全体がすべてのまちづくりの部分にかかわって、みずからの地域は自分たちの手でつくっていくのだと、そしてそれを町が組織としてサポートしていくという形が、本来私が思っております協働のまちづくりというふうに理解しております。担当の課を設けて、そこで総合調整をするとかというような、それはそれなりの意義もございましょうが、私は町全体としての組織を強化していくことのほうがはるかに意義が大きいというふうに理解しております。

現に、防災に対します地域の組織化、あるいは意識の啓発、それからさまざまな、公園管理等、あらゆる分野におきまして、まさしく今は協働ということの認識が高まって、町民みずから行動を起こすという姿があらわれてきておりますので、私は今の形をしっかりと支えていくことが大事だというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） それで、自治基本条例がつけられてから3年がたちますけれども、先ほども質問したのですけれども、新しい町民の動きというのが何件あったのか伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 具体的に、どれがそれに類して、どれがそれに類しないのか、件数にして何件あるかというようなことは承知しておりません。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） これからの時代は地域主権に向けて動かなければならないというふうに、みんなが今だんだん思ってきていますけれども、やはりトップだけで町政のチェックができるわけでもございませんし、私たち議員も、間違い探しのチェックだけではなくて、方針だとか方向性を考えていくと、そういうようなことが求められてきている時代なのだというふうに私は自覚しております。町民みずから考えて、また、行政側としては町民の声も取り入れながら、そういう取り入れるという努力がこれからは必要とされるのではないかなというふうに思っているのです。本当の自治を目指す形というのが、これは一番重要な柱になってくると思うので、協働のまちづくりというふうにしなないというのがよく理解できません。

町の自治基本条例の第5章ですけれども、町の役割と責務、町の責務、第15条(2)、町民の意向及び地域の実情を的確に把握し、町民の生活の向上に努めますとあります。また、組織、第16条というのがあります。町の組織は、町民に分かりやすく、そして簡素で機能的であること。それとともに、町民の意向、社会経済情勢及び政策課題の変化に、柔軟に対応できるように編成しますというふうに書いてあります。このことについて再度伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えいたします。

条例に書いてあります理念につきましては、まさしくそのとおりでございます。これからもそういう意味が果たされるように努力を続けてまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 再質問ございませんか。

1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） それでは、成年後見制度について最後に伺いたいと思います。

知り得る範囲でよろしいのですけれども、年に何件程度の問い合わせがあったのか、あるのか。少なかった場合、その情報の提供はどういうふうにされていたのかということをお伺いしたいと思います。

す。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） ちょっと実態……。

議長（西村昭教君） 担当でいいですか。

町長（向山富夫君） 坂弥課長から。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（坂弥雅彦君） 1番佐川議員の、成年後見人の件数だとかについての御質問にお答えいたします。

ここ1年のところでは、相談とかはございませんでした。

实际的に、窓口だとかに見えたときには、こういうような制度がありますよというようなことで、御家族の方に説明するような対応としてございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） お答えの中で、「制度の周知や情報提供には不十分な点もあり、今後、町民の皆さんに制度がしっかり御理解いただけるよう、町広報、ポスター、ホームページ等の活用や社会福祉協議会、民生児童委員協議会など関係各団体を通じた制度の説明、町民を対象とした相談や研修も開催してまいりたいと考えております」というふうにお答えいただきました。

認知症の症状を抱えた家族や知的障がいを持った親御さんが、健康なうちはもちろん、まだよろしいのですが、突然の不幸が起きたときに、将来の不安を少しでも取り除くということが盤石な地方行政には求められてくるのではないかなというふうに思います。財産を守り、契約がスムーズに行われるように成年後見制度の利用を積極的に支援すべきだというふうに思っておりますが、具体的にどのようなことをすると支援という形につながっていくというふうに思っているのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番佐川議員の成年後見人制度についての御質問にお答えさせていただきますが、私の理解といたしましては、町民の方々にそういう制度が準備されているというような周知が十分行われているというふうには現在至っていないところから、先ほどお話し申し上げましたように、さまざまな周知方法を通じまして、まずこういう成年後見人制度というものがありますよということをお知らせするべきだというふうに考えております。

先ほど担当課長のほうから、実際相談を受けた事例はまだないということですが、しかし、高齢化が進展することは間違いのない事実でございますので、そういったことに対しまして、そういう権

利擁護に支障を来すようなことがあっても困りますので、さらに、現在社会問題になっております振り込め詐欺だとか悪徳商法、そういったことから守る意味も込めまして、この制度の周知とその活用の、希望があればそれを支えていく仕組みをつくりたいな、整備していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） 具体的にという言葉がちょっとわかりづらかったのですが、国におきましても、エコポイントだとかがつくことによりまして、ニーズが広がったり、いろいろな経済活動も高まってきたという現状もあります。

私はやっぱり、そういう成年後見制度について、講習会だとかこういうのがありますよという、今までの行政のやり方ではなかなか、利用する方がふえるということにはなっていないのではないかなというふうに思います。やはり町のほうで、成年後見制度につきまして何かしらの、少ない金額でも構わないと思いますけれども助成をするのだと。そういう障がいを持たれた方たちのための、制度を利用する、そして町の住民の方たちが安心をすると、そういうような状況をつくっていかないと、これからはなかなか、構えている行政ではだめだというふうに私は思うのです。

知的障がいを持たれた方の施設計画も上富良野ではありますが、また、ラベンダーハイソの特別養護老人ホームなどもありますけれども、町として、その利用者の人たちに、利用支援事業として助成をすることによりまして安心を広めていくと、利用することを広めていくという考えについて、そういうものはあるのかないのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番佐川議員の成年後見制度についての御質問の、具体的にという、助成というような御意見がございましたが、具体的にどういうふうなことを想定するかということは、まだ町としてしっかり制度設計ができておりませんので申し上げることはできませんが、仮に後見人制度を活用するといたしますと、当然、裁判所に申し立て等をして、それらに対しまして直接費用を要することになります。それについてもし申し上げますと、助成をすることが公の機関として適当かどうかということの研究をまだしておりませんが、実態でございます。

制度といたしまして一定程度の費用がかかると。かかった費用に対しましては北海道等が立てかえて、財産等の擁護になりますので、後に当事者の



方々に御負担をいただくというような、そういう立てかえ払いのような仕組みは現在あるというふうにも聞いておりますが、町として、まだその制度に対してどういうふうに支援を、あるいは考え方を構築していくかということに至っておりません。前段申し上げましたように、これから研究をしながら、どういう取り組みがいいのかということは研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

1番（佐川典子君） 身寄りがない、そういう理由で成年後見の申し立てをする人がいないときにはどういうことになるのかということ調べました。これは、各市町村に後見人の開始の審判の申し立て権が与えられているということがわかりました。

こういうこともありますので、いろいろと詳しい内容、本当にいろいろな事情がございますが、ぜひ皆さんも御理解していただけるような講習会等、また広めていただきたいというふうに思っております。

また、審判の決定まで3カ月から4カ月近くかかるということと、また、早急にこれを広めていかなければいけないのではないのかということに関して、もう一度伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

親族等の方々の後見人となり得ないような場合には市町村長が申請を申し立てをするということの制度が確立されていることは承知しております。まだ町についたばかりでございますので、町としてこれから、先ほど申し上げましたように、高齢者あるいは障がいをお持ちの方等がふえてくるようなことも想定されますので、そういったことに対するバックアップ体制を構築していくことは大変重要だと考えておりますので、これからさらに研究を進めてまいりたいと考えておりますので御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、1番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。再開は、1時15分といたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（西村昭教君） おそろいですので、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の一般質問に引き続き、5番金子益三君の

発言を許します。

5番（金子益三君） 私は、さきに通告いたしました3点の項目につきまして、町長に所信をお伺いをいたします。

まず1点目、住宅リフォームについてでございますが、今年度、平成23年度から始まりました我が町の住宅リフォームを行う際に出される補助について、若干近隣の町村よりも使い勝手が少し複雑なために、利用の件数が伸び悩んでいるとの意見が出されている現状にあります。それで、そのことについて、次のことについてお伺いをさせていただきます。

まず、第1点目が、現在の上富良野町で本事業に申し込まれて採択になった件数、金額についてもお伺いをさせていただきます。

2点目、上富良野町の補助は上限が20万円で、事業費の1割がこちらの中に組み込まれていて、さらに、この補助の対象の中にはエコポイントによるものは工事費から除外をされて、残りの部分が補助対象となっている現状になっております。このことによつて、小額のリフォームでは、なかなか補助金の額が小さくなって、自己負担にかかわる部分というのが大きくなっていると。このことについて、改善を行う考えはないのかお伺いをさせていただきます。

三つ目、近隣の町村においては、既に申し込みが当初の予算を大幅に超えて、現在、補正予算を設けて、その対応を図っている自治体もあるように伺っております。上富良野町において、今後申し込みが増加した場合に追加措置を行うのか、そのような考えがあるのかをお伺いさせていただきます。

4点目、すべてのリフォームを対象にするということは現実的に難しいので、そのことは必要ないとは考えますが、より多くの住民が利用できるように、補助率の改定、また上限の引き上げなど、そういった措置を講ずる考えはないか、お伺いをさせていただきます。

今後の上富良野町の高齢化社会を迎えるに当たり、在宅で介護を図ったり、また高齢者世帯、そして独居老人世帯が増加していくことに加えまして、昨今の厳しい経済状況をかんがみたまに、改善できることについてはすぐにでも取り組む必要があるというふうに考えております。

以上のことにつきまして、住宅リフォームの件、これまでの経緯を含めて、町長の考え方、また並びに、今後におきます我が町の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

続きまして、2番目でございますが、単位老人会の助成についてお伺いをさせていただきます。

近年の我が町におけます高齢化の実情において、それぞれの住民会で地域の高齢者の皆様が元気にさまざまな活動を行っているというふう聞いております。特に住民会単位での老人会の活動は、地域のボランティアにはとどまらず、児童生徒の登下校での交通安全の見守りや、また地域防災活動、さらには公園緑地の手入れなど、本当にその活動には敬意をあらわすところでございます。

さらに、老人会において、地域の福祉を推進すべく、ふれあいサロンの開催や、また、お年寄り同士におきます声かけ合い、また、スポーツや文化芸能を通じての健康づくりなども、もはや地域に必要不可欠な団体になっていると考えます。

そこで、今後もこの活動をより活発に行えるように、また、さらには促進をさせるために対処して、次のことをお伺いさせていただきます。

一つ目といたしまして、現在、社会福祉協議会を通じて単位老人会に補助と、町から補助があるところでございます。この補助につきましては、どちらも老人クラブ連合会に所属をしていないともらえない補助であります。後発の老人会や、また、現在組織を結成しようとしている地域につきましては、立ち上げの準備などに相当の資金援助も必要であるというふうな考えです。これらの地域も含めまして、設立準備支援金のような、単年度補助で構わないと思っておりますが、そのような補助の対策の考えはどうかをお伺いさせていただきます。

2点目といたしまして、現在の補助は、町から均等割で、それぞれ会に3万円、そして、会の会員1人当たり300円という補助がされております。またさらに、社会福祉協議会からは均等割5,000円と会員1人当たり100円という補助が、老人クラブ連合会に所属しているクラブにされている現状であります。

今後の老人クラブの活動は、冒頭申しましたとおり、福祉の推進、また、災害時などの緊急時の支援など、地域にとって重要な事柄についての活動が期待されている状況であります。助成金に関しては、町で一本化をして増額をする必要が求められる声が出ております。それらについて、今後、町として対応があるかどうかをお伺いさせていただきます。

3点目といたしまして、「自分達の町は自分達で守る」「地域のことは地域で守る」、こういったスローガンが防災の説明のときには非常にされている状況にあります。特に住民会でのふだんからの老人会活動を積極的に、また、これらを親密に行うことが非常に望まれている現在で、老人クラブ連合会の会長さんを中心といたしまして、特に老人会の活動といったものを、ふだんからの老人活動を積極的に

行うことということは非常に望まれる中、できるならば25あるすべての住民会にそれぞれの単位クラブがあることが非常に望まれております。

現在、老人クラブ連合会の会長さんが非常に鋭意その活動に御尽力をされまして、多くの住民会長さんたちもそれに協力しようと努力をしている現状にあります。町としても、ぜひ後発の老人会に対して、会員さんたちがそれぞれの単位老人会にスムーズに移管できるように指導をとる必要があるというふうな考えておりますが、それらの指導についても、ぜひ町が主体となって行うべきと考えますが、そちらをすることが可能か、以上について町長にお伺いをさせていただきます。

3点目といたしまして、白銀荘の洗い場の改修についてお伺いいたします。

近年、エコ改修を行った吹上温泉保養施設の白銀荘につきまして、上富良野町の観光地、また十勝岳温泉郷として非常に人気の高い温泉であることは言うまでもありません。町内はもとより、北海道内外から大勢の温泉ファンの皆様や、また登山客にとって、再び訪れていただける素晴らしい施設であります。

特に山開きから夏山、そして紅葉時期などは非常に大勢のお客様に訪れていただいている状況にあります。しかし、残念ながら、観光シーズン、トップシーズンには、女性ぶろの洗い場が大幅に不足していることから、せっかく訪れていただいた観光客に、残念ながら満足をいただけないまま帰ってしまっている現状にあります。そこで、早急に洗い場の増設が求められる声が上がっております。

現在、内湯にあります打たせ湯は、非常に利用客が少ない状況であると聞いておりますので、そのスペースを有効利用して増設することが費用的にも負担なくできることと考えますので、望ましいと考えられます。

この富良野・美瑛の素晴らしい観光地で、最もロケーションと、さらには泉質がよいと言われている十勝岳温泉郷のさらなるホスピタリティの向上と、また、加えまして地域住民の利便性の向上のためにも必要と考えておりますが、町長の考えはどうか、お伺いをさせていただきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の住宅リフォーム事業に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

現在、町で実施中の住宅リフォーム等助成制度は、地球温暖化防止対策またはバリアフリー化にみずから取り組もうとする町民に対しまして、住宅リ

フォーム及び住宅設備機器等の導入に要する費用の一部を助成することにより、エネルギー対策と高齢化社会に即した快適な住まいづくりを促進し、あわせて町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的として、平成23年度から25年度の3カ年を予定したものとなっております。

本年度の助成予算は、住宅リフォーム部門で50件、750万円、住宅設備機器部門で60件、474万円の合計1,224万円を措置しているところであります。

御質問の1点目の採択件数につきましては、11月末日現在で39件、助成額はリフォーム分で462万円、予算比61.6%、設備機器部門で6万円、予算比1.3%となっており、設備機器の利用が少ない状況にあります。

2点目は、助成率及びエコポイントに関する御質問ですが、町の制度の特徴としては、実質助成率が10%を大きく超えるエコポイントの対象部分は優先してエコポイントを活用いただき、エコポイント対象外の部分についても、町の制度趣旨に適合する部分につきましては10%の幅出し助成を行う運用となっております。

小額のリフォームであっても10%の率で助成いたしますので、自己負担にかかわる部分が大きくなることはなく、逆に高い率のエコポイント対象部分を大きくするほど実質助成率は高く、かつ小規模リフォームになるほど10%を超えて助成率が高まるものとなっております。

3点目の申し込みが予算枠を超えた場合の取り扱いについてであります。11月末現在で756万円の予算が残っており、現在までの申し込み経過から不足することはないと考えられますが、状況に応じて対応を講じたいと思っております。

4点目の補助率の改定と上限の引き上げについてですが、住宅リフォームに対する助成制度は北海道内でも多くの市町村が実施しておりまして、本町の助成率10%、下限工事費20万円、助成額上限20万円は、他市町村の制度と比較いたしましても遜色なく、利用しやすいものと考えており、今のところ制度変更については考えておりません。

なお、助成の対象となるリフォームの詳細につきましては、町内施工業者に説明、周知しておりますが、施工方法の工夫により助成の対象とできるよう、個別に柔軟な運用を行っておりますので、まず施工予定業者を通じて御相談願いたいと考えております。

また、バリアフリー改修については、現在の年齢や家族構成にかかわらず、高齢化等の備えとしての実施を対象としておりますので、多くの御家庭での

制度活用を御検討いただきたいと願っているところであります。

次に、2項目めの単位老人会への助成に関する3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の単位老人会設立準備資金の補助についてであります。現在、町内には15の単位老人クラブが結成されており、日々地域での交流や生きがい、健康づくり活動を行っております。

クラブ活動が円滑に行える程度で各住民会単位を目安に、おおむね30人以上の団体を単位老人クラブとして、町の老人クラブ連合会に加盟する老人クラブに対し、町の補助及び老人クラブ連合会から助成費が支給されております。

後発の老人会や、現在、老人会組織を結成しようとしている地域への町の助成策としましては、住民自治活動奨励補助制度がありますので、老人会の設立等に対して御活用いただきたいと考えております。

次に、2点目の単位老人クラブに対する助成金の一本化についてであります。現在、町の補助金は、上富良野町老人クラブ運営費交付金交付基準に基づき、高齢者の生きがいや健康づくりを推進し、明るい長寿社会の実現と地域福祉の向上に資することを目的に、それぞれの単位老人クラブと町老人クラブ連合会に交付金の交付を実施しているもので、これは北海道から町へ、単位老人クラブと連合会のそれぞれの事業に対して助成を受けて実施しているものであります。

また、町老人クラブ連合会では、加盟する各単位老人クラブから会費をいただき、それに対して連合会から単位老人クラブ活動を助成するため補助を行っているもので、それぞれ補助金の性質が別であることから、一本化は困難であり、増額する考えは持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の単位老人クラブ並びに後発の老人クラブに対する町の指導等についてであります。現在、町には15の単位老人クラブが連合会に加盟しており、また、組織されていても連合会活動への対応が難しいなどの理由で加盟していない老人クラブや高齢者の減少で組織化できないケース、また、市街地においては住民会単位での組織化の動きがあると伺っております。

本来、老人クラブは地域に居住する高齢の方々が自主的に組織し、高齢者みずからの生きがいを求め、健康づくりを進める活動や、ボランティア活動を初めとした地域を豊かにする組織であり、地域の皆さん方がみずから取り組んでいくことが第一義と考えており、行政が主体的に誘導するのではなく、

地域の高齢者や地域住民会を含めて取り組むべきではないかと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の白銀荘の洗い場改修に関する御質問にお答えいたします。

吹上温泉保養センター白銀荘は、町民の保養、研修及び地域間交流の場として、公共の福祉の増進に寄与するため、平成8年度に設置されたところであります。

御質問の白銀荘の浴場には、男女それぞれ10カ所ずつの洗い場を設けておりますが、議員御指摘のとおり、日によっては多数の方々の御利用により、特に女性浴場の洗い場が混雑する状況をお聞きしているところであります。

打たせ湯の場所をなくしての洗い場増設の御提案ですが、打たせ湯を楽しみにされている利用者の方もおられることから、浴室を改修して洗い場を増設する考えは持ち合わせていないところであります。

受託者であります振興公社とは利用者に対するサービスの向上について常々協議を行っておりますが、議員御質問の件に関しましても、利用者で込み合っているときなど、職員により利用者の皆様へ協力をお願いやチラシ、ポスターなどで周知を図り、皆様が快適でスムーズな利用ができるよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番金子益三君。

5番（金子益三君） 何点が再質問させていただきたいと思えます。

まず、1点目の住宅リフォームの件について御質問させていただきたいと思えます。

答弁にありましたとおり、件数が若干少ないということでありました。まず、この件数が少ないということに對しましての所見を伺いたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

利用の状況が十分か、あるいはそうでないかというような認識に對しましては、私といたしましては、予算化率から判断いたしまして、さらに伸びることを期待しているところでございまして、なかなか制度の周知が、住民の皆さん方の理解を得るために、少し難解なところがあるのかなというような私自身認識を持っておりまして、それらについてはわかりやすく説明していただけるように、特に施工業者の皆さん方を通じてお願いをしているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） ただいま町長から、若干やっぱりわかりづらいという御指摘があったように聞こえます。ぜひわかりやすいような進め方をさせていただきながら周知をしていただきたいと思います。

続きましての質問なのですけれども、エコポイントの部分を除外するというところでございます。近隣町村におきまして、そうでないところも多々ありますが、まずこのエコポイント部分を除外した大きな理由というのは何かを教えてくださいたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 制度の仕組みでございますが、町の今持ち合わせている制度につきましては、全体の工事予定額から、まず優先的にエコポイントの対象になる部分を除外して、さらに、その対象から外れる部分について助成制度を設けるということで事業費全体としての助成率が大きくなるということで、利用者の方々については有利に作用するというような理解からこういう仕組みにさせていただいているところであります。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） ただいま御答弁ありましたが、結果として、エコポイントを除外をすることが若干、制度の複雑さと、また、利用される町民の皆様の、いわゆる割得感といえましょうか、この制度がうまく働きづらいということが先ほどの利用率の歯どめになっているという声も多々上がっているところでございますが、この部分についてはいかががお考えかお聞かせください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の住宅リフォームの御質問についてお答えさせていただきますが、前段の答弁で申し上げましたけれども、私といたしましては、制度の仕組みは非常に、利用者の方に有利といえましょうか、高率の補助が受けられるような、そういう仕組みに設定されているとは思いますが、そのエコポイントの対象になることが、どういう利用者にもメリットがあるのか、それと、さらに町独自の幅出しの部分をあわせわざで使うことによってどういう、実質的な補助率がカバーされるかという、そういう組み立てが、冒頭申し上げましたように、少し利用者の方々に対する説明の仕方、PRの仕方に工夫を欠いているところがあるのかなというふうに理解しておりまして、中身を理解していただけると、ああ、なるほど、有利に利用できるのだなということは理解していただけたと思っておりますが、まだ、なかなかそこまで到達していない

というふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） 町長が今、御答弁あったことも一つの理由として考えられますが、実はこの上川管内の町村、ほかを調べますと、工事費の躯体すべてにかかわるところに対しての補助額を出しているということも多々あります。もっと言いますと、エコポイントも丸々使ってもいいですよ。躯体工事にかかわる部分で、その自治体においては補助を出すというように、非常に使い勝手のいい、使う側の立場に立った補助金というのが見られることになっておりますが、上富良野の場合はそこを丸まま抜いて、エコポイントがかかった部分の工事費は抜きますよと。全体で100万円かかったとしても、エコポイントの部分が50万円あったら、その残りの50万円部分に対して1割を出しますよという部分が、なかなか、使う住民にとっては納得できないというような声も聞きますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 制度の設計の御質問かと思いますが、エコポイントの対象部分をさらに町の幅出し部分の中に重ねてしまうということより、私はそこから、同じ率であればエコポイントの部分を除外した部分に正味補助率を用いることが、最終的には利用者の方のメリットが向上するというふうに理解もしておりますし、他町村の例の中には全体に補助率を計算しているというような事例も見られることは私も承知しておりますが、この制度のPRの仕方、さらには同じ予算の執行に当たっても、それがさらに利用者のメリットが向上するような工夫が必要な部分が今後、検討・研究の中で見出すことができるとすれば、それは改善の方向に向けて大いに勉強させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） 若干質問の角度を変えさせていただきますが、先ほど金額と件数につきまして御答弁いただきまして、まだ11月末時点で756万円ほど予算が残っているということですが、これはリフォーム部分と設備機器部分で大幅に残っている金額が違うのですが、これはもう、全体として流用が可能ということで判断させていただいてよろしいでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 予算化につきましては、それは一応、組み立て上切り分けてありますけれども、それは利用者の皆さん方が仮にリフォームのほうにウエートが高いという実態があらわれました

ら、それは十分対応可能だというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） そのような御答弁で非常に安心をしたところでございます。

先ほどの率の件についてなのですが、いわゆる町長側としては、この率は他町村に比べても決して低いものではないという、これは見解の違いにもなってくるのかなと思っておりますが、やはり、ここまで今年度、年度当初から行いまして、やはりリフォーム、冬場を迎える前に、本来は補助金というものがしっかり全部使われるぐらいのような使い勝手がいいものであるというふうに私は期待する補助金であると思っております。

まだ11月末、もう12月に入りまして、この残金が残っているということに関しては、やはりそこに何らかの、ほかの自治体と比べてときに、使いづらさ、また率の低さ等が否めないのかなというふうに考えますが、この辺はいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、助成率の10%につきましては、私が承知する範囲内の他町村の実態等も踏まえまして、これは遜色ないレベルかなと。さらに、上限の助成額についても、そう遜色ない水準に達していると思えます。

ただ、現に予算化率が、特に住宅の基金については定率だということを考えますと、仕組みの中で改善を必要とする部分があるのかなということは率直に感じておりますので、これはぜひ有効に予算が執行されるような工夫はこれからも重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） まさに今、町長に御答弁いただいたとおり、額の多寡というのは、その自治体の財政の身の丈に合ったものがありますから、全道で住宅の補助金というのは一覧表がありますけれども、それはそれぞれの財政指数に比例して出せる範囲で出しているところがあると思えます。

私が言いたいのは、率、額もさることながら、やはり使いやすさというか、対象になるべく項目というのが、ほかの自治体は非常にそこに幅を持たせてあります。というのは、その地域、地域の独自性であったりとか、また地産地消、産業を支える部分で上乘せがあったりですか、その町独自の取り入れ方というのが非常に目立つところでございますが、残念ながら我が町の補助、ないよりはるかにこ

したことはないのですが、それがどうも、実際使う側からしたら、もうちょっと、ここにも使えたらいいのにな、ここにもできたらいいのになというところで足かせになっているのが、これは使われる住民の皆さんからの声であるところではありますが、その部分の改正というのは非常に早急に望まれますが、その辺はいかがでございましょう。今年度ということではなく、これは25年までかわる部分でありますので、一定の期間を定めた中で改正することは可能かどうかお聞かせください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の住宅リフォームにつきましてもの御質問にお答えさせていただきます。

実は、利用に当たりまして、利用助成の対象となり得るかどうかという解釈の幅でございまして、私、最初の御答弁でも申し上げましたように、施工予定業者の方々に御相談していただきたいと特に強調したのは、そこに少し深読みしていただきたいというような思いもございまして、実はかなり柔軟に対応できるような説明はさせていただいております。ただ、それを文字にしたり文章にしたりということになりますと、非常に難解になりますので、業者の皆さん方にはそういうような解釈をしていただくようには説明しておりますが、もう少し直接、町民の皆さん方に目に触れる形の中で理解していただけるような工夫がもしできるとすれば、それは大いに研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） 質問しようとしたことを町長に既にお答えいただいたので、私が思っていたことで、本当にありがとうございますというのは不適切ですが、施工業者もさることながら、やっぱり使う住民が一番知ることが大事だと思うのですけれども、そのことについてどのような方策をとるか。例えばホームページがいいのか、チラシがいいのか、広報がいいのか、それはわかりませんが、一応町として、やはり多数の住民の皆様が使いやすい補助金なのだとお聞きを知らしめる方策というものをどのように考えているかをお聞かせください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほど少し触れましたけれども、このように使い勝手がいいのですよというような表現を拡大しますと、何でもありですよということにも、またこれは一方なりませんので、そういう意味におきまして、もしそういう計画をお持ちでしたら、また計画してみようかなという考えを

お持ちでしたら、町なり、あるいは町内の施工業者の皆さん方に聞いていただくということをお知らせするのが第一かなというふうに考えておりますので、技術を伴います制度の仕組みそのものについては直接面談してお知らせするような手順がいいのかなというふうに関心しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） 大きく期待をするところであります。

続きまして、2点目の老人クラブ連合会の件で若干質問させていただきます。

まず、御答弁にありました住民自治活動奨励補助というものがありますが、この部分について若干御質問しますが、これはソフト事業についても可能かというふうに関心しております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） ソフト事業につきましても、想定によって私どもが意図しております目的に沿うかどうかということは判断しなければなりません、ソフト事業も基本的には対象とさせていただいているところでございます。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） その部分は確認させていただきました。

先ほど御答弁の中にありました、補助金の性質上一本化することができないという、確かに老人クラブ連合会に一たん会費として納めて、それを、ちょっと戻すというわけではないのですが、そのような形で、老人クラブ連合会に加盟している単位老人クラブには補助がそちらからある。それは道の3分の2の助成に町が若干の上乗せをして、今補助を出しているというふうに関心しておりますが、私が言いたいのは、もちろん老連に加盟をして、町全体として高齢者の皆様が芸能、スポーツ活動に携わって、元気な生活を行っていただくのも大事なのですが、もっと小さい、住民会単位といいたほうが、自治区内の活動ということもやっぱり非常に大切なのです。

まだ、残念ながら15の老人会しかできていないという中には、おっしゃるとおり、本当に御高齢の方ばかりで、そこも少なくできない。地区が一緒にならないとできないというところは除きまして、まだまだ町なかにも、もうちょっと頑張ればできるのだよと。ただ、まだ老連には加入するだけの余力はないけれども活動はしたいのだと。そういうところが今、若干光が当たっていないのかなというふうに関心しますし、それらができることによって、さらに老連に入ってもらって、活動が大きくなるという

ことを期待いたしますが、一本化できないのであれば、そういったところにもしっかり補助が当たるような仕組みができるかどうかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の老人クラブの活動に対します御質問にお答えをさせていただきますが、議員御質問にありますように、なかなか、組織として一つの固まりが構築できないがために連合会に加盟できないような単位老人クラブ、地域の小さな老人クラブがまだ相当数あります。そういった、それぞれそういうクラブが単体で活動するものに対して、連合会に加盟しているような単位老人クラブと同じような応援ができるかということになりますと、残念ながらそういう仕組みは持ち合わせておりません。しかし、それぞれが各地域で存在しているわけでありますので、想定されるものとしては、地域の住民会活動の中で、そういう老人クラブの活動を支えようと、あるいは指導しようという試みに対しましては、冒頭申し上げました自治会活動の奨励金等、補助金等を使いながら活動することは、それは大いに、組み立て上可能でございますので、ぜひ住民会として、地域として各地域にあります小さい単位の老人クラブの方々に支援をすることは、直接のルートではなくて、住民会、地域としての活動の中で支えていただければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） 今、町長の御答弁にありましたように、本来、住民会の中だけでそれが完結できれば一番ふさわしいのですが、やはり住民会は住民会として、いろいろな動きが、別なこともあります。例えばスポーツもありますし、生活防犯灯、さらには、場所によっては子ども会の育成、さまざまな活動の中で、非常に、老人会だけということも難しいようにはなっておりますが、一方で、老人会の皆様、実際に自分たちが、いわゆる受益者という言葉ではないのかもしれませんが、参加をする方だけではなく、運営をする側にも回っているのが今住民会の中での単位老人会のあり方になっているわけです。

ですから、皆さんの生の声を聞いていきますと、やはり上富良野町も、徐々にではありますが高齢化率が上がるに従い高齢者が年々ふえております。その中で、本当に元気な65歳、前期高齢者の方がさらに先輩の高齢者の方たちと仲良く、いつまでも元気にやっていくための活動資金というのはやはり、年々、全体の中のバランスから非常に大きくなってきているように聞こえております。

ぜひ、医療費の抑制だけでなく、介護費の抑制だけでもありません。本当に万が一の際は、住民自治、協働のまちづくりといつも言われていますけれども、そこで本当に活躍していただけるというのは、その小さい単位が何かあったときには本当に大きな役割となっていきます。その活動の火を消さないためにも、だんだん先細りしていかないために、何らかのしっかりした手当てというものは必要だと考えますが、その辺は町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の、老人会の活動に対する考え方についてお答えさせていただきますが、私も、実体験として、そういう各住民会単位において、小さな組織として、しかも非常に高齢の方が活動の中心となって地道に活動している老人会の実態も承知しております。とりわけ、今後そういった連合会に加入に至らなくても、地域の老人クラブとして活動をしていきたいという願望を持っていること、実態もでございます。しかし、なかなか組織として自立しようとしても、旗を振ってくれる人がいないのですよね。

そういう中で、やはり住民会の皆さん方が率先して旗を振っていただくようなことを期待しているわけですが、協働のまちづくりというふうにくくりにはできませんけれども、今それぞれの住民会が自主的にさまざまな活動に取り組むことに対しましては、総合的に町は今、応援をしようという仕組みづくりをどんどん進めております。そういう中に、各地域の中に地域の独自性を取り込んで、そして活動することに対しましては、これからそういう、議員がお話にありました老人会も一つの大きな地域を支える力でございますので、そういったことも念頭に置いた、住民会の活動を支える枠の中で、そういう部分も仕組みの中に忍ばせるような、そういう工夫はしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） その部分では、私も町長も、恐らく思いは一つだというふうに感じます。

その中において、ぜひ、これから先の部分になるのですが、現在、地域の老人会、これは老連の活動ではない部分になると思うのですけれども、それぞれの単位老人会で非常にいろいろな取り組みをされております。事福祉の部分に携わる部分がだんだんとウエートが大きくなっていき、福祉推進委員や、また地域の福祉係の皆さんを中心として、さまざま高齢者の対応の活動がされているのです。

その中にふれあいサロンという社会福祉協議会か

らの事業もありますが、その辺をしっかりと見直していきながら、できれば現場には職員も、どのようなことが行われて、どういう活動をされているかというようなこともしっかりと見るべきだというふうには私を感じますが、その辺の対応というのは、例えば社会福祉協議会に丸投げというのではなく、町の保健福祉の部分でしっかりと大事な部分、予防の部分にはつながってくると思いますので、防災も含めてですけれども、そういった現場の声を職員がしっかりと聞く必要があると思いますが、その対応についてはいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

今お話しいただきましたようなことも含めて、私は、そういう中で非常に共通しているのは、住民会の方々の意識の持ち方、これが大変大きく作用するというふうを考えております。

例えば住民会の皆さん方が、老人会も含めて、あるいは防災も含めて、とにかく地域のつながり、あるいは地域のまとめ、そして活性化を目指すためには、住民会の皆さん方が果たす役割が非常に大きいというような思いを持っておりまして、特に上富良野の実態を見ますと、老人クラブについて少し目を向けてみますと、非常に高齢者ばかりの比率が高まって、自立活動をするのは大変困難だということを見ますと、では本当にその方々しかいないのかということ、老人会の入会の年齢要件を備えた少し若い人がいっぱいいるのです。だけれども、そういう人たちは、老人クラブという響きがよくないのかどうか分かりませんが、なかなか参加していただけていない実態にあります。

いろいろ、ほかの事例も聞きますと、住民会の皆さん方が率先して、ちょっとまだ若いけれどもどうか、年齢要件は達しているのだから、仲間でも何人か一緒に入ろうというような動きが実際にあったために、非常に、連合会には加盟していなくても、老人クラブ自体の活動がすごく活気が出てきたという事例も聞いておりますので、まず老人会の組織の意義等を含めて、住民会の皆さん方がまず率先してそういう導きをしていただくようなことに、町としては住民会の会長さん方との懇談会等を通じて、それは少し熱く語ってまいりたいというふうを考えております。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） 25%を超えて、4人に1人が65歳以上の高齢者の町にもなりましたので、ぜひ大切に、その組織というものをさせていただきたいと私も考えます。

それで、この老人クラブの件について最後の質問でございますが、先ほどやはり、それぞれの住民会というか、小さい自治体単位に出始めてきているところでございます。ぜひこれは、町長が進める協働のまちづくり、また自主防災組織というものも真剣に進められて、この活火山、十勝岳を有する町ですから、本当に顔の見える、そういった老人会というものをふだんから行うべく、やはり町が、強引に戻せということではないですが、保健福祉課なのか、それは社会福祉協議会を通じてなのか、これは、方策についてはわかりませんが、ぜひ地域のことは地域でやっていきましょうと。そのために、地域にもしっかりと町は補助金を出していますよということ、これは、ある意味連合会のほうにもしっかりと指導をしていただきながら、それぞれがまた、クラブ活動の中で全体で円滑にできるわけですから、日々の活動の部分というのをぜひ、小さい自治体に戻すような、そういった御指導というものを上のほうにさせていただきたいと考えますが、その辺はいかがでしょう。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

いろいろ、今日に至るまで、老人クラブの活動につきましては変遷がありまして、少しそれが、住民会単位というものが非常に大事だということで大きく見直されてきております。せっかくそういう機運が高まっておりますので、町といたしましても、住民会長さんを初め、さまざまなそういう高齢者とかかわる組織の方々に対しまして、住民会で行われる老人クラブの活動というものの重要性を御説明申し上げながら、住民会単位のしっかりとした老人クラブの組織が活性化していくようなことのPRも含めまして指導を進めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） それでは、白銀荘の洗い場について再質問させていただきます。

非常に、この吹上温泉、全国的に人気であります。特に、白銀荘ではないのですが、吹上露天の湯は、行ってみたい秘湯の日本ナンバー2に入ったようにマスコミでも報道されております。

その中において、反対に、全国の温泉地域の苦情のいつもトップ5には、必ず洗い場不足というものが上位にランキングされております。この白銀荘についても、そのような声が現場や利用者から聞かれておりますが、やはり開設当初と今の利用のいろいろ、当初つくった計画の思いと今利用されている



中との乖離から考えますと、やはり女性のおふる場は、特に洗い場の数というのは求められると思いますが、この辺はいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の、白銀荘の洗い場についての御質問にお答えさせていただきます。

議員もお話しされておりましたように、お聞きいたしますと、どこの公衆浴場も女性の洗い場の窮屈さというのは何か顕在化しているらしい、私は入ったことはありませんのでわかりませんが、あるらしいのですが、現場にお聞きいたしますと、白銀荘につきましても、現在もそういう現象は、特に観光客が集中します時期についてはあることは実態だそうでございます。

しかしながら、それはもう、だからいいというものでもございませんが、白銀荘がオープン当時の、あの1日1,000名とか、そういうときも何とか乗り越えてきているという、一方ではまた実績も持っております、工夫によっては何とか御理解をいただける、完全に解消できることではございませんけれども、工夫をすることによって緩和することは可能だというふうに向っておりますので、現在新たに財政措置をして改修ということは非常に困難でございます、また、打たせ湯の場所云々のお話もございましたけれども、それはそれで非常に、愛好家もおられるということで、今改善に向けて具体的にハードの整備をとすることは至難であるということで御理解いただきたい。

議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

5番（金子益三君） 特に今年度は観光客も大幅に、いろいろな、震災の影響もあって減っているところではありますが、民間であればそういうお客様のニーズというのはすぐに反映をさせて、できるところから改善をしていながら、リニューアルオープンで人気を高めております。

開設当初の本当に真新しいときから、今、年月を経まして、やはり直せるべきところは直したほうが、私は、せっかくの、何よりも上富良野町にある、観光にとっても宝の一つであると考えておりますし、これからも10年、20年、さらにはもっともって地域が活性化していただくための、そのフラッグシップ的な役割として白銀荘があるべきと考えますので、ぜひ声というものは大事にすべきだと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

事浴場のみならず、やはり常に御利用いただく皆

さん方から行ってみたいと感じていただけるような改善・工夫は、これはもう、なりわいとしてやる以上は絶対、大命題でございますので、しかしながら、やはり収支というものが一方でございまして、どういうふうにするかということについては非常に大きな課題でございますけれども、いずれにいたしましても、本当に、議員おっしゃるとおり、上富良野で町を代表する大きな観光スポットでございますので、それはこれからもそういう評価を維持していけるような工夫、あるいは努力をすることは全く同じでございますので、今、この浴場の改良につきましては非常に困難という判断をしておりますけれども、白銀荘の魅力を落とさない努力は引き続きさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたい。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、4番米沢義英君の発言を許します。

4番（米沢義英君） 私は、次の点について町長及び教育長に質問いたします。

第1点目には、介護保険制度についてお伺いいたします。

介護保険制度が実施されて11年になろうとしています。この間も介護制度の改善が実施された結果、介護サービスの抑制や介護報酬の削減へとつながっていきました。それでもまだ足りないという状況の中で、来年度からは社会保障と税の一体改革という名のもとで、介護保険利用者に新たな負担と介護サービスの抑制を押しつけようとしてきています。

また同時に、一方では制度が自主、いわゆる自治体で一定部分裁量として判断できる、そういうものがありますが、総体的には抑制の方向に働く、そういう内容であるということは明らかであります。

そういう状況の中で、介護現場や利用者からは介護給付の抑制や利用者の負担がふえるのではないかなどの不安の声が上がるという状況にあります。

国は、介護を充実したければ、その財源を確保するためには介護費用の削減と、また、利用者の負担、これは自己責任で賄えと言わんばかりのことを言っているというのが現状であります。また、選択と集中の名のもとで支援を選別するという状況も生まれつつあります。

今求められているのは、利用者が安心して使える介護制度を充実するということが何よりも必要だと考えます。

町長に、次の点について答弁を求めます。

一つ目には、今、町では新しい介護保険事業計画を策定していますが、介護計画策定において、認知

症、医療との連携、高齢者の居住施策の連携など、高齢者の実態把握をすることなどが求められていますが、現状と課題について伺います。

二つ目には、要介護2以下の介護保険サービスを保険外とする動きがあります。要支援、軽度の介護制度を利用している人たちの利用料を2割に引き上げる、ケアプラン作成費用の自己負担化、一定以上の年収がある人への利用料2割負担など、介護保険制度の改悪が盛り込まれているというのが実情であります。

これが実施されれば、介護サービスの利用を控えるなどの実態も懸念されます。介護保険制度の根幹を揺るがすような大改悪であり、容認できるものではありません。少なくともこういうものが実施されれば、この上富良野町における介護制度を利用している方にも大きな影響を及ぼすことは間違いありません。これらの点について、町長はどのように対応されようとしているのか答弁を求めるものであります。

次に、障がい者対策について伺います。

町においても、目や耳の不自由な方が日常的にも生活しています。日常生活に必要な情報を入手するには大変苦労がかかるということをお話してくれました。また、この間でも道の広報誌の内容を知るために、テープや点字を利用していると話していました。

町においても目や耳の不自由な方が生活していることを考えれば、安心してその人たちが生活できる環境を整えることが町にも求められていると考えますが、次の点について町長の見解を求めます。

一つ目には、目の不自由な方に対して情報の提供をするためにも、町の広報誌などを点字、テープ、CD化にするなどの対応が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目には、目の不自由な方にとっては、外出時など目的地に行くまでの道誘導手段の確保は欠かせません。例えば信号機まで、また、バス停にまで行こうとした場合、信号を渡りますから、当然、その信号を渡り切ったのかどうなのかわからないという現状にあります。そういう意味では、他の自治体でも既に、信号機にメロディーなどの音響を流し、横断歩道の安全を確認・確保するなどの対策がとられております。

そういう意味では、障がい者の方たちが安心して、この上富良野町でも過ごせる環境づくりのためにも、ぜひこういう環境整備が必要だと考えますが、町長の答弁を求めます。

次に、乗り合いタクシーについて伺います。

今、町においては、新年度から始まる乗り合いタ

クシーの本運行に向けた試行運転が実施されています。また、利用者にきめ細やかなサービスを提供するという目的で、利用者アンケートを実施されています。

その中で伺いたしますが、一番多い要望はどのようなものがあったのか。サービスを利用したいという要望の中で、どのような要望が一番多いのか伺います。

また、ある方に聞きましたら、日曜日、祝祭日などの運行があればとても助かるということをお話してくれました。

全体的には、乗り合いタクシーについては一定の評価もされています。今後、町においてもつぶさに、詳細に、利用者アンケートをもとに、来年の本施行に向けて改善が求められていると思いますが、町長の見解を求めます。

次に、光ケーブルの設置について伺います。

近隣町村では既に光ケーブルを導入しております。また、光通信を利用して高齢者の健康維持を支援する、テレビ電話を使った健康相談サービスなどを提供する自治体も生まれてきております。

しかし、我が町においてはまだ、住民の要望が多いという状況にあるにもかかわらず、光回線が設置されていないという状況にあります。この点について、今後の対応について伺います。

次に、見晴台について伺います。

町は、見晴台の観光案内所の移転について、周辺住民の同意が当然不可欠だということは御承知だと思います。しかし、周辺住民の多くの方々が、木を伐採してまで観光案内所を移設するのは到底理解ができない。それは、現状の景観を残してほしいという思いからであります。

しかし町は、この9月に調査費を計上するという事態にまでなりました。そのような住民の思いとは逆に、今、町は観光客をふやすために、今後の予算をつけて必要な調査を行い、案内所を移設しようとしています。しかし、移設をしたからといって、観光客の集客数がどれだけ上がるのかという点については疑問が残るのも当然であります。

問題は、町としてどの部分を底上げをすれば集客力アップに結びつくのかなど具体的な計画を持つということにはなりません。周辺住民の理解なくして当然始まりませんから、いまだに地域の方々からは説明がないという町の態度に対して不快感を表明しております。いつまでに説明されるのか伺います。

また同時に、住民の理解が得られるのは今後とも無理だと私は考えています。住民の理解がなされな

い中で、観光案内所の移設をする理由がわかりません。計画そのものを白紙に戻すことだと私は考えておりますが、町長の見解を求めます。

次に、上富良野小学校の改築についてお伺いいたします。

上富良野小学校は、耐震診断を行った結果、大地震に倒壊し、また崩壊する危険性がある校舎であるという中で、改築計画が進められようとしています。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、文部科学省の学校施設整備方針が見直されました。その方針では、学校の耐震化の促進をするために防災機能と新エネルギーの導入などが示されました。

小学校は、子供たちが安心して学ぶ場所であり、避難施設としての役割を担っております。地域住民の安全確保の面からも重要な施設だとも考えます。

また、この間、町においては新エネルギービジョンを計画し、そういう意味では上富良野小学校の改築にあわせて新エネルギー施設の導入など環境学習にも役立つ施設としての機能を持ち、上富良野町の新エネルギー計画を推進できる施設としての位置づけも重要だと考えています。改築に向け学校建設検討委員会も設置されております。文部科学省が示した学校の施設整備方針を取り入れた町独自の改築計画をどのようにされようとしているのか、教育長に伺います。

次に、現在、放課後スクールは、空き教室などを利用して実施されております。

放課後スクールは、地域や働く保護者にとって、なくてはならない大切な場所となっております。子供たちが学校終了後、安心して過ごせる居場所としても、従来から狭いスペースの中で、空き教室の中で利用しているという声が出され、改善を求められてきましたが、今回の改築にあわせて、放課後スクールの場所の確保はどのようにされるのか、教育長の見解を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの介護保険制度に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問であります。現在、独居や認知症高齢者、重度の要介護者等の実態把握を行い、介護保険事業運営協議会の御意見もいただきながら、高齢者の実態に基づいた計画策定を進めているところであります。

町の高齢化率は25.8%ですが、今後も高齢者、特に後期高齢者が増加し、介護認定を受ける方

も徐々に増加することが予測されます。

現在、要介護認定者の7.4%が認知症を有しており、認知症の方の大半は脳血管疾患既往者で、家族との死別や入院、転居などのきっかけがあり発症しております。

要介護5に認定されている85人を見ると、脳血管疾患が6割であり、脳血管疾患を繰り返し重症化していく方も多く見られ、医療との連携が必要な方が多く見られております。

独居高齢者は、子供には迷惑をかけたくない、長年住みなれた家で元気で暮らしたいとの思いはあるものの、身体の機能低下が進むと、調理が大変となる、あるいは移動手段に困る、重い物を持たない、高いところに手が届かないなどの生活のしづらさがふえていく状況にあります。

これらの課題の解決のために、自助として、生活習慣病予防、発症後の重症化予防の取り組み充実、互助として、近隣者同士が支え合う見守り活動やボランティア活動の充実、共助といたしまして、介護保険サービスの充実、公助としましては、高齢者施策の充実等総合的な取り組みを進めることが重要な課題ととらえております。

次に、2点目の御質問についてであります。国においては、高齢者の増加に伴い、伸び続ける介護費用の負担と給付のバランスをとることで制度を維持可能なものとするために、社会保障審議会介護保険部会等におきまして、さまざまな検討を加えているところでありますが、議員の御質問にありますサービス低下や負担増につながる方向づけは現在具体的に示されておらず、町といたしましても国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めの障がい者対策に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の町の情報などを点字、テープ、CD化にするなどの対応についてであります。町の情報をすべての町民に提供することは重要なことと考えているところであり、町では、町広報誌、防災行政無線などを通じて情報の提供を行っているところであります。

また、北海道では、障がい者向けの対応につきまして、外部委託により広報を点字化、テープ化しているところであり、本町にも配付されておりますので、これらも参考としながら、障がいをお持ちの方への情報提供のあり方について、どのような対応が可能か研究を行い、安心を提供できるように努力してまいりたいと考えております。

次に、2点目の信号機に音響を設置するなどの対応についてですが、町内におきます交通安全施設の

設置については、生活安全推進協議会におきまして、地域からの要望内容について意見の集約を行い、同協議会とともに富良野警察署へ要望を行っているところであります。

信号機への音響の設置につきましても、今後の要望項目に加えていただくことを提言し、同協議会において検討していただくよう考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの予約型乗り合いタクシーに関する御質問にお答えいたします。

予約型乗り合いタクシーにつきましては、本年4月から、東中地区、富原地区、島津地区、市街地区を対象に試行運行を実施しているところであり、本年10月には運行から半年を迎えて、利用者の声を聞くため、登録者へのアンケート調査を実施したところであります。

アンケート調査の結果につきましては、10月21日現在、登録者406名のうち264名、回答率につきましては65%の方々からの回答をいただいているところでございます。

回答内容では、日常生活が便利になったとの回答が76%、外出機会がふえたが38%と、交通弱者の生活支援という予約型乗り合いタクシー事業の当初目的について一定の成果が得られているものと受けとめているところであります。

また、それ以外の回答でも、運賃設定や運行時間についてもおおむね満足をいただいた結果となっております。

議員御質問の休日運行につきましては、一部からの要望が出されておりますが少数であり、町といたしましては、現在のところ休日運行は予定していません。

いずれにいたしましても、来年度から全町を対象に運行を予定しておりますことから、今年度の試行運行の実績及び利用者アンケート調査の結果などを参考として、よりよい運行に努めたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの光ファイバーの設置に関する御質問にお答えさせていただきます。

近年、情報通信技術等の高度化により、光ケーブルを活用したブロードバンドサービスを活用するため、他の市町村においても急速に整備が進められている現状にあります。

国においては、2015年度ころをめどに、すべての世帯でブロードバンドサービスを利用できる社会の実現に向けた光の道構想を策定し、これに基づき通信事業者や国、地方自治体などの関係者が連携して整備を推進することになっており、市町村が教育や医療分野等における公共アプリケーションの導

入を前提として整備した場合に、事業費の3分の1をICT交付金として補助する制度となっております。

本町の全世帯に光ケーブルを整備する場合に要する概算事業費につきましては、インターネット環境のみ整備する場合は約10億円、インターネット環境整備に加えて防災情報や高齢者等の安否確認、また、住民との情報の相互共有システムなど町独自の情報を上乗せする、いわゆるIP告知方式で整備する場合には、約15億円程度の多額の財政投資が必要と試算しているところであります。

光ファイバーの整備方法につきましては、民間通信事業者による整備を要望して整備を図る方法もありますが、民間通信事業者は、あくまでも商業ベースでの整備が基本であることから、住宅密集地での一部整備は可能となりますが、遠隔地などの条件不利地域におきましては、町が国の補助金等を活用してインフラ整備を進めていく方法しか現在はないところであります。

また、民間通信事業者による整備では、町内での情報格差をさらに生じさせる結果となるとともに、町の個別情報を提供するIP告知方式では相互利用ができないデメリットもあるところであります。

したがいまして、町といたしましても、早期の整備の重要性は十分認識しているところでありますが、今後は国の光の道構想に基づく補助制度充実の要望活動を引き続き行っていくとともに、民間通信事業者に対する規制緩和の方向等を総合的に判断しながら実施方法や実施時期等について判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目めの見晴台公園に関する御質問にお答えいたします。

見晴台公園の再整備につきましては、本年度の当初予算において措置いただいたところですが、隣接する国道用地との兼ね合いから国有地の施工同意の条件整理を求められたことから、住民や商工会、観光協会などの多くの意見や提案を反映させた利活用基本方針を作成するため、この委託調査費について、先般の9月定例議会において予算の補正をお認めいただいたところであります。

現在、この予算により一般社団法人大雪・富良野ルートサポートセンターに業務委託を行い、利活用基本計画などの調査成果を得ることとなっております。

委託業務の中で、意見を反映してまとめられた再整備計画につきましては、利活用基本計画とあわせて、「町報かみふらの」の誌面を通じて町民の皆様にお知らせしていく予定としております。

なお、見晴台公園は、平成19年の開園時には、立地環境を生かしたすばらしい景観と憩いの場として、また、特産品販売や各イベントの企画を通じた観光情報の新たな発信拠点に位置づけたものでありましたが、現在、この役割を十分に果たし切れていない現状にあっては、今なお未完成の整備途上と考えているところであり、1日も早く目的の完遂を図ることが町の活性化や公益上大変重要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 4番米沢議員の6項目目、上富良野小学校改築に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の「文科省の方針では、防災機能と新エネルギーの導入などが示されましたが、町の対応は」につきましては、本年5月に公立の義務教育諸学校等施設に関する施設整備基本方針が改正され、あわせて施設整備基本計画も改正となり、地方公共団体が作成する施設整備計画の目標達成のために必要な事業として、防災機能の強化、太陽光発電等の環境を考慮した学校施設の整備、構内LANの整備、老朽化した施設の再生、非構造部材の耐震化が明記されたところでございます。

町といたしましても、文部科学省が示している施設整備基本方針等に基づいて、上富良野小学校改築事業を実施していくこととしております。

2点目の放課後スクールの場所の確保対策についてですが、現在、上富良野小学校改築検討委員会において、基本計画に対して御意見等をいただいております。その中で、放課後スクールについても、現状の課題をクリアするために、教室の位置、面積に対して御意見をいただいているところですので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 介護制度の問題についてお伺いいたします。

今、町は5期の介護計画に基づいた実態調査等も行っております。今、国のほうでも地域ごと、あるいは学校区ごとの実態調査をして、それをもとに、いわゆる介護計画もつくるべきだということの、そういうことも行われているかというふうに思います。

そういう意味では、今後、地域での調査の結果公表、これは、単に公表するだけではなくて、必要であれば、やはり地域の、住民会単位になるかどうかわかりませんが、そういうものも公表しながら、高齢者の実態に合った介護をどのように推進してい

たらいいのかということが必要になってきていると私は考えています。

なぜかといえば、今、答弁書の中にも書いてありますが、介護度5に認定された方が血管疾患によって重症化するという状況など、認知症がふえるという状況など、また、日常生活の、やっぱり機能が低下して、日常生活がなかなか営むことができないという、そういう状況からしても、こういう方向性が見えてくるというふうに思いますが、単に実態調査に終わることなく、地域ごと、あるいはその成果も公表しながら、町独自の取り組みというの当然必要になってくる課題かなというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番米沢議員の介護保険につきましてはの御質問にお答えさせていただきます。

冒頭答弁させていただきましたように、実態調査は、それを活用することに大いに意義があると思いますので、実態調査の成果につきましては、それを十分に反映した介護計画にしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

その中で、さまざまな課題が既に見えてきておりますが、さらに計画を通じて、本当に高齢者の方に安心して住んでいただけるような、実のある介護計画になることを目指して、これからも計画を樹立してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） そのためには、やはり介護の、いわゆる調査委員会というか、そういった委員会も立ち上げながら、どういうふうな介護計画をつくるのかということも進められております。

国のほうでは、今回の制度の改正とあわせて、地方自治体が独自で取り組む、そういった枠を設けたというのも今回の介護制度の特徴になってきています。

そこでお伺いしたいのは、町独自の、やっぱり実態に合った介護計画をやはりつくる。必要ならば、やっぱり上乘せ部分も当然求められる部分があるかというふうに思いますが、そういう意味では、町独自の取り組みというのが必要だと思っておりますが、この点については、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

介護保険事業につきましては、大変、将来を見据えることは重要でございまして、さらにその中で、町独自の取り組みというのに対して厚みを持って

いくということも想定しておかなければならないと思います。そういう意味におきまして、前段申し上げましたように、調査を通じて町の実態と、さらに、それをもとにした将来の推計と申しましょうか、将来の姿も想定しながら、実の上がる計画になるよう、繰り返しますけれども、町独自としての、当然対応も組み込んだ、そういう計画になる必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） この答弁書の中には、自助、公助、共助、互助、相互の助け合いが大切だということで、最後に公助という形の中でうたわれております。これは私は、自助であっても、共助であっても、相互の助け合いであっても、やはり中心になるのは公助だと思うのですが、この点は変わらないですね。順番が最後になっているからといって、みずからの責任を放棄するというものではありませんね。ここを確認しておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

この記述の順番については、どちらが先でどちらが後でというものではございません。等しくこれらは同じ重みを持っているものというふうに御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのは、今回の制度の改正の中で、いわゆる利用者に負担を求めるといふ形の制度がメジロ押しという形になってきております。これが通るといふ状況になれば、手痛い大きな負担が利用者に求められるということは明らかであります。そういう意味では、この点において、やはり今必要なのは、町独自の、必要ならば軽減策も取り入れながら、その具体的な負担増が行われたときの軽減策というのも当然行政として必要になってくるといふふうに思います。

この答弁書の中には、今後具体的なことが示されていないので、国の動向を注視してまいりたいということが書かれております。しかし、もう既に新聞等では大枠が示されておりますから、利用者の負担に求めるということが基本であります。従来あった三セク基準が一部撤廃されてはありますが、自治体の判断によって、ラベンダーハイツ、いわゆる老人ホーム等の増床もできるようになりました。しかし一方で、財政の縛りがあって、国の補助金をなかなかやはり出さないという、こういう矛盾に満ちた制度の中身でもあるわけです。

そういうことを考えたときに、今、問題意識を持

たないで、来年度出てきたからすぐこれを実施するということになれば、おくれを来すということになると思いますが、こういう認識で行政を仕切るといふことは、介護者にとっても不利益をこうむることになると思いますが、実態をきちんと抑えているのですか、どうですか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の、介護保険制度の今後の仕組みのことについての御質問でございますが、さまざまな、議員が御指摘になっておりますような制度の改正というものも、検討の経過の中にあつたという、そういうことは私も承知しておりますが、まだまだ、それが仕組みとして大勢を占めるというような私は印象も持っておりませんが、しかしながら、そういうようなことが議論されているという実態はございますので、町といたしましては、そういう利用者の方々に、現在以上の過度な負担を強いるような制度改正については当然反対の意見を述べていかなければなりませんし、そういうことにならないことを願っております。

さらに情報を収集しながら、しかるべき要望なり要請なりは行っていくつもりでおりますので、過度な負担を今後求められるような仕組みについては、断固として町の考えを述べていく予定でございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） この時点で行政が来年度どういう介護制度を実施するのかということで、介護計画をもう既につくり始めているわけですから、そういう介護計画の中に、制度の改正が行われるということも頭に置いた中で取り組まなければならないと私は思うのですが、町長のように傍観者のな態度で介護制度はつくれるのですか。この点、明確に町長の答弁を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

同じ答弁の繰り返しにならうかと思いますが、国の動向に注意深く注視していくこととあわせて、町といたしましては、過度の負担につながるようなことは当然避ける主張を続けてまいりたいと思いますし、今は現在の制度を尊重した中で介護計画というものを前提に考えていかなければ、他に指針となるものがございませんので、国の動向等も注視しながら、しかし現在の負担水準というものはやはり維持していくということをも前提に考えていきたいと考えております。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 町長、介護指針がわからな

い中でと、それではなぜ介護計画がつかれるのですか。介護指針が一定程度示されているから、私は単純に介護計画をつくるというふうになっているのだらうと思うのです。それがわからないということは、おかしい話なのです。

例えば国の指針では、今回、訪問介護等においては、生活援助においては掃除等、調理等の時間、基本的には60分ですが、これを45分にしようという形になります。また、施設介護の利用についてどうなるのかということですが、単純に当てはめると、要介護1、要介護2、これの利用料を2割負担にするということになった場合どうなるかということです。

現在、要介護1は7万2,030円であります。これが2割負担になりますと、9万3,060円の負担ということになり、2万1,030円負担増になります。要介護2では7万4,160円、これが9万7,320円で、2万3,160円の利用者負担になるという状況になります。そのほかに介護計画の策定料も本人持ちですよということになった場合、本当に利用者の負担が重くて、この制度そのものに押しつぶされて、この制度を利用したくても利用できないという、こういう方向にもつながりかねない、そういう危険な、恐ろしい介護制度を今持ち込もうとしている。

これは単に国だけの政策ではなくて、これは自治体の、私たちの生活、これを利用する人たちの介護の問題にもかかわる問題ですから、きちんとした問題意識を持ちながら対処するということが必要だと思いますが、今述べた点について、高額な負担になるとは思いますが、この点どういうふうにお考えですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、さまざまな議論の中の一つの考え方に、今、議員がお話しされておりましたようなことも出ていたというようなことは私も聞き及んでおりますが、今、議員がお話の部分につきましては、それは想定範囲だと、仮定のお話だということに私は理解しておりますので、現在そういうことを前提とした介護計画を持ち合わせようというような予定ではございません。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 想定のといても、今まで想定、そのまま押しつけてきた部分も結構あるのですよ。

そうすると、それでは町長の立場に立ってちょっと寄ってみますか。例えばこういった負担だけを求めてきたとき、これはそのまま利用者に負担を求め

るといふふうにしていいのですか。これを求めるといふことであれば、それは支払わなければならないという制度でありますから、そうなることもあるでしょう。だけれども、負担する方にとっては非常に重たい負担になるということです。生活援助にとっても60分から45分に減らされた場合、話すこともできないと。地方のヘルパーさんとの話を聞いても、家事をしながら、話をしながら、その人の体調管理もわかるのだと。これがさらに短くなったら、そういうことすらもわからなくなってしまうのだということが、私はいろいろな人と交流がありますので、そういう実態なのです。

そういうことを平然とやられたら、本当に介護制度そのものが大変な状況になりますし、必要な部分は、やはり利用者の負担を軽減する、そういう政策も介護計画の中に位置づける必要があると思います。そういう意味では、こういった制度が実施された場合、来年度から今度は全部、介護者にそのまま実施するということがよるしいのですか。それとも何らかの軽減対策をお持ちなのかどうか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 先ほども申し上げましたけれども、そういう前提を持った現在、介護計画を立てる、それを前提とした計画を策定しようというような状況にございませんので、そういう前提を持った介護計画にならないことを御理解いただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） わけのわからない答弁をしないでくださいよ。こちらは真剣になって、調べて一生懸命質問しているわけですから。質問している人に対して失礼ですよ、それは、町長。

ですから、きちんとした問題意識を持ってほしいということを行っているわけですよ。ただ将来出てくるから、その程度でおさめていますと。出てきてから判断するというのでは困るのだと。トップの町長がそういうことでは、職員もどういうふうに通じていいかわからないでしょう、それは。この点、答弁を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 何度も申し上げますが、さまざまな議論の中の一つであるというふうな理解を超えたものは私は持っておりませんので、きちんと国としての考え方が正式に示されてから対応することは十分可能だと考えております。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） このままいけば大変なことになりますので、これは、試行段階においては、制

度を先送りするなど具体的な対策が行政に求められていると思いますが、町長はこの点の決断はどのようにされるのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えいたしますが、介護保険を通じて、介護を要する方が安心して暮らしていただけるような環境整備を町としても整えることは大前提、大きな役割でございますので、そういうことに対する取り組みについて何ら変わるものではございませんので、これから高齢者の介護につきましては熱意を持って取り組んでまいります。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 私は、行政を推進する上では、やっぱり町長自身が問題意識をきちんと持った中でこういう問題に対処しなければ、本当に利用する側にとっても困惑が広がり、また、それを実施する職員の方にとっても困惑が広がるという状況はあると思います。そういう意味では、はっきり答弁されておりましたが、きっちりとした、やっぱり軽減策も含めて、負担のないような対策をやはり実現すべきだということを私はきょう要望しておきたいと思っております。

次に、障がい者対策についてお伺いいたします。

今、町には目の不自由な方がおります。この答弁の中には、今後そういう人たちの意見も聞いて、信号機のメロディー、いわゆる音響等の設置、また、上富良野町の広報誌等の点字化に向けた対策をとるということですが、私は、これは早急にやらなければならない課題だというふうに思いますが、この点についてもう一度、今後どのように対処されるのかお伺いしておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番米沢議員の、障がい者の方々に対します信号機等の改善についての御質問にお答えさせていただきますが、先ほどお答えさせていただいておりますとおり、生活安全推進協議会のほうと協力いたしまして、北海道、道警のほうにそういう要望を常々させていただいているところでございます。そして、町といたしましても当然、そういう御不自由を感じておられる方に対してのサポートをしていくことは必要だというふうに考えております。

ただ、北海道のほうにおきましても、全道方々から寄せられる要望に対して可能な範囲で対応させていただいている実態にございまして、町といたしましても、そういう方々の声をお聞きしたり、あるいは実態をさらにしっかり押さえて要望を行ってまいりまして、そして必要に応じては早期の実現をお願い

するような、そういう展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 生活している人にとっては本当に、日常生活、盲導犬等の利用等もいろいろありますが、やはり上富良野町を見ていますと、そういった対策が非常にやっぱりおこなわれています。他の自治体ではもう既に、こういった点字部分については翻訳委託をしながら、こういった人たちに対する安心して暮らせるような環境づくりを進めるといいう状況になっていますので、上富良野町においてもそういった制度を早急に実施していただきたいと考えております。

次に、予約型の乗り合いタクシーの問題ですが、全般的にはいろいろな評価があります。まだまだ言いたいこともあるのだけれども、一生懸命やっただいている部分もあるのだという人もいます。

やはり、聞いた中では、少数かもしれませんが、やはり祝祭日、これはぜひやっていただきたいと思っております。試行段階において、こういったものをきちんと制度の中に、少数だからという形の中で入れないというのではなくて、本当に本行に向けて、こういう要望を入れた運行体制をつくるということが私は必要だというふうに思っています。そういう制度を実施すれば、利用する方も結構おられます。この点について、町長の見解を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番米沢議員の乗り合い型タクシーについての御質問にお答えさせていただきます。

アンケート調査の結果等も承知しております。多数の意見、あるいは少数の意見さまざまございます。もちろん、すべての要件を満たすということは、これは理想であることは私も同じでございますが、しかし、そういう中から実際取り組みが可能なところに重点を置いて実施せざるを得ないという一方ではまた現実もございまして、来年、平成24年度につきましては全町に拡大いたしますので、そういった中から、また利用者の方々の意向を十分調査いたしまして、多数だから、少数だから云々という、そういう決めつけた判断基準は持っておりませんので、十分勉強させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） これは実施の方向で検討するという形ではよろしいのですか。町長は、多数だから、少数だからというのではなくて、あくまでも利



用者の利便性に配慮した、そのための予約型の乗り合いタクシーなのですから、その視点を外してはだめだと思うのです、私は。この点、確認しておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、希望者が多い、少ないによって判断するものではないということは申し上げておいてございませぬ。それが、どれを取り上げる、これを取り上げないということは、これからまだまだ時間を得て、研究しながら、そして最終的に来年の全町運行を終了する時点でしっかりした制度設計になるように検討を重ねてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） こういった政策的な予約型の乗り合いタクシーは、町長の判断一つで、私はどうにでもなる、そういうものだというふうに思います。そういう意味では町長の裁量の大きさというものが、また、その度量といいますが、そういったものが問われているのだと思いますが、やはり物事を大枠で考えて、何事もなす場合には詳細に物事をやっぱり進めるといふ、この対極的な立場からやるということが必要だと思っておりますので、ぜひこの部分は、消極的ではなくて実現に向けて考えていただきたいというふうに思います。

次に、光ケーブルの設置の問題についてお伺いいたしますが、これは商業ベースに乗れば、当然今すぐにもできる内容かというふうに思いますが、これは実施しませんか。

もう一つお伺いしたいのは、やはり、もしも商業ベースでいって町だけを行った場合、残された遠隔地について、負担はどういうふうになるのかということも試算された経過はありますか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 光ファイバーケーブルについての御質問ですが、商業ベースで実施することに対しては、町が判断するものではございませぬので、これは当然、通信事業者が判断することでございますので、それについて町が云々という、町としての考えを述べる予定ではございませぬ。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 商業ベースにのっとってした場合、実現可能だということですね、そうしたら。お伺いいたします。それは向こうが判断することではありますが、この間のいろいろな対応した中で、そういうことは可能だと思われませんか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えいたします。

通信事業者が当然営業ベースで判断することありますので、それが上富良野において実施しようというふうな決断をいただければ、それについて町が側面から間接的に御協力できる部分については協力することはやぶさかではございませぬが、それは通信事業者が主体的に判断するものだと考えております。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） そういう両面から対処して、きちんと速やかに、いつまでに設置するのかということをお伺いしていただきたいと思っておりますが、この点をお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えいたしますが、町といたしましては、先ほど最初の答弁でお答えしておりますように、町の中心地に光ファイバーが敷設されたといはしますと、周辺部の方々は、今でもISDNしか使えない地域が相当ございませぬ。そういった町内の通信のインフラの情報格差をもたらすようなことに手をかすような、そういう選択肢は、私は非常に困難だということに考えておりますので、そういったことも総合的に考えて、町としてはそういう部分で判断を示すべきものだというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） ぜひ、いつまでに実現するのかということも含めて明確に示していただきたいと思っております。

次に、見晴台公園の問題ですが、この施設を移設することによって、どのぐらいの集客力を求めていますか。お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 見晴台公園の御質問についてお答えさせていただきます。

見晴台公園の観光の案内拠点としての重点化を図ることによる効果につきましては、それは全体としてとらえるべきものでありまして、それ1点をとらえて、そこでどれだけのプラス、マイナスがあるのだというような、そういう想定での考えは持ち合わせておりませぬ。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 計画というのは、それぞれ一つ一つがどういう目標に向かう、あるいは集客力をなすのかということで、それが一つになって全体の運営、運行、前に進むわけですから、そういう目標がないということ自体に問題があると思っております。

が、町長、この点について、みずから矛盾を感じないですか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

私は、町の観光の拠点すべてが相乗的に効果を発揮して総体的な地位を高めるものだということに理解しておりまして、1カ所1カ所がどのような要素で構成されるというような、この観光の入り込み数と申しまししょうか、観光の町内への導き寄せるという、そういうことに対しましての、例えば数値を用いて、この部分で、この拠点で何%、この拠点で何千人というようなことで想定する考えは、私には現在持ち合わせておりません。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 全く観光の入り込みに対する、やっぱり問題意識がなさ過ぎると思うのですよ。普通だったら計画を持つ段階において、ここはどのぐらい想定するのかということによって計画を立てます。そのぐらいは当たり前の話です。それが無いということ自体に問題があると思います。

お伺いしたいのは、住民がやっぱり望まないものに対して、これでも、またここに設置するというのは、何を求めるためにここに設置するのですか。私はそんなに、観光客の入り込み数が3倍、4倍にも変わるという話ではない。今、道の駅だとかいろいろなボリュームのあるものがあるものがあって、抜本的に観光計画そのものの、全体的な見直しの中でこういうものがきちんと位置づけされない限りは、私は集客力の話というのは二の次、三の次だと思いますが、この点についてどのようにお考えなのか。

また、町民が望んでいないものに対しては、私は建てるべきではないと考えますが、この点をお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 見晴台公園のことにつきましてお答えさせていただきますが、私は、多くの町民が非常に待ち望んでおられると。あそこで多様な機能を発揮する拠点として整備されることを私は望んでいると思っておりますし、現在、多方面からそういう声も寄せられておりますので、しっかりと地域の住民の皆さん方と価値観を共有する中で早急に整備を進めて、そして町の活性化に、ひいては町の公益性が高まるというふうに理解しておりますので、今後とも御協力、御理解のほうを賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

## 散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

あす12月14日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時08分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成23年12月13日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 中 村 有 秀

署名議員 谷 忠

平成 2 3 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日（水曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 町の一般行政について質問
- 第 3 議案第 1号 平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）
- 第 4 議案第 2号 平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第 3号 平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 4号 平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第 5号 平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 6号 平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第 7号 平成23年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 8号 平成23年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 9号 上富良野町農業情報センター条例を廃止する条例
- 第12 議案第10号 日の出公園施設の指定管理者の指定について
- 第13 議案第11号 吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について
- 第14 議案第12号 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 第15 認定第 1号 平成23年第3回定例会付託  
議案第 6号 平成22年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
- 第16 認定第 2号 平成23年第3回定例会付託  
議案第 7号 平成22年度上富良野町企業会計決算認定の件
- 第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第18 発議案第1号 軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見の件
- 第19 発議案第2号 ワクチン接種緊急促進事業の継続を求める意見の件
- 第20 発議案第3号 環太平洋経済連携協定に反対する意見の件
- 第21 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（14名）

1番	佐川典子君	2番	小野忠君
3番	村上和子君	4番	米沢義英君
5番	金子益三君	6番	徳武良弘君
7番	中村有秀君	8番	谷忠君
9番	岩崎治男君	10番	一色美秀君
11番	今村辰義君	12番	岡本康裕君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	中瀬実君
会計管理者	中田繁利君	総務課長	田中利幸君
防災担当課長	伊藤芳昭君	産業振興課長	前田満君
保健福祉課長	坂弥雅彦君	健康づくり担当課長	岡崎智子君
町民生活課長	北川和宏君	建設水道課長	北向一博君
技術審査担当課長	松本隆二君	農業委員会事務局長	菊池哲雄君
教育振興課長	服部久和君	ラベンダーハイツ所長	大場富蔵君
町立病院事務長	松田宏二君		

議会事務局出席職員

局 長 野 崎 孝 信 君 主 査  
深 山 悟 君  
主 事 新 井 沙 季 君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### 開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成23年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

さきに御案内のとおり、人事案件、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきましては、後ほど、議場にて議案をお配りしますので御了承願います。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 岩 崎 治 男 君

10番 一 色 美 秀 君

を指名いたします。

### 日程第2 町の一般行政について質問

議長(西村昭教君) 日程第2 きのうに引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、7番中村有秀君の発言を許します。

7番(中村有秀君) 私は、さきに通告をしてあります一般行政について、5項目にわたって一般質問を行いたいと思います。

まず、1項目めは敬老祝い金の支給継続をすべきではないかという点でお尋ねを申し上げたいと思

います。

平成23年上富良野町政執行方針の「穏やかに安心して過ごせる暮らし」づくりの項で、現行の敬老祝い金制度については、高齢者を取り巻く環境の変化とともに、ニーズが多様化している現状を受けとめ、敬老祝い金などの見直しを図り、高齢者が真に必要なとする施策に反映するよう検討するとされてい

ます。敬老祝い金の支給は、高齢者の皆さん方が人生の節目として、喜寿(77歳)2万円、米寿(88歳)3万円、白寿(99歳)5万円は大変喜ばれているとともに感謝をされております。また、節目を迎えようとしている高齢者の皆様は心待ちに期待をしているのが実態であります。

上富良野町の発展を支えていただいた功勞に感謝し、御長寿を祝う立場から敬老祝い金は継続すべきと考えるが、町長の所見をお伺いいたします。

(1)平成24年度から平成30年までの、喜寿、米寿、白寿を迎える予定該当者数を年度別に。

(2)平成24年度から敬老祝い金制度の見直しをするというが、その内容を具体的に。

(3)「高齢者が真に必要なとする施策に反映」とは、どのような施策を検討されているのか明らかにしていただきたいと思

います。次に、2項目め、組織機構の見直しの推進状況についてお尋ねをいたします。

平成23年度の町政執行方針で、「行政組織のあり方は、組織が最大限に発揮されるよう職員個々の資質向上に向けた取り組みとあわせて、行政機能が効率的・効果的に発揮されるよう組織機構改革を含めて、不断の見直しを行い、真に町民の皆様の期待にこたえる組織と進化するために努力してまいります」あわせて、「町政運営改善プラン23・実践スケジュール」にも具体的に進行実践スケジュールが記されているが、現在の推進状況は具体的にどうなっているのかお伺いをいたします。

次に、3項目め、一般質問等のその後の措置状況についてお尋ねをいたします。

(1)上富良野中学校グラウンド及びタータントラック整備はという点で、上富良野中学校グラウンドの整備とタータントラックの設備については、平成22年12月及び平成23年3月定例会(同僚議員)にも伺い、「グラウンド整備は最優先度が高いので、実施計画で位置づけて取り進める」との答弁だったが、今後の措置状況は。

(2)道道291号吹上上富良野線の街路灯設置は。

道道291号吹上上富良野線の街路灯の増設について、平成22年12月定例会で質問し、「必要性を認識しており、早期に道に要望する」との答弁であったが、その後、道への要望を含めてどのような状況になっているのかお伺いをいたしたいと思います。

(3)中央コミュニティ広場及び町営駐車場のフェンス塗装塗りかえについてお尋ねをいたします。

平成22年11月9日開催の第1回町議会報告会において、地域の課題として提出されましたが、町の回答は「計画的に進める」であったが、「四季彩のまち」にふさわしい駅周辺の環境整備を早急に進めるべきと考えるが、整備計画の実施年度をお伺いいたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、平成23年度の上富良野町の町政執行方針に基づきます2項目の御質問からお答えさせていただきます。

まず、1項目めの敬老祝い金制度に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの敬老祝い金の年度別予定対象者数につきましては、所管の課長から答弁をさせていただきます。

2項目めの敬老祝い金制度の平成24年度からの見直し内容と、3項目めの高齢者に対する施策に関する御質問について、あわせてお答えさせていただきます。

敬老祝い金は、多年にわたり社会の発展に寄与してこられた高齢者に対して敬老の意をあらわすとともに、長寿を祝福し、町民の敬老思想の高揚と高齢者福祉の向上に寄与することを目的に、町敬老祝い金支給条例に基づき支給をしております。

しかし、年々、高齢化が進み、平均寿命も延びて、町の65歳以上の高齢者は既に3,000人を超え、平成22年度には前期高齢者数と後期高齢者数が逆転するなど、高齢化が一層進展している状況にあります。

さらに、経済の低迷や核家族化の進展などもあり、高齢者は日々の日常生活を送るために多様な福祉サービスの提供や支援を必要とされている方が大勢おられます。

そのような実態を踏まえ、高齢者を支える町のさまざまな福祉サービスの充実、拡充を図っていくことが今まさに望まれていることであり、それらの福祉施策を展開していくことが急務と考えているところであります。

これまで敬老祝い金を節目の年に支給してまいりましたが、敬老をお祝いするという意思に変わりはありませんが、日々の高齢者の日常生活が少しでも過ごしやすくなるよう、予約型乗り合いタクシー運行の全町拡大、緊急通報システムの拡充などさまざまな福祉施策へ転換するよう、この敬老祝い金制度を改める考えで、現在、平成24年度以降の敬老祝い金につきましては、99歳の白寿の5万円は継続していく考えであります。77歳の喜寿の2万円と88歳の米寿の3万円につきましては、平成24年度に半額、平成25年度からは廃止するよう見直しをする予定でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの組織機構の見直しの進捗状況に関する御質問にお答えいたします。

組織機構のあり方につきましては、今春の町政執行方針でも述べさせていただいておりますように、町民の皆様の期待にこたえ得る地方公共団体として、普遍的な機能の確保とあわせて、時代の要請に適應する柔軟な機能を有するよう、不断の見直しが求められてくるものと受けとめております。

そのようなことから、昨年度より組織機構の見直しに向けた内部協議を始めたところであり、本年度においては、プラン23でもお示ししたとおり、組織機構見直し検討プロジェクトを7名の課長職をもって設置し、約4カ月間にわたり13回の会議を開催し、去る10月20日にプロジェクトより報告を受けたところであります。その後、10月の課長会議におきまして、報告書を全体で確認したところであります。

今後におきましては、この報告書をベースとして、さらに組織として熟議を重ねるとともに、実施に向けた具体的な課題整理を行い、実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。課題整理には、なお一定の時間を要すべきと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの一般質問等におけるその後の措置状況に関する3点の御質問のうち、1点目は教育長より、2点目、3点目は私よりお答えさせていただきます。

まず、2点目の道道吹上上富良野線の鉄道から高校周辺までの街路灯増設の件につきましては、歩道の整備もあわせて要望を続けてきたところ、鉄道から和田昭彦氏地先周辺までの区間につきましては、平成24年度に調査費を予定したいとの意向を聞いております。

しかしながら、北海道の財政状況に左右される要素も考慮しなければならないと思っており、今後とも事業化に向けた要望を継続して行ってまいりま



す。

次に、3点目の中央コミュニティ広場及び町営駐車場のフェンス塗装塗りかえにつきましては、中央コミュニティ広場だけではなく、フェンスを有する公園、緑地などの全体について補修等の検討を行っているところであります。

まず、現状で敷設されていないところについては新設し、その他、老朽、損傷しているところにつきましては、優先度を見て交換、補修、塗装などを行っております。

御質問の中央コミュニティ広場と町営駐車場のフェンスにつきましては、塗装の剥落だけではなく、除雪作業による押しつけなどで変形している部分も多く、今後の維持管理を考えると、現状のまま塗装するか、または改築や撤去などほかの方法によるものかを決定し、早急の対策が必要と考えております。

また、線路側のフェンスにつきましても、塗装の必要な時期を迎えていることから、早々の計画化を考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番中村議員の3項目め、一般質問等におけるその後の措置状況に関する3点の御質問のうち、1点目の上富良野中学校グラウンド整備等についてお答えをいたします。

上富良野中学校グラウンド整備につきましては、実施計画に位置づけを行うために政策調整会議で説明を行い、新規事業の事前評価を受け、現在、平成24年度の予算要求を行ったところでございます。

また、タータントラックの整備につきましては、さきの御質問にお答えしましたとおり整備は難しいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（坂弥雅彦君） 7番中村議員の1点目の敬老祝い金に関する1項目めの平成24年度から平成30年度までの対象予定者の人数についての御質問に私からお答えいたします。

平成24年度は、喜寿130人、米寿56人、白寿4人、平成25年度は、喜寿160人、米寿49人、白寿6人、平成26年度は、喜寿154人、米寿51人、白寿6人、平成27年度は、喜寿155人、米寿75人、白寿10人、平成28年度は、喜寿123人、米寿80人、白寿10人、平成29年度は、喜寿122人、米寿65人、白寿10人、平成30年度は、喜寿144人、米寿69人、白寿13人と推計しています。

以上です。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） まず、敬老祝い金の支給継続をすべきということで、今、保健福祉課長の答弁の中の推計の数字をいただきました。

この算出された推計は、この算出根拠は何をもとにして出されたのかということで、まずお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（坂弥雅彦君） 7番中村議員の御質問にお答えいたします。

推計の人数の関係ですが、過去11年間の年齢別人口の推移から減少見込み率を算出しまして、対象となる方の各年齢層の人口を推計して算出したものでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 過去のデータをもとにしてという、私、住民基本台帳をもとにして、生年月日の関係を含めて、ある面で出されたのかなという感じを受けていたのです。

いずれにしても、これがあくまで推計ということでございますけれども、現実には私が調べた中で、昭和42年から敬老年金ということで始めて、そして平成15年に敬老祝い金になり、100歳の関係は平成17年にまた廃止をされたという、いろいろな経過があります。

したがって、確かに見ますと、平成15年の敬老祝い金の見直しのときは、全部で158人、そして予算が1,100万円で、そのうち亡くなった人などを入れた形があるだろうと思いますけれども、1,070万円の支出をしているという実態があります。したがって、何とかこれをということで、平成15年の行政改革の段階で敬老年金から敬老祝い金になって、節目ということでされたのかなという気がいたします。

昭和42年の実態を見れば、75歳以上の人たちに敬老年金を2,000円ずつ出してきた経過になって、ずっと約45年間続いているのです。その間、現金支給とカミホ口荘の宿泊券というのが昭和58年からあたりしておりますけれども、現実に行財政改革ということで、平成15年に実施をされた段階で、一気に1,070万円、決算が309万円ということで、約3分の1強の支出で終わっているということで、ある面で、これは時代の流れと言ってやむを得ないのかなと。

せっかくそれから来て、今日、節目ということで非常に残念な気がしますがけれども、ただ、これで、

課長にお伺いしたいのですけれども、例えば平成24年、喜寿130人、米寿56人、白寿4人ということが、これが改定の段階でどの程度の実行があるかなという点で一つお伺いしたいのは、これに対する支出の率です。というのは、私、調べてみたのです。そうすると、喜寿の人は130人いるけれども、現実に私の21、22、23年間のデータを見ると、亡くなったり転出したりというような人で96.9%。米寿については89.5%、白寿については61.5%ということで、推計の中での3分の1しか生存されていない。あとは亡くなっているか、もしくは転出されたかというケースが考えられます。

したがって、僕は、この推計を本来的にもうちょっと確実な数字を出してほしいなと思ったのですけれども、現実に、21年は喜寿が115人、22年度は155人、23年度は145人という数字から言えば、大体、似たような数字なのかなという気がいたしますけれども、この点で、例えば平成24年度に対する支給される人数はどのくらい推計をしているのか。当然、24年度の予算措置を、恐らく半額ということも含めてやられていることであれば、どのような数字を持っているのかお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（坂弥彦彦君） 7番中村議員の御質問にお答えいたします。

先ほど推計の根拠について申し上げましたが、あくまでも住民基本台帳の対象となる年齢層のところに、過去の死亡率だとかそういったものを算定して推計しているというようなことで、対象となられる方が存命で、その基準日におられるという想定のもとで、過去に亡くなられただとかそういったものの割合を掛けて算出しているということで御理解を賜りたいというふうに思います。

推計といたしましては、今現在そういうようなことで推計してございますが、ただ、基準日前にお亡くなりになるだとか、転出されるだとか、そういったものは確かにございますので、これが100%の数字というふうには私のほうでは思ってございませんし、ここから何人かの方々が対象から漏れるというか、そういうようなことになるのではないかなというふうには思ってございます。

平成24年度の予算の見込みといたしましては、236万円を予定しているところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 私は、後で具体的な形になってくるのですけれども、敬老祝い金を77歳、

88歳、99歳ということで、11年刻みで節目でやっております。そうすると、例えば平成10年に喜寿77歳を迎えた人が101人いたのです。そうすると、平成21年にその人が米寿を、11年後、迎えるということになると36人しか残っていないのです。そうすると65%減なのです。

それから、平成11年の場合、喜寿を迎えた77歳の人95人いましたけれども、平成22年に11年後、米寿を迎える人は38人で、60%減なのです。それから、平成12年、ことしの23年に米寿を迎えた人、平成12年にこの方は喜寿で77歳、これらの人が89人おられましたけれども、45人しかいない、半分になっているのですよ。ですから、確かに町長の言う前期高齢者と後期高齢者が逆転したということだけでも、とりあえずデータ上についてはそういう認識のもとに私は試算をしてみました。後ほど祝い金の関係、今後の真の取り組みという形で申し上げますけれども、こういう実態にあるということをもまず承知をしていただきたいと思います。

この推計の関係については、基本的に了解しますけれども、現実に敬老祝い金の関係ということで、11年刻みの喜寿の人が米寿をどういう形で迎えられたという数字を見た場合に、こういう実態になっております。しかし、それからまた新たに転入された人等も含めてふえてくる実態もあろうかと思えますけれども、一応、推計の数字については理解をいたしました。

平成24年度からの敬老祝い金制度の見直しを具体的にということでお話を聞きました。言うなれば、喜寿、米寿については半額、それから白寿についてはそのまま継続ということでございます。現実に、平成15年の敬老年金から敬老祝い金に変わる時、それから平成17年に100歳以上の人を廃止する段階でいろいろ議論がありまして、その会議録を読ませていただきました。現実に、その経過の中では、やはり必要だ、ぜひやるべきだということ、特に17年に100歳以上がなくなった、15年にやってなぜ2年過ぎてこういうことになるかという議論も、同僚議員からも強く出された経過が会議録の中に残っております。

24年度の見直し案を、半額ということになると、今、236万円ということでございますけれども、現実に私は23年度の支給のデータ等を含めてやっつけば、234万円から236万円ぐらいかなという感じは受けています。

それで、この具体的な内容の中で、特に後期高齢者の関係ということで、前期が46.8%、後期が53.2%ということで、できるだけ逆転現象とい

うことではございますけれども、ある面で僕は喜んでいいのか。言うなれば、先輩の皆さん方が長寿で元気で長生きをされているということでは、ぜひ敬意を表しながら、なおこれは継続をしてほしいなという気がいたします。

町民として、やはり来年は恐らく年が明けたら、老人クラブのいろいろな集まりの中では、私はもらえるのだよ、もしくは来年私だよというような実態が出てくるのかなという気がします。そうすると、できれば早目に、言うなれば24年度は3分の2出す、それから3分の1、そして廃止をする、それから、特に白寿の関係の5万円が、現実にそのまま継続するのもいいけれども、若干それに比例した形で、僕は、ある面で減額するのであればしていくべきではないかという気がいたします。

その点で、白寿の関係もそのまま一応案として継続するということに対してはどうかということ、それからもう一つは、段階的に削減して、町民にひとつこういう形で、後ほど福祉行政等も含めてとやれば、そういう形で3年後ぐらいはこうなのだという形が何とかできないのかという気がするの、一つは段階的な削減、もう一つは白寿の関係の継続という、この2点についてお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番中村議員の敬老祝い金についての御質問にお答えさせていただきます。

中村議員お話にありましたように、前期高齢者と後期高齢者が逆転する現象は、むしろ喜ばしいことではないかということ、私も全く同感でございます。国を挙げて、町を挙げて長寿社会を目指してきたわけでございますから、まさしくそこに向かいつつあるということで、これは多に歓迎すべきことであり、反面、それをどのように支えていくということも大きな現役世代の私たちの責務でもあるかと思っております。

そういう中で、このたび平成24年度以降の敬老祝い金の見直しを提案させていただく予定をしているわけでございますが、もう少し時間をとって、その段階をなだらかにというような御意見かなというふうに承っております。

また、白寿につきましても、多少の工夫が必要ではないかというような御意見かと思っておりますが、現在の私どものこの町の高齢者に対するさまざまなサービス提供等のそういうものが求められている実態と、あわせて非常に窮屈な厳しい財政状況の中で、どういうことで高齢者全体を支えていくかということを総体的に考えますと、やはり先ほどお答えさせていただいておりますように、24年度2分の1、

25年度廃止、そして白寿の方につきましては、これは従来の形で祝っていききたいというようなことを基本的に考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 白寿がそのまま5万円で、確かに人数が少ないことも事実だけれども、ほかの比例からすると、ある面でそれなりの見直しをしていいのではないかということが、その点、明確に答弁がなかったので。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

白寿につきましては、そのお年を考えますと、特別に私の気持ちの中では、喜寿、米寿と比較いたしますと、やはり100近くまで元気で活躍されたということに対しましては、特別な思いを込める価値があるというふうに理解をしているところでございます。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 平成15年のときの経過等も含めれば、白寿の人、100歳の人をそれだけお金をもらってどう使えるかなという論議もあったのですよ。それで、僕はそのまま継続していくことがどうなのか、であれば、あくまで人数は少ないけれども、若干金額を下げた形で見直しをすべきではないかという私の考え方なので、一応申し上げておきたいと思っております。

それから、もう一つは、真にということで、今後、一般福祉等も含めてやっていくということでございますけれども、現実に予約型乗り合いタクシーということで、昨年、同僚議員の質問を聞いてみて、登録者406名のうち回答264名で、回答率65%の中で、日常生活が楽になったが76%、外出の回数がふえたというのが38%、非常に僕は大きな成果を上げているということは承知をし、23年度は465万円だけれども、これを全町に広げるということになると、24年度はどのような予算的な規模で考えておられるのか、確認したいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

個々具体的に敬老祝いのあらかし方の方法についてのお尋ねかと思っておりますが、大きな一つの事業としては、乗り合い型タクシーは大きなウエートをかけていきたいというふうに考えております。

平成24年度、全町に向けての試行運行につきましては、おおむね五百四、五十万円の予算措置が伴

うものというふうには現在試算をさせていただいているところでございます。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 465万円から540万円から550万円ということで、買い物難民、通院が非常に困っている人、そういうことも含めて、やはりこれは拡大すべきだということで、今時、町議会選挙の中でもこのことを私は訴えてまいりました。しかし、現実に予約型乗り合いタクシーがこういう状況で拡大していくと、それにこの敬老祝い金の減額を充てるというわけではないとは思いますが、基本的にこの点が、タクシーはぜひ実現の方向で拡大してほしいという気持ちを持っています。

それからもう一つは、緊急通報システムの拡充ということで、在宅福祉の推進ということで、こうやって見ますと、大体、21年度を予算的に見れば271万円、それから、22年度、23年度210万円ということで、これをどのような形で拡充をするという、結局、私は高齢者の敬老祝い金をあれしたものがこういう形に変えていくのだよということが、住民が理解をする形をとっていかなければならないのではないかと。言うなれば、45年続いたものが、この段階で何だという町民の感情が出てきますので、その点がある面で、真に高齢者等も含めての福祉にどう改革をしたのかということをお話していただければならないので、その点で緊急通報システムについてもどのように拡充ということの拡充策をお聞きしたいと思うのですけれども。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 高齢者に対する支援の諸事業に対しましてお答えさせていただきますが、予約型の乗り合いタクシーにつきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。一方、緊急通報システムにつきましては、現在180台稼働しております。

来年、平成24年度に向けましては、それぞれ御利用いただいております端末機を、260台ございますが、これを更新いたしまして、そして必要とされている方に対しましては、現在、緊急通報システムにつきましては有償で御利用いただいている実態でございます。私といたしましては、これを必要とする方に無償で設置をするような形が望ましいというふうには現在理解をしているところでございます。

根拠といたしまして、内閣府等の高齢者に対する調査によりますと、高齢者のみの世帯、あるいは不幸にも一人世帯になることによって、非常に日々の暮らしに不安感があるということが調査でも大きくそういう部分突出しております。先駆けてそう

いう不安をぬぐってあげるのが町としての責務ではないかなというふうには理解しているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 今、町長の答弁の中での予約型乗り合いタクシー、それから緊急通報システムの拡充ということの質問をし、答弁をいただいたのですが、そのほかさまざまな福祉施策への転換ということで答弁書の中にありますけれども、その中での大まかなものは何があるのかということをお聞きしたいのですが。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） そのほか、どのようなものを想定しているかというようなお話でございますが、仮に御理解をいただきながら、敬老祝い金が別な形で活用されるというようなことになりましても、無尽蔵に財源としてあるわけではございませんが、幾つかのメニューの選択の中では、例えば、65歳以上の方の非課税世帯に対しまして高齢者の皆さん方に対するインフルエンザ予防接種の環境をさらに充実するとか、あるいは、きのう一般質問でもございましたように、老人クラブの活動費を自治奨励補助金の中で展開をさせていただくというふうにお答えさせていただいておりますけれども、そういったところではそういった全体のパイが、そちらのほうのパイがまた足りなくなるというようなことであれば、そういうことでもサポートしていかなければなりませんし、高齢者全体にわたります私の思いとしては、隅々までなるべくそういうことが行き渡るように広く利用していくことが望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 今、町長の言わんことはわかりますけれども、これはやはり住民が、77歳、88歳、99歳を迎える人たちが、ある面でやむを得ないな、そういうためにまた多くの人が恩恵を受けるのだというような形でやっていただきたいということと、段階的な削減、白寿の関係については、もうちょっと僕は見直すべきではないかなという思いがありますので、その点は町長に申し上げておきたいと思っております。

次に、2点目の組織機構の見直しの推進状況です。

これは平成22年度の町政執行方針の中で、行政組織機構についてはその機能が効率的に発揮されるよう不断の見直しに取り組んでまいりますというふうなことと、それから、町政運営改善プランスター

トの年なのでということで、プラン22の着実な実践に努めていくということで、平成22年度の執行方針の中では出されておりました。

そして、改善プラン22の中では、いろいろ組織機構の検証、課題の抽出を含めて、新プラン策定、12月には議会上程ということで、平成22年度はなっております。現実には、平成22年9月6日の総務産建委員会の中では具体的に素案を出されました。その中で何点か出ています。見直しに向けた組織機構体制、組織の活性化、職員定数の考え方、今後のスケジュールという中で、関係条例の上程は12月議会に向けてということでございました。しかし、最終的には平成24年4月に向けてというようなことでなった経過を承知しております。

平成23年度も同じような形で町政執行方針を出され、実践スケジュールの中では、12月に町議会上程ということで、今、町長の答弁の中では、一応、プラン22の関係から、プラン23では機構見直しの検討プロジェクトを7名の課長ということで、課長会議でそのプロジェクトの案を受けたということで、10月31日の課長会議の会議録には載っております。

そうすると、この中で、全体で確認をしたということは、これを今後進めるということで確認をしたのか、その点、確認をしたいと思うのですが。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

組織機構見直しの件に関しましては、課長会議プロジェクトの報告を受けまして、報告の中でも組織機構改革は進めていく課題だということで報告も受けておりますし、私もそういう考えを持ち合わせておりまして、それを10月の課長会議で組織全体の意思として確認をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 組織機構の見直し計画、言わなければプロジェクト案の中で、10月20日報告、10月31日の課長会議でということでございましたけれども、農政部門の農協事務所への移転ということで、組織機構の見直しに向けた主な検討事項ということが載っております。その中で、農政部門の農協事務所への移転、農業振興課（仮称）の設置、農業委員会事務局を含めて、農業振興課長は農業委員会事務局長を兼務する。それから、昨日、同僚議員から出ていますけれども、まちづくり推進班（仮称）の設置、これは商工観光課（仮称）の中に設置してそこへ入れると。それから、車両班の廃

止、23年度をもってと。それから、都市整備班（仮称）の設置ということで、生活環境班の一部、建築班の一部及び公園担当を統合した班の配置が最良と考える。副主幹（仮称）の配置、班の再編検討と課題ということでございまして、この中では、平成24年4月1日実施予定ということになっております。

今後、熟議をするということでございますけれども、そうすると、これらを含めて、課題の整理をしてということで、これらの関係が一応主な課題として理解していいのかどうか、確認したいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番中村議員の組織機構に関します御質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員のほうからいろいろ御紹介いただきましたのは、プロジェクトチームから私に対しまして報告いただいた内容でございます。私といたしましては、それらを受けまして、プラン23の中で12月議会上程というプランを掲げさせていただいておりますけれども、その中でも、議会の皆さん方に御理解をいただくための条例改正のようなものにまで及ぶものがあるかどうかというようなことも、今、整理をしている段階でございまして、もし、そういうところに及ばない範疇だとすれば、上程という手続は起きてこないわけでございますが、それらもまだ、正直、今、方向づけが固まっておりません。そして、それぞれプロジェクトチームから報告を受けた中でも、役場の庁舎内部として整理ができていない課題も相当まだ内包されております。ということで、今、全課を挙げて取り組みをしておりますので、12月の今回の定例会に条例改正までを見据えたものの成果品はできておりませんが、来年の4月以降に向けましては、多少なりとも私の思いが形となって皆さん方にお示しできるような方向で、スピード感を持って、今、進めるように指示しておりますので、もう少しお時間をいただきたいと存じます。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 現実には、22年度のあれは23年度の4月から、今回、ある程度、プロジェクトチームの案としては24年4月1日からと。今、町長の言うように、当然、条例改正が伴うところがないところがあります。それで、私は確認をしたいのですけれども、一応、課題整理をするという課題は、私が今申し上げたようなものが主なものとして承知をしていいでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお

答えさせていただきます。

課題の多くは、先ほど議員が申された中に含まれると認識しております。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） そうすると、車両班の廃止は、23年度末をもって廃止をするということについては、どうなのでしょう。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 車両班の部分についてだけ申し上げますと、既に24年度の予算の組み方につきましては、そういう前提を持ちまして、既に編成作業に着手しておりますので、それは具現化できるものというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 実際は、世の中、国の政権もそうですけれども、ころころ変わる。それから、すごいスピードで進展をしております。したがって、22年度に出されたものが23年度もできない、また、24年度、極端に言えば25年の途中になるのかというような気もしないでもないし、24年度の途中かもしれないけれども、やはり出されたものについて、また、議会の我々に対しても、そういう点で進めていくという一つの大きな確信を持って、ぜひ進めていただきたいと思います。

時間がなくなってまいりましたので、次に、一般質問のその後の措置状況ということについてお尋ねをいたしたいと思います。

かつて同僚議員が、一般質問がその後どうなっているかということが全然検証されていないのではないか。例えば、鷹栖の議会へ行ったときに、議会だよりの中でその後の一般質問の追跡などということもございまして、したがって、私は3点についてお尋ねをしたいと思います。

1点には、上富良野中学校のグラウンド及びタータントラックの整備ということで、教育長からお話をお聞きしました。その中で、第6回の政策調整会議、中学校のグラウンド整備事業についてということで、トラック部分の土壌改良及び暗渠整備ということで、平成24年度、1,268万1,000円の事業費でやりたいということを含めて政策調整会議に図ったということで、政策調整会議の報告書の中に載っております。

その総括の中では、簡易な整備方法について検討後に再協議ということでございます。したがって、簡易な整備方法で再協議という、その検討はもう終わっているのでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番中村議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

簡易的な整備方法についての検討後、再協議されたということでございますけれども、現在、方法等を各学校等の状況を踏まえながら検討中でありませう。そういう中で、現状の部分で1,200万円ほど出ささせていただきましたけれども、あと、なるべくコスト的に低くというのは我々の気持ちもありますし、その中で最大限のものという形で実は調整をさせていただきながら、若干、額的にも下がるような方法で、何とかいいものをという形で協議を実は内部的に進めている状況でございます。

あと、予算的には今上げさせていただきましたが、再度、町側とのすり合わせをしながら対応を今後進めるという形で今対応している途中でございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 雨が降ればたまる、それから、ミミズがグラウンドへ出てくるというような状況等もありますので、上小、西小は、それぞれ建設会社のボランティアで排水のグラウンド整備が終わったので、何とか中学校もそういう形でお願いをしたいという気がいたします。

もう一つ、タータントラックの関係です。実際、上富良野中学校に土別から来られたときに、土別陸上競技場のタータントラックを改修したときに、古いのを持ってきている。それが一昨年、グラウンドの端のほうに敷かれておりました。しかし、もう、ところどころ切れている。それから、ことし、その先生が自費で買ったのです、タータントラック。メーターが1万何ぼですから、総額で百二、三十万円のものを買って、今、陸上競技のところ、短距離陣の強化に使うと言っているのです。

11月の町の広報の中にも、400メートルリレーで優勝したと、全道で優勝して全国大会も優勝すると。そうすると、0.5秒それぞれ選手が縮めて、それからもう一つはバトンタッチで5秒ぐらい縮めれば、全国制覇も夢ではないというようなことが町広報の中に載っております。

ですから私は、今、頑張っている上中の生徒に、グラウンド整備をもしやるのであれば、校舎側のところの幅の狭い排水路があります。その向こう、言うならば運動会のとときに我々がテントや何かを置くあの石を、何とかそれがきれいに置けるような整地だけでも一つは考えていただけないかなと。それが頑張る上富良野中学校の陸上部の生徒、それから一生懸命熱意を持って指導する先生、これが我々がこたえる唯一のことではないかなという気がいたします。

特に生徒たちは、来年1年やれば卒業ということですから、できれば24年

度の早い時期にグラウンド整備とタータントラックの置ける整地を何とかしていただかなければ、こちらの3月定例議会、同僚議員が言っていました、切れ目切れ目があって非常に危険な状態があるよということを指摘をされておりますので、何とかその点で、グラウンド整備のときにタータントラックの置けるような整地を考えてはどうかと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番中村議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

個人で購入された話を、実は、買ってから聞いたのが実情でございます。そういう状況も踏まえながら、それが果たしていいのかどうかというのもまた別に置きまして、今、グラウンド整備ということで、まず優先にそれを整備をしたいということでございますので、参考にしながらどういう状況になるか、それらも含めながら、今後、検討協議をしていきたいというふうに思えますので、その分御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） とりあえず、タータントラックの整地の関係は、何とか頑張る子供たちのために、行政として支援策を講じていただきたいと思います。

それから次に、道道291号線の吹上上富良野線の街路灯設置です。

町長から答弁をいただきました。平成24年度に道が調査費を予定したいとの意向でございますけれども、これはいつの日付で道からの意向が伝えられたのか確認をしたいと思うのですが。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 富良野出張所に問い合わせたところ、10月の中ごろだと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 非常に本来的に道道も国道もそうだけれども、あくまで道路照明だという言い方をしているのです。そういう点では、住民の皆さん方が心配していることとは若干違うのですけれども、いずれにしても道がやって、一応、調査費を予定しているということで、大いに期待をしたいと思えますけれども、今後ともこの事業の推進に向けて頑張りたいと思えます。

第6回の政策調整会議の中で、平和通及び道道吹上線の街灯を整備するというのは、この道道291号線も含まれているのかどうか、ちょっと確認をし

たいのですけれども。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 平和通と291号線の吹上通では別個といいますが、平和通というのは旧国道の整備のことでございます。吹上線は温泉のほうへ行く道路。吹上線というものは、今言った吹上線と上富良野停車場線と旭中線、中学校のほうですけれども、3路線、道道で重なっているのが平和通。これは、通称街路名でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 最後に、3番目の中央コミュニティ広場の関係についてお尋ねをしたいと思います。

現実には、昨年の11月9日の町政報告懇談会の中で地域の皆さんから出されて、四季彩のまちにふさわしいフェンス、駐車場周辺、駅周辺等ということで御意見が出されておまして、確かにプラザトミヤマさんのところもそうだし、言うなれば除雪・排雪の関係で、非常にフェンスが曲がっていたり、破損したり、色が非常におかしくなっているということで指摘をされております。

確かにそのことがいいのかと。言うならば、駐車場のところもフェンスがなければ、万が一のこともあろうかなと思います。したがって、早急の対策が必要ということで、現状のままで塗装するのか、もしくは改築、撤去ということで、早急な対策が必要ということで言われております。

線路のフェンスについては早々の計画、中央コミュニティや町営駐車場のフェンスについては早急な対策ということでございます。早急の対策というのは、いつ具体的に契約をされて実施年度がどうかということ、その点、お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番中村議員の駐車場のフェンスについてお答えさせていただきます。

私も現況を存じております。ああいう今の形で復旧するのがいいのか、私としては、なかなか悩ましいところがございます。そういう方法も一つございましょうし、あるいは、もう少しシンプルなものにして、例えばチェーンを下げたりとか、いろいろ想定もしているわけですけれども、ただ、一番心配しているのは、あの駐車場で子供たちがもし遊んで、ボールでもけて車道へとりにも出てくるようなことも想定にするとしたら、やはりフェンスでなければならぬのかなということで、まだ詰め切っていないのです。

それで、そういう方法、地元の皆さん方の御意見

も伺いながら、固まり次第、緊急度は高いと思っていますので、整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、6番徳武良弘君の発言を許します。

6番（徳武良弘君） 私のほうから、2点お伺いしたいと思います。

まず、第1に防災対策について。

我が町の防災対策は、十勝岳などを抱えていて非常に重要な位置づけであると思います。そこで、さきの決算委員会での答弁で、備蓄食糧250食とのことでしたが、現在はどうなっているのか。また、避難所における必需品は何なのか、具体的にお伺いしたいと思います。

2点目におきましては、観光に対するビジョンについてであります。

町の観光政策について、日の出公園を重点に置いて進めるべきだと考えるが、町長としてはどのようなビジョンを持って臨むのか。例えば、10年スパンぐらいの政策を持って臨むべきべきだと考えるが、具体的な長期戦略を持ち合わせているのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番徳武議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の防災対策に関する御質問にお答えいたします。

備蓄食についてであります。現在、250食を保有しておりますが、これにつきましては、毎年実施しております防災訓練時の炊き出し訓練用のものでありまして、災害時における緊急避難用との位置づけとはなっておらないことから、現在、見直し作業中でありまして防災計画の中で、備蓄食糧について重点課題として位置づけ、町独自の備蓄や国、北海道町村会及び関係機関と締結しております防災協定による受け入れ体制等を十分に検討し、災害時への食料供給体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、避難所におきます必需品については何なのかというようなお尋ねでございますが、災害や避難の規模、被災場所や季節など、想定によって多種多様な物資が考えられます。緊急避難を想定いたしますと、毛布、身の回り品、炊事道具、光熱材料などが考えられますが、これらにつきましても備蓄食糧と同様に見直し作業中の防災計画の中で検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の観光に対するビジョンに関する

質問にお答えいたします。

上富良野町は、町の象徴であります十勝岳連峰、すぐれた田園景観や温泉など恵まれた自然的資源を初め、人材、歴史、伝統などさまざまな資源を有しております。

私といたしましては、これらの資源の特性に応じた活用を図り、町の商工業、観光、農業などさまざまな産業の発展に結びつくような政策をと考えております。

議員御質問の観光に対する長期ビジョンにつきましては、第5次総合計画に沿って取り進めておりました、平成24年度において、平成30年までの観光振興計画の策定に向けて、観光協会などと事前の協議を進めているところであります。

この観光振興計画につきましては、日の出公園を初めとする町内の観光ポイントのさらなる活用など、町の各産業の活性化につながる計画となるよう考えており、議員御発言にあります日の出公園も、その重要性は変わらないものと受けとめております。

申し上げるまでもありませんが、観光振興は今後のまちづくりの大きな柱になると理解しております、町民の皆様にご理解をいただけるようなビジョンとなるように協議を重ね、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

6番徳武良弘君。

6番（徳武良弘君） 防災についてで、見直し作業中ということでありましたが、具体的にはどういう見直しですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番徳武議員の防災に対します御質問にお答えさせていただきます。

町が持ち合わせております防災計画というのが、平成17年に策定いたしました防災計画が整備されております。しかし、その後、いろいろ時代の変化、あるいは防災に対する考え方が大きく変わってきておりました、とりわけことしの3.11の大震災を受けまして、国の考え方も大きく方向転換してきております。

そういったことを十分に町の防災計画にも取り入れる中で、とりわけ先ほどお答えさせていただきました備蓄食糧に対する備え方だとか、あるいは緊急避難所の押さえ方、あるいは、そういった防災計画をもう少し実際を想定したような緻密な防災計画になるよう見直しをしようとしておりました、今その作業中でございます。どういう形のものになるかは、また議会の皆さん方にもお示しさせていただきます



ますけれども、今その作業に着手しているという段階でございます。

議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

6番（徳武良弘君） 2項目めの観光ビジョンに関する御質問をさせていただきます。

ここの答弁の中に、平成24年度において平成30年までの観光計画の策定ということで答えられておりますけれども、今までの24年度までの観光計画を聞かせてほしいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番徳武議員の観光行政に対する御質問にお答えさせていただきます。

来年度の新年度予算におきまして、観光振興計画を策定する予定とさせていただいておりますが、今年度までの町の長期的な観光計画というのは、残念ながら持ち合わせておりません。そういうことで、第5次総合計画の中で観光計画を持ち合わせるというようなことになっておりまして、それが24年度に実現させたいなと。25年度からの計画ということになりますけれども、非常に中途半端な年度となりますが、これにつきましては平成30年度が第5次総合計画の区切りの年でございますので、その終了年度に連動させるということの計画を持って進めたいと考えております。

議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

6番（徳武良弘君） その後の、観光協会などと事前の協議を進めているところでありましてということなのですけれども、どう協議をして、どこの部署がしていらっしゃるのですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 観光協会という表記もここでさせていただいておりますけれども、観光協会のみならず、さまざまな広範の業界、業種、業態に及びますので、それら今、観光協会の方々から意見交換を始めたという段階でございます。最終的にはこの計画書策定につきましては、専門の業者にゆだねて、そしてプロの目を取り込んで計画になるように想定をしております。

観光協会のみならず、商工会さん、あるいは農業関係団体、さまざまな御意見を伺いながら、町としての考えとすり合わせをしながら、一つの振興計画になるように想定をしております。まだまだ皆さん方にお示しできる段階ではございませんが、今、そういう作業に着手しているということで御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

6番（徳武良弘君） どこの部署が担当されていきますか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 失礼いたしました。産業振興課が窓口として、現在、取り組みを進めさせていただいております。

議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

6番（徳武良弘君） その間、観光協会はどういう動きをしていらっしゃるのですか。わかる範囲でよろしいので。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） どういう動きと申しましうか、双方、町と協会の方々で観光振興計画を立てるということに對しまして、その準備に向けて協議をさせていただいているということでございまして、中身がまだできておりませんので、入り口の話をしていただいているというような理解をしていただければいいかと思います。

議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

6番（徳武良弘君） 日の出公園を初めとする町内の観光ポイントの活用とありますけれども、これは具体的にどのような計画をお持ちでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番徳武議員の御質問にお答えさせていただきます。

私の想定の中に、上富良野町内の中に、個々に非常に魅力を持ったり、あるいは可能性を秘めた観光スポットが点在しているなというふうに思っております。さらに、それに、今、国で盛んに推進をしておりますグリーンツーリズム、あるいは農産物を中心とした6次産業化、そういったものを町が少し主体的にコーディネートすることによって、それらの本来持っております個々の魅力をさらに高めていくことができる。そして、今、町はそれをしなければならぬというふうに強く私は認識をしております。そういう個々の持っております魅力の引き出し、それらを加えて町全体の魅力を高めていく。そういう中で、日の出公園は大きな一つの核となる場所だというふうに理解しておりますので、そういう面で日の出公園も大いに利活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番徳武良弘君。

6番（徳武良弘君） それでは、これは答弁なのですけれども、町長の政治家としての思いを聞かせていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番徳武議員の御質問にお答えさせていただきます。

大変質問が大きなテーマでございまして、なかなか一言、二言でお答えすることができかねると思っておりますけれども、いずれにいたしましても観光も含め

まして、私は、この上富良野の町が115年を迎えている中で、これをしっかりと、さらに基盤を強くして次の世代へ引き継いでいく我々は責任を負わされているというふうに考えておりました、そういったさまざまな町の活性化も含めまして、人材も含めましてしっかりと、上富良野が目標としております、住んでよかった、住み続けていたい町と、そういうような町を具現化するために取り組みをすることが、私に課せられた責任だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、6番徳武良弘君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は、10時半より再開いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、10番一色美秀君の発言を許します。

10番（一色美秀君） 私は、さきに通告してございました教育費の増額について、2項目、教育長に質問いたします。

これからのまちづくりに必要な三つのキーワード、子供、文化、全員野球「人材を育て、誇れる文化をつくる。これに全員野球で取り組む」。人を育てることは、10年、20年のスパンではなく、50年、100年の計画が必要であります。

これからの町の将来を背負って立つ子供たちの教育に対して、我が町の財政支援はまことに少ない。そこで、次の2項目について質問いたします。

一つ、特別支援学級補助員配置の増員を。

障害や問題を抱える児童生徒の適切な支援を行うために、すべての学校に補助員を配置し、児童生徒の個々のニーズに柔軟に対応すべきと考えるがどうか。

2点目、幼・保・小・中・高連携促進事業について。

未就学時から就学への円滑な引き継ぎが行われるよう、幼稚園、保育所（園）と小学校、中学校、高校が連携して、幼児と児童・生徒、保育士と教師・保護者の交流を通じての相互の理解を深め、幼児・児童・生徒に豊かな心と生きる力をはぐくむことを目的と考える。そのために、教育委員会が積極的にかかわり交流を深めるとともに、そのために十分な財源の確保を図るべきと考えるがどうか。

以上であります。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番一色議員の教育費の増額に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の特別支援学級補助員配置の増員につきまして、特別支援学級児童生徒の個々のニーズに柔軟に対応するため、本町においても教員の配置基準による配置のほか、マンパワーが必要とする学校に対して、町が雇用する非常勤嘱託職員を上富良野小学校、上富良野西小学校、上富良野中学校の3校に対して、それぞれ1名を配置して支援教育を取り進めているところであります。

また、現在の特別支援学級数は、学校別に上富良野小学校6学級、上富良野西小学校3学級、江幌小学校1学級、上富良野中学校3学級、東中中学校1学級で、合計14学級となっております。

すべての学校に特別支援学級補助員の配置をとの御意見をいただきましたが、今後におきましても生徒・児童の個々の状況を把握し、学校と協議の上、必要に応じて特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の幼・保・小・中・高連携促進事業についてですが、近年、少子高齢化の進展や家庭、地域の教育力の低下など、子供を取り巻く環境の変化により生じたさまざまな課題が上げられます。それらを解決するために、幼保・小、小中、中高の連携が必要で重要となってきております。

当町におきましては、連係事業として、小学校1年生が卒園した幼稚園・保育所に訪問し、成長の報告を行う園児と児童との交流事業、幼稚園・保育所・小学校の先生が一堂に会して行う研修会、小中学校の先生が組織する中1ギャップ検討委員会、中・高教員による相互の授業参観と交流を行う合同研修会を行うほか、子供のよさや課題を共有し、地域で子供たちの育ちを支援するスクラム策定委員会、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の情報の共有・支援に対する検討・協議を実施する特別支援連絡協議会のほか、幼・保・小・中各行政機関との連携など、それぞれの課題を解決するために横断的に連携し、情報交換、相互理解、検討協議などを進めているところであります。

今後におきましても、さまざまな課題を解決するには連携が重要と考えており、教育委員会といたしましても積極的にかかわってまいりたいと考えております。

また、事業を推進する経費については、必要に応じて予算措置を図っておりますので御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番一色美秀君。

10番（一色美秀君） 現在、特別支援教育ということで、一般財源により551万円が支援されております。学校別に見てみたいと思いますが、小学校では、上富良野小学校が477名の児童数21学級、これに対して支援学級が6学級であります。嘱託の職員が1名。西小学校は155人、9学級、支援学級は3学級、これに対して嘱託職員は1名でございます。東中中学校、これは11人、3学級、支援学級はございません。嘱託職員もございません。江幌小学校13人、4学級、支援学級は1学級、嘱託職員はおりません。

中学校では、上富良野中学校が300人、12学級、支援学級は3学級、嘱託の職員が1名であります。東中中学校は12名、3学級、支援学級は1学級で嘱託職員はゼロであります。

以上の中で、14の学級に対して3名の嘱託職員ということでございますけれども、これで十分対応ができていくかどうかお答えいただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番一色議員の御質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、特別支援学級それぞれ報告したところでございまして、そのほかに教職員の配置基準がございまして、小学校であれば1学級に対して配置数が1名、それから3学級になれば4名という教職員が基準の中で配置されます。中学校につきましては、2学級であれば3名の教職員が配置するという状況になってございまして、必要に応じて我が町から学級数に応じて1名の現在の中で上富良野小学校、上富良野西小学校、上富良野中学校という形で、町独自の政策として配置をしているという状況でございます。

町の職員だけが特別支援学級に配置をしているという状況ではございませんので、あくまでも教職員の先ほど申し上げました配置数に基づいて、プラスという形で学級を運営している状況になってございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

10番（一色美秀君） そんな中で、各学校のほうから要求といいますか、不足だというような要望が出ているかどうかなのですが、いかがなものでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番一色議員の御質問でございます。

学校と協議をしながら、その学級数に応じなが

ら、子供数も各学級について、最大多くても上富良野小学校で5名という、情緒の分ございますけれども、いろいろと学校の状況を踏まえながら調整して、この人員で、今、学校運営をしているという状況でございます。特に少ないという話は出てきている状況ではございません。

以上です。

議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

10番（一色美秀君） 学校の要望がないからということで、3名でよしとしてはいけないのではないかなと思うのですが、例えば、今現在、上富良野中学校では保健室に相談に来る生徒が大体年間に900件近い相談が寄せられております。現在、学級担任と養護教諭、心の相談員が不登校だとかいろいろな障がいについて取り組んでおりますけれども、十分ではないと。教師全員が取り組まなければならないような現状にあります。

現在は、障がい者というのは切り離して教育するのではなくて、普通の一般の子供たちと一緒にやって教育をしていくと。障がい者ではなくて、違った能力を持った子供たちなのだという、そういった中で理解し合いながら、助け合う教育が求められております。そのために、非常にきめ細やかな指導が必要なのであります。

やはり、町の雇用した職員を、専門職員をより増員して積極的に配置して改善しなければならないと思いますが、その考えはあるかないかお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番一色議員の御質問でございます。

今、特別支援のお話から保健室登校の子供たちの状況にお話が変わった状況でございますけれども、特別支援についてはそういう対応をさせていただいております。それと、保健室登校の関係につきましても、心の相談員等いろいろ我々も配置をさせていただきながら対応している状況でございます。何とか一人でも不登校ですとか、そういう関係の状況を少なくしていきたいというような状況でございますし、それぞれ子供たちの状況に応じて対応していかなければならないというのは現実的にございます。

そういう中で、以前には養護教諭2名という時代もございましたけれども、今現在では1名で対応している状況でございます。今後ともそういう状況であれば、また学校とも相談をしながら、どういう形で子供たちにかかわりを持っていくかということを中心に協議しながら進めたいというふうを考えてございます。今の段階の中で、そういう状況である

ということだけ御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

10番（一色美秀君） 以前、私が教育実習で指導いただいたベテランの先生の言葉なのですが、先生というのは本当に子供一人一人の資質を見きわめて、長所、短所を見つけるということは非常に難しいと、大変時間がかかるものであると。しかしながら、子供たちは瞬時にして、その先生のよしあしを見抜いてしまうのだと。大変教育というのは難しく、忍耐と時間がかかるものであると。その辺お話がありましたけれども、現在、各学校の先生方、非常に20代の若い先生が多くなっておりますけれども、30代後半とか40代の経験のある中堅の先生が少なくなっております。

そこで、次の2点についてお尋ねしたいのですが、教育に対して挫折したり、閉じこもって休職中の教師がこの上富良野にいるかどうか教えていただきたい。

2点目は、それぞれの地域とか学校に合った適正な教師の採用に努力をしているか。経験とか年齢のバランス、そういったものに対して教育委員会としての考えをお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 一色議員、通告外の質問になりますので、それについては答弁ができませんので、最初の質問に戻るようお願いいたします。

再質問でございますか。

10番一色美秀君。

10番（一色美秀君） それでは、町長にお伺いしたいのですが、現在の質問にあります教育費の増額についてであります。現在、一般会計が62億4,000万円ほどございます。この予算に対して、教育費は3億1,800万円、わずか全体の5%にしか見ておりません。生み育て、就学とトータルで判断してほしいと。財政抜きで政策がないという町長のお考え、他町村とはそう遜色はないとの意見でございますけれども、本当に将来の我が町を支える子供を育てることがこれでできるのか。金さえかければよいというものではございませんけれども、しかし、教育とは、よき指導者であり人材が必要なのです。そのための人材に多くの投資が必要です。現状の予算では、上富良野を担う子供たちの本当の将来は見えません。何かしっかりとした教育に対する町長としてのビジョンがありますか、お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 私のほうから、10番一

色議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

教職員それぞれ100名弱の上富良野町の公立学校の先生方が、今、一生懸命取り組んでいただいて、議員各位の皆さんも御存じのとおり、礼儀正しくあいさつもできる、その中ですすく上富良野町の子供たちが育っているという状況を見て、我々も安堵しているところでございます。そういう方向、学力的なものもいろいろ状況的にはございますけれども、お互いに精査しながら将来に向けて上富良野町を育てていくということが一番我々も願うところでございますので、それらを含めながらお互いに、学校、家庭、それから地域との連携を含めながら、子供たちを町全体で育てていくというのが我々の考え方でございますので、そういう意味でも今の状態の中で最大限の努力をさせていただいているという状況でございますので、今後ともそういう形で進めていきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

10番一色美秀君。

10番（一色美秀君） それでは、2項目めに移りたいと思います。

幼・保・小・中・高連係促進事業についてであります。次の3点について具体的に教えていただきたいと思っております。

まず1点目は、幼保・小学校への取り組みについて。

2点目は、中1ギャップ検討委員会があります。この取り組みについて。

3番目は、中高の取り組みについて具体的にお話をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番一色議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、あくまでも小学校に入学、幼稚園、保育園の教育からスムーズに小学校に移行するという状況でございます。その対応として具体的に、やはり先ほど申し上げましたように、幼稚園に訪問したり、いろいろ活動している内容を子供たちに直接見せるような状況で対応しているところでございます。

それと、中1ギャップの関係でございますけれども、これについても中学校の先生が小学校に訪問し、子供たちの様子をうかがいながら、子供たちに応じた中学校への対応を図っていくという話で、その検討委員会でさまざまな協議をされているところでございます。

中高に係る授業参観でございますけれども、これ

につきましても上高をオープンにして、その授業内容、それから中学生が上高に行って授業内容の参観、並びに部活動のほう、いろいろな活動内容を先輩方との交流を踏まえながら対応しているということが具体的な内容というふうになっている状況でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

10番（一色美秀君） 幼稚園から保育所、そして小学校の取り組み、そして中学校との交流、いろいろな意味において、これは本当にお金ではない、お互いの親密な関係の中で取り組んでいらっしゃるすばらしい取り組みだと思います。

ただ、中高との取り組みについて具体的に見てみたいのですが、いま一つ足りないのではないかと。現在、上富良野高等学校教育振興会補助といたしまして、23年度に352万2,000円という予算をつけられてやっておりますけれども、その中で、各中学校との交流会、これは生徒と書いてありますが、約4万円。それから、体験入学、中学校向け活動宣伝費ということで13万5,000円、それから、入学準備金といたしまして1名に約2万円、今年度は54万円、約27名の助成をしております。さらに、学力アップ対策ということで、今年度から100万円の予算を組まれてやっておりますけれども、交流会の生徒の4万円と体験入学の13万5,000円、この2点について少し具体的にお話しただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（服部久和君） 10番一色議員の御質問にお答えいたします。

各中学校との交流会につきましては、これにつきましては体験入学という形式で、バス等を借り上げの経費を計上しているものでございます。

それと、13万5,000円の体験入学、中学校向け活動費及び宣伝費につきましては、まず、中学校に向けてPR用のポスター等の経費、あと、体験入学というのはバスの借り上げ、先ほど申し上げましたけれども、それ以外の諸経費をこちらのほうに計上しております。

体験入学ですので、高校のほうに中学生が出向いて、授業等を参観するということと、あわせて高校生と交流を図るのが授業の内容となっております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

10番（一色美秀君） 非常にいろいろな面で助成をしています。予算的にも本当に交流があって、上富良野高校のPRになっているのかどうか、

非常に疑問に思う点がございます。入学費の助成なども確かに必要だと思いますけれども、現在、上富良野中学校の生徒が約100名、3年生がおります。そのわずか3分の1も入学されていないということ、ここに大きな問題があると思います。子供たちが、どんな上富良野高校なら行きたいのか、これが大きなポイントではなからうかと思えます。

こういった中で、むしろ逆に中学生の子供たちにアンケートをとったらいかがなのでしょう。例えば、さらに勉強したい人がいれば、一流大学でも合格できますよと、専門職のいろいろな資格を取れますよと、そして就職も大丈夫です。なおかつ、好きな部活動で活躍もできます。例えば、野球、陸上、吹奏楽等。そのような中で、何か魅力がなければ本当に子供たちは入ってこないのではないかと。いかに上富良野高校を存続させるかも含めて、むしろこの点にもっと大きな重点を持って、予算を持って取り組まなければならないのではないかと思います。そのための、何かプロジェクトチームをつくるような構想があるや、なしやをお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 一般質問からちょっと違うような話になってきたような感じがするのですが、我々も道立高校の位置づけの重要視も考えてございますので、そういう意味でいろいろなアイデアを出しながら、上富良野高校へ魅力あるものを発信している状況でございます。どれが決め手という状況はございませんけれども、アンケート調査の話をしましたけれども、なかなか子供たちが今選ぶ高校という部分につきましては、かなり拡大されてきている状況でございます。実は、上川南学区、旭川から南富良野までの学区自体が大幅に広がったという状況もございまして、そういう状況の中で何とか我々も振興会を通じながら、上富良野高校の位置づけを最大限図っていきたいというふうに、今、鋭意努力をしている状況でございます。

そういう状況の中で、なかなかこれという決め手は実はないわけでございまして、何とか地域の方々の連携を含めながら対応していきたいということで、今、模索の段階で進めている状況でございます。そういう状況ということで、答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番一色美秀君。

10番（一色美秀君） 少し趣旨から外れたような質問になって申しわけないと思いますが、ただ、学校の連携について、何としても教育の問題として上富良野高校を存続させながら、やはりその点に大きな力をつけていただきたいという思いでありま

す。そのために、大きなさまざまな英知を集めて取り組んでいただきたいという思いからであります。

そのことで、以上、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を全部終了いたしました。

### 日程第3 議案第1号

議長（西村昭教君） 日程第3 議案第1号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第1号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の提案要旨について御説明申し上げます。

1点目は繰越明許費の補正ですが、住民基本台帳システム改修事業につきまして、東日本大震災等の影響により、国及び開発元において作業スケジュールが遅延しているため、今年度中の完成が困難なことから、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

2点目は債務負担行為の補正ですが、まず、平成23年度富良野・上富良野テレビ中継基地整備事業負担について、現在、上富良野町、中富良野町、富良野市において、地上デジタル化に伴いTVH放送の視聴が困難な地域があることから、株式会社テレビ北海道において国の補助を受けて、富良野・上富良野テレビ中継局の放送基地の整備を行い、難視聴地区の解消を図ることになったことから、これに伴いまして、テレビ中継局整備費の一部を、上富良野町、中富良野町、富良野市の3市町で難視聴人口により案分し負担することとなりましたことから、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

次に、集中豪雨等農業経営維持資金利子補給等についてですが、本年の4回にわたる集中豪雨被害対策として、農業者が農業経営維持資金を活用する場合、その利子等補給事業の実施をするため、債務負担行為の設定を行うものであります。

次に、農業経営基盤強化資金利子補給ですが、9月定例会において債務負担行為の追加を議決いただいたところですが、その後において貸付総額が増額したことにより、債務負担行為の変更を行うものであります。

3点目は地方債の補正ですが、興農地区道営経営体育成基盤整備事業及び東中幹線地区道営かんがい排水事業について、それぞれ事業費が確定したこと

に伴いまして、地方債の変更を行うものであります。

また、西山地区道営経営体育成基盤整備事業については、同じく事業費確定に伴いまして、地方債の借り入れ下限額である10万円に満たなくなったことから、地方債の廃止をするものであります。

また、上富良野西小学校体育館改修事業について、当初、実施設計業務については文部科学省の補助メニューで計画をしていたところですが、国土交通省の補助メニューと財源比較をしたところ、実施設計業務については、国土交通省の補助メニューを活用したほうが有利と判明したため、今回、補助裏である教育福祉施設等整備事業債を廃止するものであります。

4点目は、9月2日、3日の大雨災害により、既に障害防止事業で整備してありますベベル川、ヌッカクシ富良野川の護岸及び魚道溝等が損壊したことから、その復旧工事を実施するものであります。

5点目は子ども手当についてですが、10月1日より子ども手当の支給等に関する特別措置法が施行されまして、支給内容等が変更になったことに伴いまして事業費の調整を行うものであります。

6点目は特定防衛施設調整交付金についてですが、このたび二次配分により交付金の追加配分がされましたことから、調整交付金事業の事業費調整を行うものであります。

7点目は給与費についてですが、さきの臨時町議会で議決賜った今年度の人事院勧告等に伴う給与と条例の改正及び職員の会計間異動や共済費負担等の改正に伴います職員給与費の補正とあわせて、石巻市への職員派遣及び大雨災害対応に伴います時間外手当等の増額について、所要額の計上をお願いするものであります。

以上、申し上げましたことを主な要素として、各事業費の確定に伴います執行残の減額補正とあわせて、今後の不測の財政需要に備えるため、予備費に一定額を計上することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第1号平成23年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）。

平成23年度上富良野町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

6,479万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,381万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

(繰越明許費の補正)。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。

(債務負担行為の補正)。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表、債務負担行為補正による。

(地方債の補正)。

第4条、地方債の変更及び廃止は、第4表、地方債補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称及び金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

9款地方特例交付金、377万9,000円の減。

10款地方交付税、8,000円。

12款分担金及び負担金、419万4,000円の減。

14款国庫支出金、6,126万8,000円。

15款道支出金、1,842万7,000円。

16款財産収入、600万8,000円。

17款寄附金、33万5,000円。

18款繰入金、90万円の減。

20款諸収入、438万2,000円の減。

21款町債、800万円の減。

歳入合計は、6,479万1,000円となります。

2ページに移ります。

2、歳出。

1款議会費、10万2,000円の減。

2款総務費、2,024万7,000円。

3款民生費、281万4,000円の減。

4款衛生費、1,197万6,000円の減。

6款農林業費、102万9,000円。

7款商工費、80万1,000円の減。

8款土木費、1,936万5,000円。

9款教育費、51万2,000円。

11款給与費、264万8,000円。

12款予備費、3,668万3,000円。

歳出合計は、6,479万1,000円となります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、第3表、債務負担行為補正、第4表、地方債補正につきましては、冒頭、概略を説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第1号平成23年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

3番(村上和子君) 難視聴地区の整備の件ですが、こここのところは3市町村で負担をするということなのですが、富良野市は人口が2万3,977名おられて100%押さえています。難視聴地区2万3,977人、中富良野が人口5,545人おられますが、難視聴地区は5,202名に押さえております。それで93%で、343名ぐらいの方があれですけれども、上富良野はそれに対しまして1万1,777人の人口なのですが、たった17%ということで、難視聴対象地区の2,032人に押さえておりますけれども、富良野市中富良野町もそういう押さえをしている。富良野に至っては100%難視聴地区を対象にしているのですけれども、こういった押さえ方、この考えはどうなのでしょう。うちはすごく少ない、2,032名でということに押さえていますけれども、そこら辺はどうなのでしょう。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田中利幸君) 3番村上議員の御質問にお答えを申し上げます。

当初、アナログ時代からそうでありましたが、TVHの放送電波のエリアは旭川エリアということで、深山峠付近までは電波が届いております。また、上富良野町内においても、アナログ時代から旭川にアンテナを出しますと、かなりの世帯で見られていた現状にあります。デジタル化に移行されてからも、多くの世帯で引き続き旭川にアンテナを向けてTVHの受信が可能となっているところであります。

今回、私どもが調査をしまして、特に日の出山が障害になって、旭川から日の出山を経過する方法の世帯一部で映っていないという実態は承知をしております。それらの実態を調査した結果が、この2,032人が難視聴であるというふうに判断をしたところであります。

また、中富良野町、富良野市においては電波がほとんど少なくなってきましたので、ほとんどの世帯が

見えていないという実態であります。中富良野の一部は、北星山にもともとアナログ時代から難視聴がありましたので、共聴施設があるということで、そこは一部見えているというのが実態としてありましたので、それぞれの市町村で難視聴である人口を調査した結果、難視聴人口の割合で案分をして負担率を決めたということでございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

3番（村上和子君） 今も旭川の電波をとってということですが、富良野も中富も全人口を押さえているのに、うちだけすごく固いというか、2,000人ぐらいでいいのかなという、もうちょっと押さえておいたほうがと言うのですけれども、ほかの中富も富良野市も100%、全人口難視聴対象人口にしていますから、そこら辺のとらえ方、これは後でどうのこうのなりませんか。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 3番村上議員の御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、上富良野町の2,032人については、難視聴の調査をした結果、2,032人ということでありまして、また、3市町とはこの負担のあり方について事前に協議をして進めてございますが、それぞれいわゆる難視聴の人口割りで負担することで合意が既にされているということでございます。

議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

11番（今村辰義君） 今の関連ですけれども、今現在TVHが映る世帯が逆に83%あるわけですよ。旭川方向から来ているわけですね。今度、中富、富良野方向からアンテナだけ来ると。前回、実際に映っているところが時間的な若干な差があって干渉しないかというお話をしたのですけれども、可能性があると。

その後、TVHのほうに干渉するかどうかの確認をしたか、まずお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 11番今村議員の御質問にお答え申し上げます。

せんだったの委員会で、今村議員からそのような御質問もお受けいたしました。実際には、TVHとはその後、確認はしてございませんが、当初から電波の強い場所同士で、混信がされる可能性は指摘はされてございました。ただ、旭川の電波は、いずれにしる、ここまで来ると弱い電波になりますので、旭川の電波と混信することの可能性は少ないかなというふうに思っております。むしろ、上富良野の中継局と中富良野に置く中継局の距離が近うございますので、ただ、上富良野の電波は中富良野の中継

局から比べると相当数少ない電波量になりますので、今現在の民放の受信状況からすると、そんなに混信はしないだろうというふうに想定をしています。

ただ、旭川にアンテナを出したままでいると、一部で混信する可能性もあるかなというふうに指摘はされていますので、いずれにしる受信状態については、個々にやった後にどういう状態になるのかは、そのときでないとTVHのほうも1世帯ごとに確定することが難しいかなというふうに考えています。

議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

11番（今村辰義君） わかりました。

推測でお話しするというのは、余りよくないと思うのです。だから、しっかりと確認して、もし、画像が乱れた場合はどうするかと。実際に映る83%というのは、旭川方向にアンテナを向けているわけですよ。だから映るわけですよ。それを取り外さなければいけないのか、あるいは、上富と中富だけでも干渉する可能性があるのであれば、しっかりと確認して、こういう可能性があるというのを町民に知らせる必要があると思うのです。そういうことに対する考えはどうか。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 11番今村議員の御質問にお答えを申し上げます。

工事につきましては、来年5月以降、工事着手する予定だというふうに聞いてございますし、また、完了が9月ぐらいをめどということになってございますので、その前には広報、あるいは防災無線等で周知を図ろうというふうに考えていますが、その時点で議員おっしゃるような、もしもトラブルの可能性のあるものについて、列記をするなり、お知らせをするなり、また、問い合わせ先等も十分周知をしたいと思っておりますし、また、その前に、いわゆる技術的な可能性のある障害についても、TVHのほうに事前に確認をしたいというふうに考えてございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 今回の農業災害について、利子補給がされるという形となっております。

近年、町の説明でも、共済等には、ことしは7割ぐらい加入されているかというふうな話もされておりました。総額で1億5,000万円ぐらいの予定だという話であります。補給の内容を聞きますと。それで、借りるということになれば審査等が当然入ってくるかというふうに思います。経営の状況も見ながら借りられるか、借りられないかというのも判断材料の一つになるかというふうに思います



が、経営が大変厳しいという状況の中で、多くの方が利用してほしいという思いからこういう予算が形状されたかというふうに思いますが、この点、審査に当たって、全くだめだということにはならない部分もあるのかと思いましたが、なるべく審査基準に合致するかどうかというボーダーライン層の方もたくさんいるのだらうと思いますが、そこら辺の判断はどういうふうになるのか、1点お伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 4番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議員御承知のように、大変大きな被害の中で、最終的に資金として活用しようとしているのが、今、議員おっしゃるように約1億5,000万円程度というふうに想定をしております。

そうした中で、JA上富良野支所を通した形の中でそれぞれ資金を借りるわけですけれども、審査についてはJA上富良野支所の基準においてそれぞれ審査をしていただいて、経営状況等々をかんがみながら資金融資ができる、できないの判断もしていただくというふうに考えてございます。

私どものほうでも、当然、個人の内容等については掌握できてございません。ただ、農協さんについては、そういう部分も含めて掌握していただきながら審査をしていただいた形の中で資金の融資等を図っていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 大変申しわけないのですが、それ以外で質問する部分があったのを漏らしたので、学校の耐震化のことについて、西小学校の体育館の補正予算が行われて、実施設計等が行われました。来年度から恐らく建設が始まるかというふうに思いますが、大規模改修になるということではありますが、あわせて、いわゆる体育館内の音響等が相当古くなっている部分があるかというふうに思っています。西小学校の体育館の話なのですが、そういった部分もあわせて補正するというような、そういう形にもなるのかなというふうに思いますが、その点1点お伺いしておきます。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（服部久和君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

西小学校体育館の耐震改修に伴う放送設備等についての御質問だと思いますけれども、基本的には耐震化と老朽化という二つの観点で体育館の改修を考えております。その中で、学校現場のほうからは非常に古くなってきているので何とかならないかとい

うような要望も受けているところでありますが、使えるものは基本的に使っていきと。ただ、この機会ではないとなかなか更新もできないという状況もありますので、予算規模等を総合的に判断した中で放送施設の部分も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 14ページ、18ページに係る分収林の伐採の関係でお尋ねしたいと思えます。

歳入が600万8,000円、歳出が468万4,000円ということですが、この分収林の現行区分はどういうことになっているのでしょうか。

議長（西村昭教君） 中村議員、もうちょっと詳しく質問。現行区分という。

7番（中村有秀君） 現行区分は、水と土の保全林というのが一つ。それから、森林と人の共生林、もう一つは資源の循環利用林という、今、森林法の中ではこの三つの区分があって、これが前回、全員協議会で聞くと協議をしているということなので、今これがどの位置にこの分収林はなっているのかということをお聞きしたい。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきますが、今のところ私どものほうではまだ掌握してございませんので調査をさせていただいて、後ほど御返答させていただければと思えます。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 一応、森林法が改正になって、24年3月までそれぞれ市町村でやらなければならないということは決まっているのだから、僕は今の分収林の現行区分と、それからもう一つは、今、三つが五つになったのと、それから上乘せ部分とあるものですから、今後、伐採した後の植林をどういう位置づけで植林をしていくかというようなことが本当は次の段階で聞きたかったのだけれども、恐らくそれも検討中だと思いますけれども、どの程度の形で進めていくかということを確認したいと思って質問しましたので。

議長（西村昭教君） 後ほど答弁をいただくということで、御了解をいただきたいと思えます。

ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 38ページです。産業振興課の商工観光班、観光客誘致事業の関係で、原材料費、四季彩まつり臨時駐車場整備用資材ということ

で、これは以前の予算書等にはなくて、今年度38万円が計上されております。したがって、今、30万3,000円が不用額ということで、79.7%があります。非常に大きな金額がこういう形であれされたのは、言うなれば予算の段階で適切なあれでなかったのか。それともう一つは、何かの要因があったのか、その点を確認したいと思いますが。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

この四季彩まつりの臨時駐車場の整備用資材ということで、もともと砂利等を予定してございました。

議員も御承知のとおり、国有地を借りた形の中で臨時駐車場として設定をしております。その際、前日の雨だとかそういう状況に対応して、一応、砂利や何かも用意をしております。ただ、整備をする際において、土地を管理してございます駐屯地のほうからも、余り現況から砂利を多く入れても困るということも含めて注意事項もございました。そういう意味も含めて、最低限の資材を使った形の中で整備をさせていただいた結果ということで、今回、使わないで済んだという状況に至っております。

たまたま天候も、昨年は前日雨で大変ぬかるみ等が発生した部分もあったのですけれども、ことしについては天候にも恵まれたということもありまして、今回こういう形として調整をさせていただいております。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） そういうことであれば、それは事前に察知ができなかったのかなという感じは受けるのです、我々としては。この前、課長会議の時に副町長が、24年度予算は、実際に剰余金为例年億単位でお金が残っているという経過の中で、きちんと予算要求を実態に合った形にしろという形で課長会議で副町長が話されているのですけれども、現実こういう形でいくと、例えば、バス借上げについても50万円が13万2,000円残ったということで、4分の1、26.4%も残っているという。これもそれぞれ要素があると思いますけれども、使用する前にきちんと検討した中で予算計上をしていかないと、こういう形が出てくるおそれがあるのかなという、今回ちょっと特徴的なところだけとらえてあれしたのですけれども、十分、今後の取り組みに注意をしていただきたいということを感じましたので。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第4 議案第2号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第2号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、国保基盤安定負担金及び国保財政安定化支援事業繰入額が確定したこと並びに人事異動及び人事院勧告に伴い職員給与費等が減額したことから、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、一般被保険者及び退職被保険者分高額療養費が増加したこと並びに人事異動及び人事院勧告に伴い職員給与費等が減額したことから、所要の補正をするものであります。

また、収支の差額につきましては、予備費を充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成23年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,281万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,555万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の

みを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款繰入金、1,281万3,000円の減。

歳入補正合計は、1,281万3,000円の減であります。

2、歳出。

1款総務費、72万4,000円の減。

2款保険給付費、540万円。

11款予備費、1,748万9,000円の減。

歳出補正合計は、1,281万3,000円の減であります。

以上で、議案第2号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第3号

議長（西村昭教君） 日程第5 議案第3号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第3号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金及び平成22年度後期高齢者医療広域連合事務費負担金が確定したことから、繰入金の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、歳入補正をしました相当額について、広域連合納付金の補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につ

きましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億163万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金、19万8,000円。

歳入補正合計は、19万8,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金、19万8,000円。

歳出補正合計は、19万8,000円であります。

以上で、議案第3号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第4号

議長（西村昭教君） 日程第6 議案第4号平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第

3号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(坂弥雅彦君) ただいま上程されました議案第4号平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を申し上げます。

職員給与条例の改正に伴う給与改定に伴う一般会計からの繰入金金の減額と歳出の総務費地域支援事業費の対象職員の人件費の組みかえで、歳入歳出既決予算額からそれぞれ8万8,000円を減額し、予算総額を7億9,613万7,000円にしようとするものでございます。

以下、議案を朗読し説明いたします。

なお、事項別明細書以後の説明は省略いたしますので御了承賜ります。

議案第4号平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

平成23年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,613万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

補正額のみ説明いたします。

7款繰入金、8万8,000円の減。

2、歳出。

1款総務費、248万3,000円の減。

3款地域支援事業費、239万5,000円。

歳出合計で、8万8,000円の減額となっております。

以上、議案第4号平成23年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただき、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第5号

議長(西村昭教君) 日程第7 議案第5号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長(大場富蔵君) ただいま上程いただきました議案第5号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、スプリングラー設備新設事業に地域づくり総合交付金が認められたことによりまして、道支出金の計上でございます。また、このことによりまして、当初、事業費全額を地方債で賅うこととしておりましたので、地方債の変更となるものでございます。

2点目は、債務負担行為の対象事業であります介護業務支援システム導入並びにスーパー次亜水生生成機等導入の2事業の事業費が確定したことから、限度額の変更をしようとするものでございます。

3点目は、人事院勧告に伴う職員給与費の減額補正でございます。

4点目は、ラベンダーハイツ開設以来、丸27年を経過し、施設設備等の長期使用による老朽化により、高圧ケーブル等の取りかえ修理、特殊浴槽加圧ポンプ取りかえ修理、衛生暖房設備のふぐあい緊急対応修理等大きな金額を要する修繕が相次いだことから、既存の修繕費が底をついた状況となっており、12月から来年3月までの分として修繕費の増額をお願いするものでございます。

今後、施設の管理につきましては、心配される箇所のチェックを小まめに行っていく所存でありますので、よろしく願いをいたします。

5点目は、ラベンダーハイツ施設整備基金からの繰入金を財源とした介護ベッド購入並びにスプリングラー新設工事設計委託料の事業費確定によりまして執行残を減額するとともに、それに見合う基金繰入額を減額しようとするものでございます。

以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみ説明をし、予算の事項別明細書以下につきま

しては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第5号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)。

平成23年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,154万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

(債務負担行為の補正)。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正による。

(地方債の補正)。

第3条地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金、100万円の減。

8款町債、2,420万円の減。

9款道支出金、2,270万円。

歳入補正額の合計は、250万円の減となります。

2、歳出。

1款総務費、135万7,000円。

2款サービス事業費、89万円の減。

3款施設整備費、16万5,000円の減。

6款予備費、280万2,000円の減。

歳出予算の補正額の合計は、250万円の減でございます。

2ページに移ります。

第2表、債務負担行為補正。

(1)変更。

補正後の限度額のみ申し上げます。

介護業務支援システム導入(平成23年度)、589万3,000円。

スーパー次亜水生成機等導入(平成23年度)、301万3,000円。

第3表、地方債補正。

これにつきましても、補正後の限度額のみ申し上げます。

介護サービス施設整備事業、2,280万円。

これもちまして、議案第5号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番金子益三君。

5番(金子益三君) 8ページの総務費に係ることでお伺いしたいのですが、先ほど修繕費が底をついて150万円ほど補正をするということになっております。

ただいま、所長のほうから修繕する箇所について説明があったのですが、その他の部分で相当施設も老朽化が進んでいると思われるのですが、計画的にとか抜本的に変えなければならないところのリストみたいなものはもうつくっていらっしゃいますか。

議長(西村昭教君) ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長(大場富蔵君) 5番金子議員の御質問にお答えをいたします。

施設の老朽化に伴いまして、計画的な修理と申しますか、これらの計画を持っているかということでございますが、毎年つくっております総合計画の3カ年の実施計画、それに直接乗っているのは3カ年分でございますけれども、それ以後の部分につきましても、例えば、給排水設備の関係だとかそういうものについては何年度ごろを予定しているというような形で、一応の計画は持っているところでございます。

以上です。

議長(西村昭教君) 5番金子益三君。

5番(金子益三君) やはり施設の特色上というか、入居されている方が介護度が高くて高齢者の方が多いものですから、修繕するものですとか、箇所によっては万が一の入所されている方の生命にかかわるような部分とかというものが出てくると思いません。

大事に使うことはもちろん大切なのですが、懸念される部分に関してはしっかりと直していただくような計画を立てていただきたいと思えます。その辺の対応についても、どのようになっているか教えてください。

議長(西村昭教君) ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長(大場富蔵君) 5番金子議員の再度の御質問にお答えをいたします。

何といっても入所の施設でございますので、そこを利用されている方の生命にかかわるものにつきましては十分意を用いて、危険を伴うものにつきましてはしっかりと事前に修理等をこれから十分に計画を練っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） それでは、先ほど中村議員のほうから御質問のありました件につきまして、準備ができましたので答弁いたさせます。

産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 7番中村議員の先ほどの森林の区分等のお話の質問についてお答えをさせていただきます。

施業計画の中でのそれぞれの森林の区分がございます。水道保全林、それから森林と人との共生林、資源の循環利用林等々それぞれの利用目的を持った形の中での区分づけがされている中、町有林については木材を安定的・効率的に生産する機能という形の中で、自然の循環利用林という位置づけをされるという、まだ正式な計画自体ができていないものですから、ただ、位置づけとしてはそちらに入るのはないかというふうにとらえているところでございます。

また、その後の計画につきましても、24年度、25年度でそれぞれ植林を計画しているところであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 順番を間違えて申しわけありません。

それでは、ラベンダーハイツの会計補正予算について戻りたいと思います。申しわけありません。

ほかに質問ございませんか。

4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 今後、修繕等の費用がかさむということになれば、基金の取り崩し等が実際行われています。現在高で見ますと1,082万円でしょうか、なっておりますが、今後の計画を見ましたら、大体合計で約1,800万円かかるという形になっております。そうしますと、一定の収益が上がらないと、それを補うことができないという形になっております。

ラベンダーハイツについては、基本的には自賄いという形にはなっておりますが、公の施設でありますから、当然こういう設備の維持をするということになれば、一般会計からの繰り入れもなくてはならない実情があるというふうに思いますが、この点はきちんと町との対応の中ではされる必要があると思っておりますが、当然そういう話もしているかというふうに思いますが、この点お伺いしたいと思っております。

議長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 4番米沢議員の御質問にお答えをいたします。

議員御質問のとおり、年々基金の残高も減ってきている状況でございます。今後、収益をできるだけ上げて、そして、その中から基金の積み立てをしていきたいというふうには思っておりますけれども、十分な収益が上がらない場合には、議員御指摘のような状況も心配されるところでございます。

このことにつきましては、今、10カ年ぐらいの長期収支の見込みですが、これをつくりながら理事者と協議をしてみたいというふうに思っているところでございまして、まだ試算の段階でございますので協議までは至っておりませんが、そのようなことで今後に備えて十分な協議を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第6号

議長（西村昭教君） 日程第8 議案第6号平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第6号平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳入では、平成22年度決算による消費税の確定還付と年度内事業量の確定や人件費減による一般会計からの繰入金金の減額を合わせて542万5,000円を減額するものとなっております。

歳出では、管理費において給与改正と人事異動による職員給与費の減と消費税の精算による減について、合わせて518万円を減額。また、事業費では、事業量確定などによる精査増減の結果として24万5,000円を減額するもので、一部財源の組

みかえを伴う総額542万5,000円を減額するものとなっております。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第6号平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成23年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ542万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,203万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをごらんください。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金、635万円の減。

6款諸収入、92万5,000円。

歳入合計、542万5,000円の減。

2ページへ参ります。

2、歳出。

1款下水道事業費、542万5,000円の減。

歳出合計、542万5,000円の減となっております。

次ページ以降、事項別明細につきましては御高覧いただいていることから、説明を割愛させていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議長(西村昭教君) 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

日程第9 議案第7号

議長(西村昭教君) 日程第9 議案第7号平成23年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(北向一博君) ただいま上程されました議案第7号平成23年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)の補正の要旨につきまして御説明申し上げます。

歳出において、給与改正などに伴う職員給与5万5,000円を減額し、同額を予備費に充てる内容となっており、総予算の増減は伴わない内容となっております。

以下、議案の朗読をもって説明いたします。

議案第7号平成23年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)。

第1条、平成23年度上富良野町の水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収支及び支出)。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正額のみを申し上げます。

支出第1款第1項営業費用、5万5,000円の減。

第1款第4項予備費、5万5,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第3条、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費5万5,000円の減。

次ページ以降につきましては、さきに御高覧いただいていることから説明を割愛させていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第8号

議長(西村昭教君) 日程第10 議案第8号平成23年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長(松田宏二君) ただいま上程されました議案第8号上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、三つの要素で構成されておりまして、1点目は、本年の人事院勧告に基づきまして給料と手当を減額するもので、収益的支出の医業費用と老人保健施設事業費用の給与費からそれぞれ所要額を減額するもので、減額総額は53万2,000円であります。

また、減額する全額につきましては予備費に計上し、今後に備えようとするものであります。

2点目は、医事コンピューター更新事業や医師住宅新築事業などの事業費の確定に伴い、資本的収入及び支出におきまして、収入では出資金などの財源調整を図るとともに、支出では建設改良費の関係科目からそれぞれ不用となる額を減額するものであります。

3点目は、御寄附を8件、50万5,000円をいただいておりますので、寄附者の御趣旨に添いまして備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し説明とさせていただきます。

議案第8号平成23年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)。

(総則)。

第1条、平成23年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第1款病院事業費用、補正予定額ゼロ円。

第1項医業費用、44万5,000円の減。

第3項老人保健施設事業費用、8万7,000円の減。

第5項予備費、53万2,000円。

(資本的収入及び支出)。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額141万1,000円の減。

第1項出資金、1万6,000円の減。

第3項企業債、190万円の減。

第4項寄附金、50万5,000円。

支出。

第1款資本的支出、141万1,000円の減。

第2項建設改良費、141万1,000円の減。

(企業債)。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(1)変更。

これにつきましては、事業費の確定に伴い限度額を減額変更するものであります。

以下、起債の目的及び補正後の限度額のみ申し上げます。

起債の目的。

医事コンピューター購入事業、補正後1,310万円。

医師住宅新築工事、2,490万円。

次のページをお開きください。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、補正予定額53万2,000円の減。

なお、1ページ以降につきましては御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号平成23年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑終了といたします。



討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第9号

議長(西村昭教君) 日程第11 議案第9号上富良野町農業情報センター条例を廃止する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長(前田 満君) ただいま上程されました議案第9号上富良野町農業情報センター条例を廃止する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、本町の農業振興及び農家の経営安定を図るため、上富良野町農業情報センターをふらの農業協同組合上富良野支所に設置し、施設の設置及び管理運営について必要な事項を定めるため、平成7年に制定されたものであります。

本センターにおける農業情報システムは、平成18年度からJ Aふらのファクスシステムに移行され、実質的な稼働は平成18年度をもって終了していただいておりますが、開設当時の国の農業生産体制強化総合推進対策事業により補助を受けて購入した備品の処分制限期間を、平成23年3月をもって終了したことから、当該条例を廃止しようとするものであります。

以下、議案の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

議案第9号上富良野町農業情報センター条例を廃止する条例。

上富良野町農業情報センター条例(平成7年上富良野町条例第13号)は、廃止する。

附則。

(施行期日)。

1、この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)。

2、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年上富良野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中、「農業振興審議会委員」、「農業情報センター運営協議会委員」、「観光開発審議会委員」を「農業振興審議会委員」、「観光開発審議会委員」に改める。

以上で、議案第9号上富良野町農業情報センター条例を廃止する条例についての提案説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第10号

議長(西村昭教君) 日程第12 議案第10号日の出公園施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(北向一博君) ただいま上程いただきました議案第10号日の出公園施設の指定管理者の指定につきまして、提案に至る経過をあわせて御説明申し上げます。

公の施設であります、日の出公園施設、吹上温泉保養センター、上富良野町パークゴルフ場の3施設の管理運営につきましては、上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例及び同条例施行規則の規定に基づき、平成18年4月から3カ年について第1期、続く平成20年4月から本年度末の第2期について、それぞれ指定管理者により運営を行っておりますが、現行期間の満了に伴う平成24年4月からの第3期について、後継の指定管理者を指定しようとするものです。

他の市町村の指定管理状況や長期継続契約制度の運用状況を調査したところ、期間が過去の3年間から現在は5年間へと中軸が移行していること。また、本町での制度が一定の成熟を見たことや指定管理者の経営安定と受託業務を担う継続雇用環境の醸成のため、次期指定期間については5年間とするよう制度改正を行っております。

本年10月7日から11月10日の1カ月間を期間として公募したところでありますが、当該日の出公園施設については、結果として現在の指定管理者

と同じ株式会社上富良野振興公社 1 社のみの応募となりました。このため、当該事業者の適正の有無を観点として指定管理者の指定手続条例施行規則に基づく 3 回の選定委員会を開き候補者が選定されたので、同事業者を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し提案の説明とさせていただきます。

議案第 10 号日の出公園施設の指定管理者の指定について。

日の出公園施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地。

(1) 名称、日の出公園施設。内訳として、日の出公園、日の出公園オートキャンプ場、上富良野町菅スキーリフト。

(2) 所在地、空知郡上富良野町東 1 線北 27 号。

2、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地。

(1) 団体名、株式会社上富良野振興公社。

(2) 代表者、代表取締役田浦孝道。

(3) 所在地、上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号。

3、指定の期間。

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで。

以上、議案第 10 号日の出公園施設の指定管理者の指定についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3 番村上和子君。

3 番（村上和子君） ちょっと確認させていただきたいのですが、期間を 3 年から 5 年にしましたので、私は少し長いのではないかと思いますけれども、5 年でありますとも毎年 1 年ごとに事業報告を提出してもらって、そしてそれにしっかり評価をしていただいで、もし、この 5 年間の間にふさわしくない行為があれば、これは解除するというのもあり得ると、こういうふうには判断してよろしいでしょうか、お尋ねします。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 3 番村上議員の御

質問にお答えいたします。

指定期間を 5 年とするということで、現行の 3 年から長くなります。当然に期間が長くなると、先ほど御説明申し上げたとおり、経営に当たります安定性が高まります。それと同時に、積極的に投資的経営を行うということで、過去 3 年間では成果があらわれ切れないという部分がありまして、今回、5 年に延ばすという趣旨はそこにも含まれております。

期間が長いということで、この経営努力がかなわず、途中で何らかの自的的な要因で継続できない場合がありますことも考慮されることから、契約書に当たります協定書を取り交わすこととなりますけれども、その条項として、途中で事故あるような場合については指定を取り消すという条件を付してございます。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7 番中村有秀君。

7 番（中村有秀君） 何点が質問させていただきたいと思います。

一つは、指定の期間です。3 年から 5 年ということで、課長の考え方はわかりますけれども、ある一方で、長ければ競争原理が出てこないという状況も出てくるかなと。結局、ぬるま湯にはまったままやっていたらというような感じが、今回、自己評価の報告を見ても、何力所か空欄でありながら点数が入っていると、何の理由でやられるのかというのが、特にパークゴルフの関係ではありますけれども。

それで、公募する段階で、5 年間議会の議決ということは入っています。しかし、公募の申請書類の収支計画書、それから自主事業の計画書も各年度別でとっています。そうすると、それは 5 年の中ということで、議会の議決は要するけれどもというただし書きはあるけれども、あくまで 5 年ありきでそういう申請を受け付けているのかということで確認をしたいのですが。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 7 番中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

今回、公募の条件に、当然、申請してくる側が 3 年なのか 5 年なのか、事前に承知をしておかなければなりませんので、今回は 5 年の指定管理を行いますという条件を付しての公募を行ったところであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

7 番（中村有秀君） 場合によっては、議会の議

決で3年ということもあり得るといことで考えていいということで、私、理解しているのです。そういうことでもよしいということですか。議決ということですから。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 7番中村議員の御質問でございますが、先ほど申し上げましたように公募の条件が5年の条件でございますので、申請をされた事業者さんは5年のつもりで計画書を提出された。それに基づいて、選定委員会で選定を行ったという経過でございますので、議会で議決が必要となりますので、議会のほうで5年は長すぎるという形で議決がいただけなかった場合には協定はしませんという状況に付してございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 指定管理の選定委員の関係でお尋ねしますけれども、第6条の中に入っていないけれども、第6条の3項に専門家を入れる、もしくは第三者のあれを入れるというようなことが公正を確保する必要があるときは、一般有識者を入れるというような項目があります。私は、ずっと過去3年、3年の実態を評価書を見てきましたら、十分選定委員の意思が現状を確認した上でということとは若干離れている面があるのです。そうすると、この選定委員を入れることの条文がある以上、それについては今後考える余地があるかどうかということ、それからもう一つは、法令遵守ということで、労働条件や何かはどうか、言うなれば労働法的な形で違反をしていないかということで、それらも審査項目、それから協定の中に入れていくべきではないかというようなこと。

それから、ここをずっと見ましたら同じ項目なのです。ということは、もう一つ、審査項目、これをもうちょっと現状に合うような形に直していかなければならないのではないかと。それと、もう1点は自己評価の関係。先ほど申し上げたけれども、空欄で4点だとか入って、何をやって4点なのかということがパークゴルフ場でもあるのですけれども、そういう点で、選定委員の皆さん方は自己評価表をきちんと見て、不足のところはどうかだということの指摘をするようなことをしていかないと、単なる自己評価表が出てきたからということで、それに基づいてやっているような感じが受けます。したがって、それはどうかということでお聞きしたいのと、それから今回、指定管理が3件出ていますけれども、その中で、今回、5年の計画の中で町の委託料は何ぼだということが出てきていると思うのです。当然、収支計画書が出ているのですから。

その中身について、とりあえず今、日の出公園の関係について教えていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 7番中村議員の御質問のうち、委託料の件のみまず申し上げます。

指定管理期間が現状3年、次回が5年ということで年間変動がございますので、1年あたりの平均値という数字で申し上げたいと思います。

現行の21、22、23年度の平均値といたしまして年間2,690万5,000円、次期の5年間につきましては、5年間の平均値で2,575万6,000円となっております。これは、事前の募集時点で十分な協議を行っておりまして、費用低減を図るように計画を立ててくれという申し出をしております。この結果、平均値で114万9,000円減額になっておりまして、一定の評価はしてございません。

以上です。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 中村議員のその他の質問につきましては、この選定委員会の委員長であります総務課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1件目の条例にも規定をしておりますが、専門家、あるいは学識経験者の委員を配置してはという御意見かと思ます。この3施設につきましては、指定管理者6年を迎えようとはしますが、その以前から、施設を委託事業としてしている経験がその前にも相当数ございます。いわゆる一般的な施設管理に関する部分でございますので、専門家、学識経験者等は入れておりませんが、ここの条例で規定をしているのは特殊なもの、町で言いますと介護施設ですとかその他特殊な要因が多いようなものについて、これらの学識経験者等の配置ができるように規定を設けているものでありますので、今回この3施設についてはこれらの委員を入れていなかったということでございます。

今後、指定管理の施設をどのように追加していくか、これからも不断の見直しをする必要があると思っておりますので、その場合には今後も入れる可能性は当然でございますことを御理解いただきたいと思ます。

また、法定遵守の関係ですが、これにつきましては、いわゆる雇用にかかわります部分につきましては労働基準法を遵守することは事業者として当然であります。そのほかに施設ごとに資格を有しなければ扱いができないものもありますので、これらについては仕様書等で明らかにうたいながら、その後、所管でそれぞれチェックもしているところであ

ります。

また、自己評価の関係ですが、これはルールとして1年ごとにそれぞれその年度の自己評価をするようにルール化してございます。当然、受けているほうはやっているというアピールも含めて評価をしてくことも多々あるかと思いますが、それらにつきましては所管課で十分その年度ごとに自己評価をチェックしながら、実態と合うのかどうなのか、これらのチェックもしているところであります。

また、指定管理者の選定の項目であります。これらにつきましては、私ども委員会としてもどのような項目をしっかりとチェックするべきかというのは、いつも議論のなるところであります。これらにつきましては、もちろん固定しているわけではありませんで、今後もそれら実態に合うように随時見直しを図っていききたいというふうに考えています。ただ、答えのないものを委員が主観的に考えながら点数を、3点、4点というふうに入れていきますので、個々のとらえ方も当然委員の中にはございますので、できるだけ実態に合った評価をどのようにしたらいいのかということは、今後もぜひ委員会の中で勉強もしていききたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） 日の出公園の運営管理で、例えばこの評価の中で駐車場が狭いというような内容の回答が寄せられております。こういった場合は、自前で指定管理を受けた側がどうしても整備ができない、当然、行政側がこれを整備しなければならないという問題等もあると思うのですが、そういった場合は、その評価としては4程度になっているのでしょうか、そういった来客に対する対応等の仕方等においても、今後、行政側がきちんと整備してあげなければならない部分だというものも改善すべき内容だとは思いますが、こういった問題についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

もう一つは、雇用を安定的に、経営を安定的にするということで、雇用形態についてお伺いいたしますが、各施設の雇用形態はどういう、いわゆる職員採用時において、単年度、単年度の雇用計画になっている部分もあるのかなというふうに思いますが、各施設の実態等はどうかお伺いいたします。

もう一つは、公園管理で言えばシー・エス・ティなどに管理を委託している部分がありますよね。こういった場合は、聞きますと、報酬がシー・エス・ティ側ですから、そこまでは会社が管理するかどうか

は別な問題になるかと思いますが、規則どおりに、算定したとおりに賃金が払われているかどうかという、こういう疑問なども出るのですが、こういった実態等は調べているのかどうなのかです。

もう一つ伺いたいのは、こういう公社の指定管理というのは、採算性をモットーにしている一方、求められるのは公の施設ですから、公の施設に合った運営の仕方と同時に利用者の要望にこたえるということが基本になるかというふうに思いますが、やはりこういう方針でいくと矛盾が出てくるのだらうと思うのですよ。一方で、公の要望にこたえとすれば行って整備をしなければならない。だけれども、経費の節減という形をとれば、やはりそこまではできないというふた通りの相反する指定管理というのはつきまとうというふうに思うのですが、そういう中で指定された業者が自主運営をしようと思っても、枠があってなかなか思うようにできないというのが、そういった中でこういう5点、4点、3点、2点評価するとなると、相当無理もあるのではないかなというふうに思うのですが、この点をお伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

3点の御質問かなと思えます。1点目の駐車場の問題とか自己評価の面で指摘する改善事項が提案されてきております。例に挙げられたとおり、駐車場の問題とか、施設の改善・修繕が必要だというような提案もいただいております。これは、当然にこちらで受けとめておりまして、それぞれ改善の方途を持って計画的に当たっております。この指定管理業務の中で指定管理者みずからが行える範囲、維持・修繕部分を超えるものについては、町が直轄で事業化して進めてございます。

2点目の雇用関係の話かなと思えますけれども、現実的には、この指定管理業務の中には、時期的・季節的なもの、短期集中型の業務、それから通年型の業務と多種多様な業務が含まれてございます。例えば、公園芝の管理みたいなものにつきましては夏場だけの業務になりますので、こういう部分につきましては季節の単年度、期間を限定した雇用となっております。そのほかに、通年を管理いたします通年業務につきましては継続、基本的には今後5年間の期間になりますので、5年間について安定的な雇用環境をつくっていただきたいということで申し上げているところでございます。

ただ、指定管理者みずからの経営の内容にまで深く入り込むわけにまいりませんので、基本的な事項としてお願いということで申し述べておきます。

それから、3点目の公の施設としての機能につきまして、経費削減と公の施設のサービス向上というものは相反する部分があるのではないかというお話でございますけれども、実際にはそういう面もございます。ただ、行政が行う場合につきましては、柔軟な予算の執行というのが予算組みの仕組み上、なかなか難しいところがございます。ただ、民間の場合につきましては、極めて柔軟に即時対応していけるというサービスの即時性の向上が非常に大きくあらわれると思っております。特に、お客様を迎える、心地よく御利用いただくという面では、不備があった場合につきましてはすぐ改善するということが可能かと思えます。当然にお金が伴ってもすぐ対応できるという、この点が非常に指定管理者のメリットとしてつかんでおります。

以上です。

議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

4番（米沢義英君） いずれにしましても、指定管理者という形で受け入れたとすれば、そこに対する指導というものも、確かに手を入れてやるというわけにはいきませんが、規制違反した問題については行政が指導するだとか、当然これはあってしかるべきだと思います。

例えば、公園などで言えば、トイレの数が少ないだとか時期になったらいろいろあります。そういう問題も含めた中で、公の公園としての機能と役割を果たすということであれば、そういった行政側の、当然こちらは負担になりますから、そういったものも一緒にあわせて改善していかなければ、指定された業者にとってもなかなか歯がゆいところが当然あるわけですから、財政の範囲でどれだけできるかどうかというのはあるけれども、しかし、そういったものは素早く対処しないと、一方で指定はしたけれども自主任せで財政の範囲でやりなさいという、投げてそのままというわけにもいきませんので、やはり行政が指定管理者から要望が出てきたら、それをいつまでに改善するのかということも含めた計画を持たないと生きてこない話なのです、こういうのは、どちらかが遮断してしまったらだめですから、そういったものについては今後速やかに財政事情もあるかもしれませんが、対処されるのかどうか、駐車場も含めてなのですが、伺いたいと思いません。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 4番米沢議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

指定管理者制度は、今、総務課長が申し上げましたように、従前の委託管理制度と違いますので、あ

くまでも事業者が見込めるであろう収入に費用をどう組み立てるかということ、大ざっぱに言うとフリーハンドで決めますので、賃金の発生から何から委託をするというその仕様を決めて、町の費用を使うということよりは逆提案みたいな形になりますので、その辺は御理解していただいていると思いますので、ひとつその点も含めてよろしくお願ひしたいと思えます。

施設についても、この制度そのものは、今、現存している管理を受けるべき施設の果たすであろう機能を最大限利用してサービスの向上につなぐという、そういう制度でございますので、議員が御懸念の施設が足りないというものについては、やはり町が適時適切にやるかどうか、そういうことを町が大きな課題として抱えていることでございますので、今申し上げられるようなそこを優先してやるかどうかについては、全体の中で総合的に判断しなければなりませんが、町長が言っている地域の活性化という観点からすると、ある意味では喫緊の課題だというふうに認識してございますし、この辺はそれぞれケースごとに判断しながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第13 議案第11号

議長（西村昭教君） 日程第13 議案第11号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（前田 満君） ただいま上程されました議案第11号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者による指定管理運営の経過等に関しましては、議案第10号の日の出公園施設の指定管理の指定についての提案説明と重複いたしますので、説明を省かせていただきます。

当該、吹上温泉保養センターにつきましては、2事業者が応募者説明会及び現地説明に出席いただきましたが、結果としまして、現在の指定管理者である株式会社上富良野振興公社1社の応募であったことから、日の出公園施設と同じように当該事業者の適正の有無を観点として、指定管理者の指定手続条例施行規則に基づく3回の選定委員会を開き、候補者が選定されましたので、同事業者を指定管理者として指定しようとするものであります。

以下、議案を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第11号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定について。

吹上温泉保養センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地。

(1) 名称、吹上温泉保養センター。

(2) 所在地、空知郡上富良野町国有林上川南部森林管理署425林班及び426林班。

2、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地。

(1) 団体名、株式会社上富良野振興公社。

(2) 代表者、代表取締役田浦孝道。

(3) 所在地、上富良野町大町2丁目2番11号。

3、指定の期間。

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。

以上で、議案第11号吹上温泉保養センターの指定管理者の指定についての提案説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番中村有秀君。

7番(中村有秀君) 日の出公園のことも若干関連しますけれども、委託料ということで、どういう形で収支計画書の中で指定管理者として申請した人が出しているのかということが第1点。

それから、次に、この自己評価書の調書の21年、22年を見ますと、例えば職員の配置、21年度は正職員4名が6月、7月に定年を迎え、後、臨時で再雇用職員2名、臨時6名で経費を節減したということで5点の評価をしております。それから、

施設運営の関係で、年間の実施事業ということで、8月の夏まつり、3月に雪まつりということで、これは私、この自己評価は4点だけれども、実質的に5点の評価があるのではないかという感じを受けています。

次に、平成22年度へ行くと、職員配置で退職をした人を再雇用してあげたということですが、22年度の職員配置については2点なのです。現在、正職員が1名で再雇用制度から臨時職員で対応しているが、責任関係から今後検討ということでございますけれども、これらについて、計画書の中ではどういう形で出てきているのかなという感じがします。

それと、利用者等の要望の把握と実現策について、平成22年度の中で5点になっております。この中で、利用者の意見というようなことで意見箱を設置し、できることは即実行ということなのですが、この中で意見箱に入ったものを所管のところでどう把握しているか、もし改善されればどういう内容かというようなことを、例えばきのうの一般質問の中でも、女子の洗い場が少ないというようなこともこの中で出ているのかどうかということを含めて確認したいと思います。

議長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(前田 満君) 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、委託料の関連でございますけれども、一応5年間で約1,500万円超えでございます。年平均ではございますけれども、310万円前後の委託料の見込みをしているところであります。

それから、次に評価等についての御意見でございます。職員についても、今後のこの5年間で、今現在は施設長1人が正規職員でありまして、あと残りは臨時職員、議員御指摘のとおり定年を迎えただ中で再雇用しながら雇用をしているところであります。その理由については、当然、業務の継続性も含めて経験者を必要としている中で今雇用をしているところでございます。

ただ、将来におきまして、これは公社とも協議を進めておりますけれども、正規職員1人で今後の体制自体が責任も含めてとれるのかどうか、当然、今後の検討材料としては必要になってくるということで、年度をどの時点でというのは確認してございませぬけれども、将来的に今雇用している臨時職員自体が高齢化していますので、退職時等々の職員間を含めて、今、検討していただいているという状況でございます。

自己評価等についてでございますけれども、もちろん議員御指摘のとおり、さまざまなイベントも組

み、集客に向けての努力はしてございます。例えば、白金温泉、十勝岳温泉の道道の早期開通に向けてはそういうイベントを組んだり、事業者としてさまざまな努力をしていただいておりますので、自己の評価でありますので、私のほうでこれが5点だねとか、4点だねとかという議論にはならないかと思えますけれども、努力していること自体は間違いないうことで御理解をいただければと思っております。

意見箱の関係、常時施設には意見箱を設置してございます。その中で、軽易なものについては、それぞれ施設で処理をしていただいております。ただ、お客さんからの苦情等々で、例えば施設に関すること等々がある場合は、当然、担当にも連絡をいただきながら対応策を図っているところであります。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 委託料が310万円前後ということで、私も計算してみました。18年から20年までは大体150万、150万、145万ということで445万円、平均で148万円。それから、21年度は突出しているのです、552万円、22年度396万円、23年度280万円と、平均すれば409万9,667円ということで、それから比べると5年間で、平均で310万円ということになると、相当節減等も求められるのかなという気がいたします。

しかし、そういうことで、振興公社の関係は事業報告ということで我々に出てくるのです。利用者がいろいろな形でわかるのですけれども、パークゴルフ場の関係は全然それらが関知しない部分がありますけれども、ただ、職員の配置について、21年は5点で22年が2点で非常に厳しい状況ということになると、この評価表に基づいて23年は具体的な体制ということをとらなければならぬし、今後、事業計画と実施事業の関係も当然出てまいりますので、それらも含めて振興公社にゆだねてはいるけれども、町の施設という立場で十分配慮した対処をしていかなければならないのではないかという気がいたしますので、その点もう一度確認したいと思えます。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、さまざまな管理体制も含めて課題として常日ごろから振興公社とは私どものほうで協議をさせていただいております。そうした中でも、23年度で即対応できるもの、あるいは長期計画を持ちながら対応しなければならないもの等々も位置づけしながらそれぞれ進めております。

また、先ほど副町長がお話ししましたように、大きな施設等の変更、そういう部分についても当然町がしなければならないものも含めて、計画を持ちながら今進めているところであります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第12号

議長（西村昭教君） 日程第14 議案第12号 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定についてにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者による管理運営の経過などに関しましては、さきの議案第10号及び議案第11号と重複いたしますので、説明を省かせていただきます。

当該ゴルフ場につきましては、現在の指定管理者であります株式会社シー・エス・ティ1社のみの応募となりました。このため、当該業者の適正の有無を観点として指定管理者の指定手続条例施行規則に基づく3回の選定委員会を開き候補者が選定されましたので、同事業者を指定管理者として指定しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第12号上富良野町パークゴルフ場の指定管理者の指定について。

上富良野町パークゴルフ場の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地。

（1）名称、上富良野町パークゴルフ場。

（2）所在地、空知郡上富良野町基線北27号。

2、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地。

(1) 団体名、株式会社シー・エス・ティ。

(2) 代表者、代表取締役藤岡末生。

(3) 所在地、上富良野町本町1丁目6番6号。

3、指定の期間。

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。

以上、議案第12号の提案説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番岩崎治男君。

9番(岩崎治男君) 上富良野町パークゴルフ場の指定管理者を指定する提案がございましたけれども、これにつきましては、今まで2期にわたる管理をしていただきながら、私もプレーヤーの1人としてこの日の出ゴルフ場を愛用させていただいておりましたけれども、おおむね適正に管理されているなという感じでここを利用させていただいているところでございます。

また、今回の指定につきましてもそういった中にございまして、指定することには何の疑問を持つものではございません。ただ、今回、5年間の契約ということでございますので少しお話をさせていただきたく思いますが、そして、これがこの指定管理者に伝わるように御意見を聞いて取りまとめていただきたいなというふうに思います。

それにつきましては、指定管理者の会社そのものはいいのですが、管理職員の資質といいますが、技能の関係をことを申し上げますけれども、やはりこれをやるには使用時間中の作業が目立つわけです。芝刈り、また水の散布などが、3コースあるわけですが、1コースを閉鎖して作業を行う場合があって、それらについては苦情が来るわけです。

町内の方はこれで理解できるのですが、町外から、上川管内、また空知のほうからもたくさんのプレーヤーが最盛期には来ております。そして、3コースを楽しんで帰ろうと思って入場券を買ってプレーをして3コース目に入ろうと思ったら、ここは作業中で今は芝刈り、また、水まきをしているから使用禁止なのですと言われて、3コースで遊びに来ているのに2コースしか遊べないで、使用券は個人券ですから1日300円です。町外は500円ですが、そういった券を十分に使用できないというようなことも苦情の一つですので、その管理の面で

そういうことなく、朝晩少し時間外になるかもしれませんが、3コースがどなたがいつ来ても利用できるような体系をとっていただきたいということです。

もう一つは、管理者の資質です。以前は植栽に明るい農業の経験のある方、農業と言ったら一概になりますけれども、作物の栽培に携われるような方がいたわけですが、現在はそういう方は余り見受けられないで、そういった関係で芝が乱立しているというようなことでございます。そういう芝管理というのは植栽、植えることも大切ですが、その芝を育てるということでは、日中、水まきをしていると。地面の温度が上がっているときに水をまいたら、作物はみんな枯れてしまうというのが作物栽培の原理なのですが、その原理を知らないで、暑いから水をまいているのだと堂々とやっている人がいるというようなことで苦情も来ております。そういうことの認識できる方をシー・エス・ティが指定するわけですから、そういう技能を持った方を採用してやっていただきたいと。これは、今提案された教育委員会のほうでこれらのことを伝えて、それに適した方を配置していただけるようお願いしたいと思います。それについて答弁を求めます。

議長(西村昭教君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(服部久和君) 9番岩崎議員の二つの質問についてお答えいたします。

1点目は、パークゴルフ場の3コースが常に使えるような管理をというお話かと思っておりますけれども、まず、そのことについては極力管理する時間を短く、すべてのコースが使えるよう、スピーディーにコースの整備を行うことによって、すべてのコースが使えるのではないかとということで、管理者であるシー・エス・ティのほうにもお話を教育委員会としてもさせていただいているところでございます。

ただ、基本的に管理する側のコストだとかという部分で、早朝からやることによる時間外、夜遅くやっても同じような時間外が発生すると。一定の町からの委託料プラス収入でやる中では、なかなか難しいのだということを聞いているところであります。

なお、町外からいらっしゃるお客さん、または町内のお客さんに対しまして、そのコースを使えないということを入場するときに、今、何番コースについては整備中だとか、そういう部分を小まめにお伝えして対応するように、シー・エス・ティのほうには伝えていただいております。

2点目の作業員の資質についてでございますけれども、これについては芝というデリケートなものを



扱っているということでございますので、技術的なものは当然知識として持ち得なければならないものと思います。

会社のほうに、それらの知識を十分研修するという意味も含めまして、今回、協定を結ぶ際にその旨については十分伝えたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 今のまとめたような意見が、このシー・エス・ティ、指定管理者に通じるように努力されることを期待して質問を終わります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） パークゴルフ場のシー・エス・ティの自己評価書でございますけれども、先ほどもちょっと言っていますけれども、平成21年度を見ると評価点数はそれぞれ入っているけれども、評価の意見、考え方、改善策等はないということなので、今後、この自己評価書は、そのシーズンが終わって30日以内ということでございますので、これらについては何もなくて4なのか、何もなくて5なのかということも含めて、十分指導を強めていただきたいと思っております。

それから、次に職員研修計画です。21年度も2点、22年度も2点ということで、あそこで働く人たちの研修等は十分ではないということをご自己評価書の調書に載っているもので、これらについては、23年度についてはどういう指導をされていたのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、次に22年度の中で、経理に3の施設の管理の経理についてということで、圏内障がい者等の5割減免等ということもございまして、これらは実数的にはどのぐらいの状態なのかということで確認をいたしたいと思います。

それから、4の施設の運営で、(4)の利用者のトラブル未然防止と対処についてということで4点、次年度の回数券有効期限を延長ということなのですが、これはどういう内容なのかということで確認をしたいと思います。

それからもう1点は、一応5年間ということで、21年、22年、23年は大体410万円前後でございますけれども、これらを含めて今回の委託料5年間の平均はどのぐらいのことになっているかということでお尋ねをします。

それから、今、同僚議員が芝管理が不適当ということでございますけれども、非常に貧乏草が生えてしまっているのです。もうどうにもならない状態です。ですから、芝を刈ればそのときは見えないけれども、すぐ出てきますので、これらの対処を除草

剤等も含めて何かしなければ、景観がいい、コースがいい、芝もいいという上富良野パークゴルフ場が非常に哀れな状態になっているので、これらの管理指導を徹底してほしいということと、それから、前回、全員協議会か、もしくは厚生文教で申し上げた、コース内の植栽等の管理が全くなっています。それこそ、足草が生えれば生える、そこへ人が通れば通った足跡がつく、樹木の周りの管理という剪定等も含めてなっていないので、これは何とか徹底してもらわないと、5年間またこのままいくのかということになってくると大変なので、今、3年、3年、6年やってこういう状況です。これからあと5年といったら、11年間こんな状況かということになりかねないので、その点も徹底をお願いをいたしたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（服部久和君） 7番中村議員からの御質問にお答えしたいと思います。

まず、自己評価の関係です。空白部分、点数があるにもかかわらず4点というものがついているのに、その理由がないと、空白であるという部分でありますけれども、これらについては自己評価する際に十分指導をして、そのようなことがないように進めたいと思っております。

ただ、見ていただいたらわかると思うのですが、21年度はそういう部分がありましたけれども、22年度においては、その部分については空白部分がない形で対応させていただいているところでございます。

それと、職員の研修計画でありますけれども、21年については全員が全く未実施であったと。指導したことによりまして、21年が未実施です、22年度も2点ということで続いているわけですが、受付の人間だけが研修に行けなかったということで、全員が行くというのがうちのほうでみずからやるということが基本標準ということですので、それで2点ということで、これについても改善するように伝えているところであります。23年度においては改善がされていると思っております。

利用者のトラブル未然防止と対処についてでありますけれども、こちらについては次年度、回数券有効期限を延長と、この意味はということですが、回数券につきましては単年度しか利用できないことになっておりました。利用者の方からいろいろな御意見をいただいて、何とか使えるようにならないかということで、シーズンが終わっても翌年で使いたいと、そういう要望にこたえるということで、この改善を図ったところでございます。

5年間の契約料の平均でありますけれども、基本的に平均で数字を持ってきていないのですけれども、応募していただいたときに相手のほうから出てきた委託の積算は、24年度410万円、以降、入場者が毎年5%程度減っているということで、その部分を増額という形で経費の積算が上がってきております。これについては、協定がこれからということで、もう既に一度打ち合わせをしているのですけれども、その中で協定を結ぶまでに金額的な部分は精査していく予定であります。基本的には、昨年度410万円の委託料ですので、それを越えることのないような形で相手に対して努力を求めていく予定であります。

それと、全体的に雑草が生えて足場の管理が十分ではないという御指摘をいただきました。これにつきましては、当然、適正な管理をしていただかなければならない部分ですので、指導を強化していきたいと思っております。

ただ、今年、前年と非常に雨が多くて、芝の管理をする上では非常に難しい天候であったということも御理解をいただきたいなと。草刈りをしようと思えば雨が降ってくるので、天気の良いときしか芝は刈れないけれども、無理してしけているときに芝を刈るというようなことで、非常に管理する側でも悪条件が多かったということも、その芝の管理全体に若干不手際が出てきたことかなと思っておりますので、その辺のところは御理解をいただきたいと思えます。

植栽の管理については、管理全体の中で当然指導をしていきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

7番（中村有秀君） 今、課長からそれぞれ御答弁をいただきました。

例えば、平成23年度の回数券は、24年度も使えるということなのか。ある面で、24年の5月までという人もいらっしゃるのです。その点は、24年度中は使えるということで理解をしていいのかということと、それから、委託料が大体昨年並みに410万円で、ただ、利用者減があればそれなりにある面で加味をするというのか。ただ、全国的に指定管理者制度の中で見ると、期間が長くなれば長くなるほど基本の協定書と、それから単年度ごとの年次協定書ということをつなぐ結び方がいいですよというような先進地の事例の中で出てきているので、特に今回5年というスパンと、今言う利用者減になるとその点を配慮するということになる、単なる全体の基本協定書の中でいいのかという心配があるのですけれども、基本的には5年ということになると、協定書と年次協定書と、ある面でやるべきでは

ないのか。

いずれにしても、今回のそれぞれの施設はみんなお客さんが来ることによって営業成績が上がる、下がるになってくるので、当然どこの施設も5年というスパンでどんどん下がっていったけれども、町からの委託料はということになってくる心配があるし、それが公の施設であれば、それがサービス低下につながる心配もあるものですから、その点の確認をいたしたいと思えます。

以上です。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（服部久和君） 7番中村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、回数券なのですけれども、これについては翌シーズンずっと使えるわけではなく、5月までということで若干使えるものがふえたという部分です。なぜそういうふうになったかといいますと、回数券なので必要以上に多く持つということがないだろうと。それで5月までに、シーズンが始まってから使ってもらえばいいなということで、そのような措置をしているところです。

それと、5年にしたことによります委託料の関係ですけれども、これについては議員おっしゃるとおり非常に収入のもとである入場者が減している状況を踏まえると、5年を想定すると非常に難しい部分があります。それで、若干担当と会社と打ち合わせしている部分では、収入の見込みがプラスマイナス5%だとか10%だとか、そういう一定の率が誤差として生じたときにどうするかという一文を入れるのも一つではないかと。議員おっしゃるようなやり方もあるでしょうし、初めからそういうやり方ではなく、率で誤差があったときにどうするというやり方も一つかなということで、今、検討をしております。

いずれにしても、その部分を適正に委託をして指定管理、管理状態をよくするというのであれば、やはりそういう部分も配慮していただかなければならないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） 今、いろいろな説明と質問がありました。これだけ素晴らしい施設をつくり、サービスを充実されて、利用者の料金を上げることも必要ではないかと思えますけれども、その辺はどう考えておりますか。受益者負担ですよ。指定管理者だってもうけなければならぬ。それをこうすれあれすれと言われていて、やります、やります

と言って、受益者はただ遊んでいるのですよ、あれ。していない人もいっぱいいる、町民で。それに見合った料金を取らなければだめだと思うのですよ。その辺をどう考えていますか。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（服部久和君） 13番長谷川議員の御質問にお答えしたいと思います。

長谷川議員おっしゃるとおり、委託料をふやして収入の減った部分に対応していくということには、当然限界があります。それで、一定の限界点だと、行政としてこれ以上お金は出せないし、受益からも十分な負担をいただくということが大原則だと思っております。

その時期がいつかということは、すぐ申し上げにくいところですが、その状況を十分踏まえて受益者の方にも負担を求めるという方法も入れながら、また、業者の努力も相手に求めながら、ちょうどバランスのいいところで使用料等を上げるということも十分検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 認定第1号

日程第16 認定第2号

議長（西村昭教君） 日程第15 認定第1号平成23年第3回定例会で付託されました議案第6号平成22年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件、日程第16 認定第2号平成23年第3回定例会で付託されました議案第7号平成22年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、長谷川徳行君。

決算特別委員会（長谷川徳行君） ただいま上程されました認定第1号、第2号を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

平成23年第3回定例会において、本委員会に付

託された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

決算特別委員長、長谷川徳行。

記。

付託事件名、議案第6号平成22年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第7号平成22年度上富良野町企業会計決算認定の件。

1、審査の経過。

本委員会は、平成23年10月18日、19日、20日の3日間開催し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行い、全体による質疑応答を行った上、各分科会から審査意見を求め、これをもとに全体で審査意見書を作成し、理事者の所信をただし表決をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

特に、委員会で発言された質問並びに「別記平成23年度（平成22年度会計分）上富良野町決算特別委員会審査意見書」については、今後の予算編成と町政運営に反映されたい。

また、監査委員の審査意見はいずれも的確な判断によると認められ、指摘事項については早急に改善または対応して予算執行に当たられたい。

なお、平成23年度（平成22年度会計分）上富良野町決算特別委員会審査意見は、御高覧をいただいたものと省略させていただきます。

認定いただきまして、皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、決算特別委員長の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号平成22年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号平成22年度上富良野町企業会計決算認定の件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

暫時休憩といたします。

2時50分より再開いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時50分 再開

議長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

#### 日程第17 諮問第1号

議長(西村昭教君) 日程第17 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(向山富夫君) ただいま上程いただきました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

現在、人権擁護委員を務めていただいております4名の人権擁護委員の方の中で、小澤治子氏がこの春に再任の御同意をいただいたところでございますが、本人の体調不良の訴えがございまして、その事情を理解できるということで、このたび辞任に至りました。よって、小澤氏の後任の人権擁護委員の方を推薦申し上げたく御提案申し上げるところでございます。

諮問書の朗読をもって説明とかえさせていただきますと存じます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求め。

記。

住所、上富良野町宮町3丁目1番33号。

氏名、川鍋まさ子。

以上でございます。

人格識見ともにもすぐれた方でございますので、御審議いただきまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は先例に基づき、質疑、討論を省略し、直ち

に採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

#### 日程第18 発議案第1号

議長(西村昭教君) 日程第18 発議案第1号軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

11番(今村辰義君) ただいま上程されました発議案第1号軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見の件を、議案の朗読をもって説明いたします。

発議案第1号軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成23年12月13日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、今村辰義、賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

裏面をごらんください。

軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書。

農業など各産業分野の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除措置(免税軽油制度)が、平成24年3月末に期限切れを迎え廃止される予定である。

経営規模が大きい北海道の農業は、トラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使っている。また、漁業の船舶や鉄道輸送などあらゆる産業分野で活用され、基幹産業の育成や地域経済の活性化に貢献してきた。

平成21年度において道内で活用された免税軽油の量は42万7,000キロリットルに上り、免税額にして137億円に達し、このうち農業分野の使用量は17万3,000キロリットル、免税額で56億円、船舶関係では7万1,000キロリットル、免税額23億円、鉄(軌)道関係8万2,000キロリットル、免税額は26億円などとなっている。

他方、農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置の恒久化も求められている。農林漁業用A重油は、農業用ハウスの暖房や船舶などの燃料に幅広く使用され、本道の基幹産業である農林水産業の振興に大きく貢献している。

燃料価格が高どまり状態の中で、免税軽油制度や農林漁業用A重油に対する特例措置が廃止されると、農林水産業など幅広い分野で大きな経済的打撃を受けることになる。

このため、軽油引取税の課税免除措置及び農林漁業用A重油に対する特例措置に恒久化などについて、下記事項を要望する。

記。

1、軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）を恒久化すること。

2、農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置を恒久化すること。

3、地球温暖化対策税については、農業者の負担がふえることのないよう万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月14日。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣に充てて提出いたします。

以上、御審議いただきお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 発議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第19 発議案第2号 ワクチン接種緊急促進事業の継続を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1 番佐川典子君。

1 番（佐川典子君） ただいま上程いただきました発議案第2号ワクチン接種緊急促進事業の継続を求める意見の件につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきますと思います。

発議案第2号ワクチン接種緊急促進事業の継続を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2

項の規定により提出いたします。

平成23年12月13日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、佐川典子、賛成者、上富良野町議会議員、今村辰義。

裏面へ移ります。

ワクチン接種緊急促進事業の継続を求める意見書。

ワクチン接種事業については、平成22年度政府補正予算に計上されて以降、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの公費による接種が実施されているが、来年度以降については予算措置が講じられておらず、現状のままでは平成23年度をもって同事業は終了することとなる。

しかし、同事業が本年度末で終了となった場合、事業の対象が今年度内に接種が完了できない可能性があるばかりか、このような短期間で終了することは国民にとって不公平であることは言うまでもない

現在、厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会接種部門において、これらのワクチンを含めた必要な予防接種の定期接種化について検討されている。いずれのワクチンも、子供たちを感染から守り、健やかな育ちを支える役割を果たす重要なものである。予防医学の観点からも、定期接種化されるまで同事業の継続の必要性があることから、日本医師会もこれまで継続的に厚生労働省、政府に対し強く働きかけを行っている。

さらに、行政としても、北海道市長会と北海道町村会で要望を行っているが、現時点では継続の決定には至っていない。

については、子供たちの命と健康を守るため、下記の事項について実施を強く要望する。

記。

1、ワクチン接種緊急促進事業を平成24年度以降も継続して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日。

北海道空知郡上富良野町議会議員、西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第20 発議案第3号

議長(西村昭教君) 日程第20 発議案第3号環太平洋経済連携協定に反対する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

11番(今村辰義君) ただいま上程されました発議案第3号環太平洋経済連携協定に反対する意見の件を議案の朗読をもって説明いたします。

なお、状況にあわせて内容が変わっていますが、過去に2回、意見書を提出しているものであります。

発議案第3号環太平洋経済連携協定に反対する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成23年12月13日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、今村辰義。賛成者上富良野町議会議員、佐川典子。

裏面をごらんください。

環太平洋経済連携協定に反対する意見書。

このたび、政府は、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加に向け、協議に入ると表明した。

畑作、酪農、畜産などの農林水産業を基幹産業とする本道において、TPPが締結されると海外の安い農水産物が大量に流入し、農山漁村は崩壊するおそれが高い。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま交渉参加に向けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて遺憾である。

今、政府が行うべきことは、足腰の強い農林水産業を構築し、農山漁村を再生させることである。

よって、国においては、TPP協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて、十分な情報提供とあわせて国民的な議論を行うとともに、引き続き、道民、国民合意のないまま関税撤廃を原則とするTPP協定には参加しないことを重ねて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月14日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。

以上であります。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了といたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第21 閉会中の継続調査申し出の件

議長(西村昭教君) 日程第21 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

#### 町長あいさつ

議長(西村昭教君) ここで、年末に当たりまして、町長からごあいさつがございます。

町長。

町長(向山富夫君) 議長のお許しをいただきまして、1年の締めくくりであります第4回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼とごあいさつを申し上げます。既に御案内のように、今年を振り返ってみますと、春の天候不順、さらには3月1日に発生いた

しました東日本大震災による未曾有の被害を受けるとともに、なかなか復興の兆しが見えないことにより立ちを感じながら日々送ってきたところでございます。

当町におきましても、春の天候不順に加えて夏の高湿多雨、たびたび襲われるゲリラ豪雨など、本当にある意味において、自然とどのように向き合っていけばいいのかということを感じさせられる1年となったところでございます。

あわせて、防災対策を通じて、町民の皆さん方のように安心・安全を提供していけばいいのかということで、大きな課題を持ったような1年となったところでございます。

そういう中にありまして、議会の皆さん方におきましては8月に改選期を迎えられ、新たに町民の信頼を受けまして議会がスタートしたところでございます。そういう中で、大変こういう経済もなかなか回復しないような現状の中で、町にもたくさんの大きな重い課題が山積しているところでございます。

そういう中にありまして、私も誠心誠意、町政執行に取り組んでおりますが、何にも増して議会の皆さん方の温かい御指導や御支援がなければ一歩も前へ進むことができないところでございます。

非常にことしは、さまざまは課題を残して1年を間もなく終えようとしておりますが、来る平成24年がぜひ町民の皆さん方に明るい1年となることを心から願うところでございます。引き続き、皆さん方の御支援、御指導を心からお願い申し上げたいと思います。

これから、年末年始を迎えるわけでございますが、どうか健康には十分御留意いただきまして、すがすがしい明るい新年を迎えていただけることを心から御祈念を申し上げる次第でございます。

議長さんを初め、議員の皆さん方に大変1年間、温かい御指導、御支援をいただきましたことを改めて御礼申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。と思います。

1年間、大変ありがとうございました。

#### 議 長 あ い さ つ

議長（西村昭教君） 私のほうからも、一言皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

第4回定例会も、皆さん方の温かい御協力のもとに無事終了いたしましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。

23年3月11日の、まさに国を揺るがすような大きな自然災害があったわけでありましてけれども、また、政治的には総理大臣がかわり、また、その復興に向けて対応に非常に国中を挙げていろいろな課

題が出ながら、その困難に向かった1年ではなかったかと思えます。

また、議会におきましては8月に、それぞれ町民の皆さん方の付託を受けまして、また4年間、皆さん方とともにまちづくりの発展のために取り組む体制を整えて4カ月を経過したところでございます。

いろいろな問題、あるいは目に見えない課題等もありますけれども、来年もまたことし以上に混沌とするような年になるのではないかと心配をするところでありましてけれども、心配をしてもなかなか、備えもどうしていいのかわからないという部分もあろうかとは思いますが、やはり今わかっている、あるいはつかんでいる現実の中、最新の対応を構築していかなければならないと思っているところであります。

うちの町も、今、24年度の予算に向けて編成をしているところでありますけれども、国の財政状況は皆さん既に御存じのとおりでございます。やはりそういう中で、これからは集中と選択という取り組みがある意味では重点的に取り組んでいかなければならないのかなと思っておりますし、また、あわせて財政状況も非常に厳しくなるわけでありまして、そういう中でいかに効率的な財政、町民の幸せをつくり上げるためにどう使っていくかということの進化も、議会としてもまた問われているのかなと思っているところであります。

また、ことしは昨年に引き続き議会報告会ということで、町民の皆様方と接点強化を深めたわけでありまして、貴重な意見もいただきましたし、また来年度に向けて、そういう声を極力吸い上げるような努力もまたしていかなければならないと思っているところであります。

何はともあれ、大変いろいろな出来事のあった1年でありましたですけれども、議員各位の温かい協力のもとに議会の運営、あるいは定例会も含めましてスムーズに終了させていただきましたことを厚くお礼申し上げる次第であります。

あわせて、町長を初め役場職員の皆さん方にも大変温かい対応をしていただきましたことを厚くお礼申し上げます。24年度が皆様方にとりまして、また努力の小さな積み重ねでいい1年であることを御期待申し上げます。一言ごあいさつとお礼にさせていただきます。

1年間本当に御苦労さまでございました。

#### 閉 会 宣 告

議長（西村昭教君） これをもって、平成23年第4回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 3時11分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成23年12月14日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 岩 崎 治 男

署名議員 一 色 美 秀